

令和3年壱岐市議会定例会9月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	3
一般質問通告者及び質問事項一覧	6
第1日（9月7日 火曜日）	
議事日程表（第1号）	7
出席議員及び説明のために出席した者	8
再開（開議）	9
会議録署名議員の指名	10
審議期間の決定	10
諸般の報告	10
行政報告	11
議案説明	
報告第9号 令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	20
報告第10号 令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	21
報告第11号 令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	22
報告第12号 令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	24
報告第13号 令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	25
報告第14号 令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	26
報告第15号 令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	27
議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について	28
議案第47号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	31
議案第48号 壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	32

議案第 4 9 号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	3 3
議案第 5 0 号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	3 3
議案第 5 1 号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について	3 4
議案第 5 2 号	令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 7 号）	3 5
議案第 5 3 号	令和 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 8
議案第 5 4 号	令和 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 9
議案第 5 5 号	令和 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 9
議案第 5 6 号	令和 3 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
議案第 5 7 号	令和 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	4 0
認定第 1 号	令和 2 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	4 1
認定第 2 号	令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	4 2
認定第 3 号	令和 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 について	4 3
認定第 4 号	令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	4 4
認定第 5 号	令和 2 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 5
認定第 6 号	令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	4 6
認定第 7 号	令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につい て	4 7
認定第 8 号	令和 2 年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定につ いて	4 9
要請第 1 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書の提出について（依頼）	5 4
要望第 1 号	ゼロ・ウェイスト宣言の要望	5 4

第2日（9月10日 金曜日）

議事日程表（第2号）	5 5
出席議員及び説明のために出席した者	5 6
議案に対する質疑	
報告第9号 令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	5 7
報告第10号 令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	5 7
報告第11号 令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	5 7
報告第12号 令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	5 7
報告第13号 令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	5 7
報告第14号 令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	5 7
報告第15号 令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5 7
議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について	7 0
議案第47号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	7 0
議案第48号 壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	7 0
議案第49号 壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	7 0
議案第50号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7 0
議案第51号 壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について	7 0
議案第52号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	7 9
議案第53号 令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	7 9
議案第54号 令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	7 9

.....	7 9
議案第 5 5 号 令和 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	7 9
議案第 5 6 号 令和 3 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）	
.....	7 9
議案第 5 7 号 令和 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	7 9
認定第 1 号 令和 2 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	7 9
認定第 2 号 令和 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
認定第 3 号 令和 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
認定第 4 号 令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
認定第 5 号 令和 2 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
.....	7 9
認定第 6 号 令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
認定第 7 号 令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	7 9
認定第 8 号 令和 2 年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	7 9
委員会付託（議案）	8 6
予算特別委員会の設置	8 6
決算特別委員会の設置	8 6
要請第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	8 7
要望第 1 号 ゼロ・ウェイスト宣言の要望	8 7
委員会付託（要請・要望）	8 7
市長提出追加議案の審議（説明、質疑）	
議案第 5 8 号 小型動力消防ポンプ積載車 3 台購入契約の締結について	8 7
委員会付託（議案）	8 7

第 3 日（9 月 1 3 日 月曜日）

議事日程表（第3号）	89
出席議員及び説明のために出席した者	89
一般質問	91
3番 武原由里子 議員	91
12番 鵜瀬 和博 議員	101
2番 樋口伊久磨 議員	113
6番 山川 忠久 議員	121
第4日（9月14日 火曜日）	
議事日程表（第4号）	133
出席議員及び説明のために出席した者	133
一般質問	134
10番 音嶋 正吾 議員	134
8番 清水 修 議員	144
4番 山口 欽秀 議員	156
第5日（9月15日 水曜日）	
議事日程表（第5号）	169
出席議員及び説明のために出席した者	169
一般質問	170
9番 赤木 貴尚 議員	170
1番 森 俊介 議員	179
第6日（9月28日 火曜日）	
議事日程表（第6号）	189
出席議員及び説明のために出席した者	190
委員長報告、委員長に対する質疑	191
議案に対する討論、採決	
議案第46号 過疎地域持続的発展計画の策定について	195
議案第47号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	195
議案第48号 壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	195

議案第49号	沓崎市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	195
議案第50号	沓崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	195
議案第51号	沓崎市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について	195
議案第52号	令和3年度沓崎市一般会計補正予算(第7号)	196
議案第53号	令和3年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	196
議案第54号	令和3年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	196
議案第55号	令和3年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	196
議案第56号	令和3年度沓崎市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	196
議案第57号	令和3年度沓崎市水道事業会計補正予算(第2号)	196
議案第58号	小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の締結について	196
認定第5号	令和2年度沓崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	196
認定第6号	令和2年度沓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	196
認定第7号	令和2年度沓崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につい て	196
認定第8号	令和2年度沓崎市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定につ いて	196
要請第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書の提出について(依頼)	196
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)		
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	197
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	197
議員提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)		
発議第4号	沓崎市議会基本条例の一部改正について	198
発議第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書の提出について	199

市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）

議案第59号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	201
市長の挨拶	208
散会	210

令和3年壱岐市議会定例会9月会議を、次のとおり開催します。

令和3年8月31日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和3年9月7日(火)
- 2 場 所 壱岐市議会議場(壱岐西部開発総合センター2F)

令和3年壱岐市議会定例会9月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9月 7日	火	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	9月 8日	水	休 会	○議案発言(質疑) 通告書提出期限(正午)
3	9月 9日	木		
4	9月10日	金	本会議	○議案審議(質疑、委員会付託)
5	9月11日	土	休 会	(閉庁日)
6	9月12日	日		
7	9月13日	月	本会議	○一般質問
8	9月14日	火		○一般質問
9	9月15日	水		○一般質問 ○予算・決算発言(質疑) 通告書提出期限(正午)
10	9月16日	木	休 会	
11	9月17日	金	委員会	○常任委員会
12	9月18日	土	休 会	(閉庁日)
13	9月19日	日		
14	9月20日	月		
15	9月21日	火	委員会	○予算特別委員会
16	9月22日	水		○決算特別委員会
17	9月23日	木	休 会	(閉庁日)
18	9月24日	金		
19	9月25日	土		
20	9月26日	日		
21	9月27日	月		

22	9月28日	火	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会
----	-------	---	-----	---

令和3年壱岐市議会定例会9月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第9号	令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第10号	令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第11号	令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第12号	令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第13号	令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第14号	令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第15号	令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告済 (9/10)
議案第46号	過疎地域持続的発展計画の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第47号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第48号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第49号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第50号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第51号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第52号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第53号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第54号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第55号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第56号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第57号	令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第58号	小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の締結について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)

令和3年壱岐市議会定例会9月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
認定第1号	令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会	継続審査
認定第2号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会	継続審査
認定第3号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会	継続審査
認定第4号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会	継続審査
認定第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第6号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第7号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第8号	令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
要請第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)	総務文教厚生常任委員会 採 択	採 択 (9/28)
要望第1号	ゼロ・ウェイスト宣言の要望	総務文教厚生常任委員会	継続審査
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/28)
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/28)
発議第4号	壱岐市議会基本条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (9/28)
発議第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (9/28)
議案第59号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	省 略	原案のとおり可決 (9/28)

令和3 壱岐市議会定例会 9月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	5	5				発議(条例制定) (一部改正)	1	1		
予算	7	7				発議(意見書)	1	1		
その他	4	4				決議・その他				
報告	7	7				計	2	2		
決算認定 (内、前回継続)	8	4			4	請願・陳情等 (内、前回継続)	2	1		1
計	31	27			4	計	2	1		1

令和3年壱岐市議会定例会9月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
9月13日 (月)	1	武原由里子	マッサージ券の交付率向上に関する施策について 壱岐市の広聴活動について	91～100
	2	鵜瀬 和博	定住促進（農業振興）について	101～113
	3	樋口伊久磨	小学校規模適正化について 壱岐市プレミアム商品券について	113～120
	4	山川 忠久	消防団員の処遇について 通学路の安全確保について	121～132
9月14日 (火)	5	音嶋 正吾	石田町総合福祉センターについて（壱岐市社協石田事業所）の施設利用について 入札制度の是正策について	134～144
	6	清水 修	安全・安心のまちづくりについて 壱岐市の人材確保について 解体予定の公共施設の利活用について	144～155
	7	山口 欽秀	壱岐市でのコロナ感染拡大の状況と対策について 壱岐市の教育について 高齢者の交通手段への支援について	156～167
9月15日 (水)	8	赤木 貴尚	郷ノ浦郵便局前、昭和橋駐車場等の駐車場整備について 壱岐市の公共施設、保育園、幼稚園、小中学校への二酸化炭素濃度測定器設置について	170～179
	9	森 俊介	小中学校のエアコンの運用について 壱岐商業高校のエアコン導入について	179～188

令和3年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和3年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	9番 赤木 貴尚 10番 音嶋 正吾
日程第2	審議期間の決定	22日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第9号	令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について
日程第6	報告第10号	令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について
日程第7	報告第11号	令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について
日程第8	報告第12号	令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について
日程第9	報告第13号	令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について
日程第10	報告第14号	令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について
日程第11	報告第15号	令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第12	議案第46号	過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第13	議案第47号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について
日程第14	議案第48号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第49号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
日程第16	議案第50号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第51号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について

日程第18	議案第52号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	財政課長 説明
日程第19	議案第53号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第20	議案第54号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第21	議案第55号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第22	議案第56号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部長 説明
日程第23	議案第57号	令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	建設部長 説明
日程第24	認定第1号	令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第25	認定第2号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第26	認定第3号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第27	認定第4号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第28	認定第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第29	認定第6号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第30	認定第7号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長 説明
日程第31	認定第8号	令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	建設部長 説明
日程第32	要請第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	資料のとおり
日程第33	要望第1号	ゼロ・ウェイスト宣言の要望	資料のとおり

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（16名）

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君

7番	植村 圭司君	8番	清水 修君
9番	赤木 貴尚君	10番	音嶋 正吾君
11番	小金丸益明君	12番	鶴瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	市山 繁君
15番	土谷 勇二君	16番	豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和3年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、赤木貴尚議員、10番、音嶋正吾議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの22日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの22日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

令和3年壱岐市議会定例会9月会議に提出され、受理した議案等は27件、陳情等4件であります。

また、本定例会の審議期間中に、追加議案等3件が提出される予定となっております。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る8月19日、五島市で開催予定であった令和3年度長崎県市議会議長会臨時総会が、長崎県内における新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染の拡大を防止する観点から、開催方法を書面会議に変更し、実施されました。

書面会議では、令和3年度前期の事務報告、各市負担金、各種会議の開催計画等、各市から提出の24議案及び九州市議会議長会、長崎県13市共同提出の2議案について、それぞれ決定されました。

次に、8月24日、長崎市で開催予定であった長崎県離島振興市町村議会議長会第2回臨時総会についても開催方法を書面会議に変更し、実施されました。

書面会議では、令和2年度歳入歳出決算の報告が行われ、原案のとおり承認されました。

次に、8月24日、長崎市で開催予定であった長崎県国境離島市町議会連絡協議会についても

開催方法を書面会議に変更し、実施されました。

書面会議では、正副会長の選任が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、8月24日長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、山口欽秀議員が出席をされております。

会議の詳しい資料につきましても、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は、御高覧をお願いいたします。

今定例会9月会議において、議案等の説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

行政報告を行います。

本日ここに、令和3年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、6月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、9月5日に閉幕した東京2020パラリンピック競技大会の女子マラソンが同日行われ、平成28年から平成30年まで3年連続で本市において合宿を行っていただいた道下美里選手が、3時間0分50秒の記録で初の金メダルを獲得されました。

この快挙は、道下選手のたゆまぬ努力と才能、そして道下選手をサポートされた「チーム道下」皆様が一丸となって獲得されたものであり、日本国民はもとより、世界中の人々に勇気と感動を与えたものと確信しております。このたびの榮譽について、心からお慶び申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を祈念するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症について、長崎県においては、8月19日、県全体の感染段階をステージ5に引き上げ、県独自の緊急事態宣言が発令されたところであり、また、国において、8月27日から9月12日までの間、まん延防止等重点措置の対象に追加され、重点措置の対象区域に長崎市と佐世保市が指定されております。これまでにない規模及び速度で感染が拡大していることを十分理解し、一人ひとりが強い危機意識を持って行動するよう呼びかけられております。

本市では、8月4日に市内93例目となる感染者が確認され、以降昨日まで、新たに9名、合計102名の感染者が確認されたところであり、市民皆様には、引き続き不要不急の県外との往来自粛等並びに家庭内でも、できる限りの感染防止対策をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の大きな要として実施しているワクチン接種につきましては、大きなインシデントもなく、ほぼ順調に進んでおります。壱岐医師会をはじめ関係皆様の御支援・御協力に対し、深く感謝申し上げます。

現時点では、65歳以上の市民皆様の8割及び12歳以上の全接種対象者の5割を超える方が2回目を接種済みであり、接種券については、19歳以上の全対象者の皆様へお届けが完了している状況であります。

SNS等の誤った情報から、接種を躊躇している方もおられるようですが、接種機会のない小さな子どもたちを感染症から守る、子どもからの感染を防ぐという意味合いからも、若い親世代など大人の接種を多方面から推進しているところであり、ぜひ正しい情報を基に判断していただきたいと思っております。

なお、12歳から18歳までの接種券についても、明日9月8日発送予定といたしておりますが、保護者の皆様や子どもたちが、不安なく十分な理解のもと接種ができるよう、長崎県医師会が作成された子どもたちにも分かりやすいパンフレットを同封いたしております。

また、ワクチン接種は進んでおりますが、感染力の強いデルタ株が猛威を振るっており、ワクチンを2回接種していても感染する事例もありますので、接種が完了した後も、これまでどおり密を避け、マスクの着用など基本的な感染防止対策に御理解をお願いいたします。

次に、国は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げており、これにより誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を進めております。

総務省では高齢者が身近な場所でデジタル活用について学べる講習会等を推進するため**デジタル活用支援推進事業**を開始いたしました。

このたび、これまで市主催の情報発信塾等で協力を頂いた、長崎県企画部次世代情報化推進室情報戦略アドバイザー並びに学校法人長崎総合科学大学名誉教授横山正人様が代表を務められる株式会社九州地域情報化研究所が、総務省の補助実施団体として採択され、壱岐市を連携団体として市民向け情報活用教室を実施することが決定いたしました。

事業の内容でございますが、スマートフォン初心者の方を中心に島内の公共施設等を利用し、本年9月から来年3月まで、講習会24回、相談会8回を計画し、400名以上の方の受講を見込んでおります。

今後、講習会の日程等について、市民皆様へお知らせいたしますので、御参加をお願いいたします。

次に、**壱岐市洋上風力発電等導入検討協議会**についてであります。8月11日から降り始めた断続的な大雨により、県内においては甚大な被害が発生しております。一方、国外では熱波による山火事で自然環境は壊滅的な被害を受け、様々な生命が危機にさらされている地域もあります。

こうした中、本年8月に、世界各国の科学者でつくる国連のIPCCから新たな報告書が公表され、異常気象は地球温暖化によるものであり、その原因は人間の活動によるものであると断定されております。

この危機を回避するための有効な施策として、国においては再生可能エネルギーの導入拡大が強力に推進されている中、本市は、再生可能エネルギー主力電源化の切り札ともいえる洋上風力発電の導入可能性の検討に取り組んでいるところであります。

昨年度までは、長崎県主体の洋上風力発電に係るゾーニング実証事業において、県と連携して取り組んでまいりましたが、今年度は環境省所管の補助事業の採択を受け、市が主体となって導入可能性の検討に取り組んでおり、去る8月24日、漁業関係団体をはじめとする先行利用者並びに地域住民及び関係団体の代表者皆様との検討協議会を開催したところであります。

洋上風力発電の導入に当たっては、これまで同様、漁業者や地域との共存共栄並びに地域の活性化にとって有益であることを大前提として、今後も関係者皆様との合意形成に取り組んでまいります。

次に、本年4月30日に地域の代表者等で構成する**壱岐市補助金等検討委員会へ提言依頼**を行い、あらゆる角度から慎重審議を賜り、8月18日に提言を頂きました。

提言書には、今後の補助金等の在り方についての御意見並びに対象170件の各種団体等への補助金等の個別審査結果が示され、継続77件、縮減75件、廃止18件という結果でありました。

御提言頂きました内容を十分尊重し、見直し等検討を行い、補助金等の適正化に努めてまいります。

次に、**企業版ふるさと納税制度**は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる制度で、本市においては、第3次壱岐市総合計画に掲げた各種事業が寄附の対象となります。

このたび、本市の企業版ふるさと納税第1号として、芦辺町出身の万谷正様が代表取締役を務めておられる株式会社ファウンテック様から1,000万円の御寄附を頂きました。

万谷様は、東京壱岐雪州会の前会長として、また現在も名誉会長として壱岐市発展のために御

尽力賜っているところであり、ふるさと壱岐に思いを深く寄せられ、昨年9月に発生した台風9号、10号により本市が被災した際も、災害寄附として100万円のふるさと納税を頂くなど、これまで多くの御支援、御協力を賜っております。

今回の御寄附も壱岐市のためにという強い思いの中で賜った御厚意であり、壱岐市民を代表し、心から御礼と感謝を申し上げる次第であります。御寄附につきましては、本市の事業に有効に活用してまいります。

次に、**交流人口の拡大**についてであります。まず**観光振興**について。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、これまで4度の緊急事態宣言が発出され、うち令和2年は1度のみ49日間でありましたが、本年は3度にわたり200日間を超えております。

こうした影響等により、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から7月末までの乗降客数累計は18万2,819人、対前年比86.3%となっております。

また、本市の観光業にとって7月、8月は1年で最も活気あふれるハイシーズンであり、7月の4連休は観光客が戻り、8月の需要も大いに期待しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、3連休後半の台風9号の接近、さらには8月11日からの長雨等の影響により、依然として厳しい状況にあります。

国のGoToトラベルキャンペーンの一旦停止に続き、長崎県民限定観光キャンペーン及び本事業を活用した対馬市との相互交流キャンペーン等も一旦停止を余儀なくされておりますが、壱岐市観光連盟と連携を図りながら、今後の再開に向けて準備を進めてまいりますので、観光関連事業者への支援について、市民皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

今後、感染症の収束状況に応じ、改めて県内や近県からの誘客の強化を図り、観光需要の早期回復を目指してまいります。

次に、本市は、平成27年に「国境の島壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」として日本遺産第1号の認定を受けておりますが、この日本遺産は、保全を目的とする世界遺産とは異なり、地域の有形・無形の文化財をストーリーとしてまとめ、観光振興につなげることを目的として文化庁が認定するもので、これまで104件が認定をされております。

しかしながら、認定後の取組に温度差があることから、取組が不十分な地域の認定取消しのほか、追加認定について審査する制度が導入され、去る5月19日に実施された、導入後初めての審査の結果、本市の日本遺産は、これまでの誘客や取組の成果及び今後の取組計画が高く評価され、モデル地域として重点支援地域に選定されました。

今後、重点支援地域として、国境の島が紡いだ2,300年の歴史・文化の保存はもとより、県及び関係市町と連携してストーリーとしての魅力発信強化を図ることで、国内外からの交流人

口拡大による地域活性化を目指した取組を進めてまいります。

次に、県内離島の加盟市町、5市町において、共通に使用できる電子通貨のプレミアム付商品券である**しまとく通貨**について、その運営を行っている、しま共通地域通貨発行委員会の臨時総会が、去る9月1日に開催され、構成市町において、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい行財政運営が強いられ、既存事業の見直し等早急な対応が必要となる中で、共同実施するしまとく通貨発行事業については、今後、継続することが非常に厳しい状況であるとの判断から、令和3年度で終了することが決定をいたしました。

次に、**産業の振興**についてでございますが、まず**農業の振興**について。

今年の葉たばこの作柄については、移植後、晴天が続き、生育は順調に推移し、一部に小柄作が見られたもののしっかりとした肉厚の葉となり、昨年より収量も増加の見込みとなっており、10月7日から13日まで、熊本県合志市で販売が予定されております。

一方、早期水稻は、8月の長雨により収穫時期が遅れ、昨年大量発生したウンカ、コブノメイガ等の病虫害被害は少なかつたものの品質の低下が懸念されております。

肉用牛については、新型コロナウイルスの影響により、依然として枝肉価格の不安定な状況が続いており、肥育農家の経営を圧迫している状況にあります。

このような中、8月に開催された子牛市では、6月の平均価格と比較し、1頭当たりマイナス6.1%、4万6,000円減の71万2,000円となり、本年4月には一時持ち直したものの、前回の6月に引き続き下落いたしました。

また、本年度予定されていた壱岐市和牛共進会は、昨年に引き続き中止となっております。

昨年6月に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行され、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援が行われることとなりました。

本制度を活用し、本年8月10日、壱岐市農業協同組合を中心とした壱岐市農業支援事業協同組合が設立されたところであります。農業の担い手対策及び慢性的な人手不足の解消を図るため、本組合から、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣するマルチワーカーが、希望する農家や農業法人に派遣されることとなっております。このことにより、安定した給与を確保しながら農業に関する技術を習得し、壱岐農業全体の持続的な展開が図られるとともに、地域の活性化も期待をされております。

水産業につきましては、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は985トンの18.8%増、漁獲高は8億800万円の25.9%増と漁獲量、漁獲高ともに増加しております。これは、4月から6月までのケンサキイカ漁が好調であつ

たことが要因であります。他の魚類については漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受け低迷が続いております。

また、市内5漁協の正組合員数は、令和2年度末で昨年から32人減の803名となっております。漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

なお、持続可能な新水産業創造事業による箱崎漁業協同組合の冷凍庫改築に係る補助金について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、**緊急経済対策事業**として本年2月に販売した壱岐市地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業であります。2日間で1億4,000万円分の商品券が完売し、6月末に使用期限を迎え、7月末までに換金手続を終了いたしました。

実績を分析した結果、商品券が使用された店舗の分類は、大型小売店が60.1%、その他の小売店が15.7%、飲食店が14.9%、その他が9.3%でありました。

また、店舗の種別については、島内資本の事業所が83.6%、島外資本の事業所が16.4%でありました。島内資本の事業所が8割以上を占めた結果については、本商品券の用途を飲食店の利用または壱岐産品を一品以上購入される際の会計に限定したことが要因であったと考えており、本年2月から4か月余りの間に貯蓄に回らない1億4,000万円という資金が本市の市場に流れ、本市産品等の購入に充てられたということは、コロナ禍で逼迫する本市経済の活性化に寄与できたものと分析をいたしております。

一方で、商品券の販売手法等において反省点があったため、6月会議で議決頂きました第4回壱岐市プレミアム商品券発行事業においては、その反省点を活かす形で対応を図ってまいります。

また、第4回壱岐市プレミアム商品券発行事業と並行してキャッシュレスキャンペーンを実施する旨を報告しておりましたが、前回キャンペーンを行った決済会社である株式会社PayPayが、今秋、独自で大型キャンペーンを行うことを発表し、さらに10月以降年末にかけても様々なキャンペーンを行うことが予測され、同時期に市の予算を講じて二重にキャンペーンを実施することは非効率であるため、壱岐市独自のキャッシュレスキャンペーンの実施は見送ることいたしました。

このキャッシュレスキャンペーンの事業見送りに係る予算につきましては、第4回壱岐市プレミアム商品券発行事業の事業費に上乗せして実施することとし、当初5万セット、発行総額3億円とされていた商品券を、5万7,000セット、発行総額3億4,200万円へ増額いたします。

実施に当たっては、前回の反省点等を踏まえ、市民皆様全てに公平となるよう、1人2セットまでに限定した商品券購入に必要な引換券を送付いたします。売れ残った場合は残りのセット数

に応じて一般販売を実施する予定であります。詳細については回覧等でお知らせをいたしますので、ぜひ御購入頂き、本市経済の活性化に御協力をお願いいたします。

次に、**市民関係について**でございますが、まず**放課後児童クラブ等育成支援事業**についてですが、本事業は、仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に遊びや生活の場を提供して適切な指導を行い、健全な育成を図ることを目的として、現在、市内6事業所に業務委託を行っております。

その中で勝本町内の小学生が利用する事業所「あそぼうね」が令和3年度をもって閉所されるため、利用者皆様の新たな受入れ先として、令和4年度から壱岐市社会福祉協議会に運営を委託し、勝本すまいるクラブを開設したいと考えております。勝本町ふれあいセンターかざはや内にある保健研修室を改修して放課後児童クラブ専用の施設とすることとしており、新規開設に伴う改修工事の費用について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、8月11日から降り始めた断続的な大雨が、西日本から北日本の広い範囲で降り続き、各地で甚大な被害をもたらしております。

そのような中、去る8月25日に県内の一般廃棄物処理関連事業者からなる2団体と**災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定**を締結いたしました。

その内容は、地震や台風など大規模災害で発生したし尿、生活ごみ、倒壊した建物等の災害廃棄物を本市と連携して、迅速かつ円滑・適正に撤去・収集・運搬処理することを目的としており、特に離島という地理的な制約がある中で、早期の復旧・復興に向け御協力頂くというものであります。

協定の相手方は、36社が加入する県環境保全協会並びに41社が加入する県環境整備事業協同組合であり、現在、同協定を締結している、大村市、諫早市、長崎市、松浦市に続き、本市は県内5番目となり、離島では初めてとなります。

今後、県及び両組合団体事業者等との協力支援体制の構築を図り、災害の発生に備え、万全を期してまいります。

次に、**教育について**でございますが、**次代を担う壱岐っ子の全国大会等での活躍**について申し上げます。

6月5日から8日にかけて2年ぶりに開催された長崎県高等学校総合体育大会陸上競技に出場した壱岐高等学校3年浦川日菜子さんが、女子5,000メートル競歩の部において26分40秒04で第2位、同じく3年高城日和さんが27分05秒85で第4位、女子800メートルの部において2年土肥さくらさんが2分16秒02で第3位、女子走幅跳の部において2年長岡幸奈さんが5メートル23で第5位の成績を収めました。

只今申し上げた4名の選手は、長崎県代表として6月17日から20日にかけて大分県の昭和

電工ドーム大分で開催された第74回北九州高校総体陸上競技大会に出場し、浦川日菜子さんが女子5,000メートル競歩の部において長崎県大会の記録を大幅に更新し、25分04秒69で第6位というすばらしい成績を収めました。

また、7月25日、26日に開催された長崎県中学校総合体育大会陸上競技に出場した郷ノ浦中学校1年、福原悠吾さんが1年男子100メートルの部において12秒15で優勝、同じく郷ノ浦中学校1年の加勢田莉空さん、福原悠吾さん、森寺蓮さん、中山慶哉さんの4名でバトンをつないだ4×100メートルの部において49秒93で優勝というすばらしい成績を収めました。

福原悠吾さんは、長崎県代表として8月4日から6日にかけて、福岡県博多の森陸上競技場で開催された第43回九州中学校陸上競技大会に出場し、1年男子100メートルの部において12秒04で第5位という好成績を収めました。

その他の分野では、壱岐商業高等学校壱州荒海太鼓部が、令和2年度長崎県高等学校総合文化祭第18回郷土芸能発表大会において金賞を受賞し、8月3日から5日にかけて和歌山ビッグホールで2年ぶりに開催された、文化部のインターハイと呼ばれる第45回全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門に出場いたしました。惜しくも入賞はなりませんでした。同じテーマに取り組んできた全国各地の仲間と交流を深める機会にもなり、貴重な経験になったことと思います。

また、8月3日に行われた“社会を明るくする運動”中学・高校生長崎県弁論大会に出場した石田中学校3年の松尾桃花さんが最優秀賞の知事賞を受賞されました。

新型コロナウイルスの感染拡大で、学校生活が大きく制約を受ける中、学びと部活動を両立させ、日頃の努力の成果を存分に発揮された結果であり、子どもたちの活躍を大変うれしく思いますとともに、児童・生徒皆さんの今後ますますの活躍を期待しております。

次に、平成30年9月から開始した**いきっこ留学制度**は今年度4年目を迎えました。現在、里親留学12名、孫戻し留学7名、親子留学11名の計30名をいきっこ留学生として受入れております。令和4年度のいきっこ留学生の募集についても、本年8月2日から開始し10月15日までの期間で行っております。

いきっこ留学については、制度開始以降、年々留学生が増加しており、今年度も多くの問い合わせを頂き、事前見学等に対応しているところでありますが、このまま上限を設けず留学希望者を全て受入れていきますと、里親の確保や財源の確保等の課題が想定されます。そのため、令和4年度からの募集においては、留学種別ごとの定員を里親留学は20名、孫戻し留学・親子留学はそれぞれ10名の合計40名とすることや、補助金交付期間を留学開始から3年間を原則とすることなど、定員及び補助期間の上限等、制度の見直しを行ったところであります。

今後もこのいきっこ留学制度を通じた交流が、留学生はもちろん、壱岐市の児童・生徒にとつ

て豊かな体験につながる制度となるよう、検討を重ねながら取り組んでまいります。

次に、**防災対策につきましては**、8月11日から本州付近に停滞した前線の影響で、長期にわたって記録的な大雨となり、九州など西日本を中心に大雨特別警報が発表されました。長崎県内においても、連続雨量が1,000ミリを超え、土砂災害等により人的被害が発生するなど甚大な被害が発生しております。お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

本市では、この間、大雨警報6回、土砂災害警戒情報1回を受け、災害警戒本部を設置するとともに、避難所を1回開設しましたが、幸いにして大きな被害は報告されておられません。

これから本格的な台風シーズンを迎えます。台風への対策も含め、新型コロナ禍における感染拡大防止のためのパーテーションやA I顔認識温度検知カメラ等を導入し、避難所における環境整備に努めてまいります。

今後も関係機関と連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先に災害対策に万全を期してまいりますので、早めの警戒や日頃の備えなど、防災意識の向上に御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症につきましては、今年に入り、8月末日までに16名の患者を救急搬送いたしております。今後、残暑が厳しくなることも予想されますので、市民皆様におかれましては、こまめな水分補給を行っていただき、室内においてもエアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分注意されますようお願いをいたします。

次に、**議案関係について**御説明いたします。

本議会に提出した令和3年度補正予算の概要は、一般会計補正額3億181万2,000円、各特別会計の補正総額7,249万3,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は3億7,430万5,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は231億7,625万9,000円で、特別会計につきましては85億131万円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和2年度各出資法人の経営状況等に係る報告6件、令和2年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の一部改正に係る案件5件、計画の策定1件、予算案件6件、令和2年度各会計決算認定8件であります。何とぞ慎重に御審議頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 報告第9号～日程第31. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第9号から、日程第31、認定第8号まで、以上27件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、提出いたしております議案の説明につきましては、各部長、各担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

報告第9号令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社については、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2号で規定された法人でございます。

報告書の1ページをお開き願います。

官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページ目でございます。

(3)の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で出資比率は46%となっております。

3ページをお開きください。

貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計748万6,282円、固定資産合計894万1,063円で、資産合計は1,642万7,345円となっております。

負債の部については、負債合計220万444円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の(4)未払金及び(5)預かり金でございますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

資産の部については、株主資本合計1,422万6,901円で、負債、純資産合計は資産合計と同額の1,642万7,345円でございます。

4ページをご覧ください。

損益計算書でございますが、売上げ総利益が143万730円、販売費及び一般管理費300万4,784円で、営業利益はマイナス157万4,054円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

営業外収益でございますが、受取利益は預金利息の50円で雑収入は被災保険金の198万9,302円でございます。

営業外収益の合計が198万9,352円となり、経常利益の41万5,298円から法人税等を引きまして、当期純利益が39万4,298円となります。

次に、5ページをお開きください。

株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,383万3,000円、当期変動額合計が39万4,000円で、当期末残高1,422万7,000円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第9号令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 皆様、おはようございます。

報告第10号及び報告第11号につきまして、続けて御説明申し上げます。

まず、報告第10号令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について、令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第38期営業報告書を添付しております。

2ページ目をお開き願います。

丸の1つ目、当社の業務概要の欄をご覧ください。

令和2年度は、全ての施策がコロナ禍での対応を前提とするものとなり、年度当初はコロナウイルスへの不安を反映し、予約のキャンセルが相次ぎましたが、ゴルフへのコロナの影響は微細ないし皆無であるといった情報もあり、感染防止対策に万全を期して運営を行った結果、対前年度比で島外利用者は207名減少したものの、島内利用者が1,059名増加し、全体で852名の増加と3期連続して前年を上回っております。

丸の2つ目、当社の決算状況についての欄をご覧ください。

損益については、来場者増加を反映し、売上高、売上げ総利益ともに対前年比10%以上500万円を越す増加額となっております。

営業利益は、販売管理費を売上げの増加幅内に抑えたため、さらに好転し、対前年比232%の302万6,000円となり、当期純利益は前年を375万4,000円上回る555万7,000円の黒字となっております。

4ページ目をお開き願います。株式の状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%でございます。

5ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で流動資産が1,774万4,053円で、固定資産が4,867万1,060円、資産合計は6,641万5,113円でございます。

6ページをお開き願います。負債・純資産の部については、負債合計は586万216円、純資産の合計は6,055万4,897円で、負債及び純資産合計は6,641万5,113円となっております。

次に、7ページをお開き願います。損益計算書でございます。表中段の売上総利益が5,143万3,694円、販売費及び一般管理費は4,840万7,381円で、営業利益は302万6,313円となっております。営業外収益特別利益と合わせ税引き後の当期純利益は555万7,510円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、8ページに掲載をしております。9ページに株主資本等変動計算書、10ページに主要勘定残高明細書、11ページに監査報告書を添付いたしております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

次に、報告第11号令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について。令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成30年11月9日に設立され、平成31年4月1日から、イルカパークの指定管理を受託、4月25日にリニューアルオープンし、本格稼働から2年度となります。

資料1ページをお開き願います。

入園者数は、島外1万309人、島内9,281人、合計1万9,590人で、対前年度比1万4,101人の減となっており、新型コロナウイルス感染症による観光客数の減等、影響を受けております。

次に、3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については流動資産が2,019万2,761円、固定資産が1,003万3,312円で、資産合計は3,026万6,073円となっております。

負債・純資産の部については、負債合計が3,221万3,952円、純資産合計がマイナスの198万7,879円で、負債及び純資産の部の合計は3,022万6,073円となっております。

主な内訳は、流動資産の部の商品670万2,745円はカフェの食材等、またイルカの餌用の魚などの販売商品の在庫でございます。

流動負債の部、未払い金1,936万619円は、4月10日支払給与、また、ゲストハウス工事関係の外注費の未払いでございます。

固定負債の部、長期借入金1,000万円は、コロナ対策セーフティネットの借入れになります。

4ページをお開き願います。損益計算書でございます。

まず、売上合計は、売上高、指定管理委託料、交付金事業のハード事業に係る業務委託等、合計9,168万9,142円でございます。売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は7,949万1,656円です。税引き後の当期純利益は、マイナスの509万1,403円となっており、新型コロナウイルス感染症による観光客等の減による影響が大きい状況にあります。

5ページをお開き願います。販売費及び一般管理費の内訳書でございます。

主な支出は、役員報酬、人件費、法定福利費合わせて5,887万3,222円であります。

次に、受託業務工事費1,171万5,000円は、令和元年度から繰り越したハード事業で、地方創生推進交付金を活用した事業であり、調餌場新築工事、調餌場設計管理費、そして受託業務備品購入費808万5,000円については、調餌場プレハブ冷蔵・冷凍庫購入費、生化学検査装置、エコー購入費に係る費用でございます。

次に、消耗品費1,540万6,336円については、イルカ餌用魚代、動物飼育費、カフェ消耗品、イルカパーク施設管理等消耗品に係る費用であります。

6ページに株主資本等変動計算書、7ページに個別注記表、8ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第12号令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから、経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページ、3ページをお開き願います。

2ページは、役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは、事業報告でございます。令和2年度の事業概要は、アワビ種苗4万個を壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により8,000個ずつを放流をいたしております。財源の内訳ですが、利息0.26%で基金運用益182万円、助成金として県から26万円、市から13万円、各漁協から2万6,000円ずつの5漁協で13万円となっております。また、法人会計より8万円を振替えまして、合計242万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が40万5,469円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億40万5,469円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。7ページは、正味財産増減計算書でございます。

8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては預金利息を財源としております。今年度の繰越金は1億円を除きますと40万5,469円となっております。

支出の面で管理費の3万3,130円は、主に消耗品費でございます。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11ページ、12ページは監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第12号についての説明を終わります。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 報告第13号及び報告第14号を続けて御説明いたします。

まず、報告第13号令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページ目をお開き願います。経営状況について御説明いたします。

令和2年度は、年度当初より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言などの影響を受け、観光客の足は滞り、壱岐島荘においても宿泊・昼食の予約の中止、一時的な休業などの影響を受けております。県・市による宿泊応援キャンペーン等による収益の確保やテイクアウトメニューの販売など経営安定に取り組まれたものの、12月末からの感染拡大等の結果、収入は、前年度実績の28%減、決算額においても、これまで黒字が続いておりましたが、令和2年度においては約1,370万円の赤字となっております。

3ページをお開き願います。令和2年度の利用状況でございます。宿泊者数は5,989人で、対前年度3,215人の減、率で約35%減となり、その他の利用者数も減少となっております。特に宴会利用者は1,660人で、対前年度6,547人の減、率で約80%減となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございますが、収入の部が合計1億3,159万6,735で、前年度実績の約28%減、支出の部が合計1億4,529万8,032円で、前年度実績の約20%減となっております。当期経常増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は1,370万1,297円の赤字となっております。

5ページから7ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は、損益計算書に相当するものでございます。

7ページ、合計（a）の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は3,256万8,583円となっております。

次に、8ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部は、合計で4,318万

8,135円、負債の部は合計で1,056万9,552円、正味財産の部は合計で3,256万8,583円で、負債及び正味財産の合計は4,318万8,135円となっております。

9ページ、10ページに財務諸表に対する注記、11ページに監査報告書を添付しております。以上で、報告第13号の説明を終わります。

次に、報告第14号令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について。令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページ中頃の事業実績をご覧ください。取扱品目数は約320品目で、主な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京・大阪・福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては55品目を取扱っております。物産展等の催事やフェアへの出展回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の21回から5回に大幅に減っております。

次に、3ページをお開き願います。売上実績は売上目標額2,500万円に対しまして、2,785万274円ですが、下の売上推移表でも分かるとおり、対前年比65%と落ち込んでおります。

次に、4ページから決算報告でございます。5ページが決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。

まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をご覧ください。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計2,552万6,485円、経常費用の合計2,158万3,828円、税引き後の正味財産期末残高は1,986万71円となっております。

次に、7ページの受託会計の正味財産増減計算書をご覧ください。これは各種委託事業の会計でございます。経常収益の合計は517万4,220円、経常費用の合計は186万7,937円、正味財産期末残高は330万6,283円となっております。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書をご覧ください。これは国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金で充当をされております。経常収益の合計3,093万3,090円、計上費用は事業費が2,869万5,578円、管理費が223万7,512円で、合計3,093万3,090円となっております。

次に、戻りまして5ページをお開き願います。ただいま御説明いたしました3会計を総括した

ものが決算総括表でございます。歳入合計7,953万3,909円、歳出合計5,636万7,555円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きまして、正味財産期末残高は2,316万6,354円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページをお開き願います。貸借対照表でございます。

資産の部合計3,827万6,925円、負債の部合計1,511万571円、正味財産の部で正味財産は2,316万6,354円、負債及び正味財産の部の合計は3,827万6,925円でございます。

10ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第15号令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず実質赤字比率につきましては、一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支により算出いたします。いずれも黒字決算でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の特別会計と公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計の全ての会計において実質収支は黒字決算でありますので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、令和元年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.4%ございましたが、令和2年度は6.7%で、対前年度0.3%の増となっております。

要因といたしましては、令和2年度の単年度比率は5.98%であり、令和元年度の単年度比率7.6%と比較して1.62%の減少となっておりますが、実質公債費比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった平成29年度の単年度比率5.21%が算定から外れ、令和2年度の単年度比率が5.98%でありますので、3か年平均で増となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、32.8%と対前年度5.5%の減となっております。これにつきましては、令和2年度の地方債の発行額が元金償還金よりも少なかったことにより、算定の分子となる地方債現在高が減少したこと、また、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額が前年度より増となり、分母となる標準財政規模が前年度と比較して大きくなったことによるものと分析しております。

いずれの比率におきましても、中段の表でございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況でございます。引き続き健全な状況を保つよう財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業の三つの公営企業会計におきまして、資金不足はございませんので、比率は生じておりません。

なお、健全化比率等の概要につきましては、別紙資料3、各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第15号令和2年度老岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時11分休憩

午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第46号過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めるときは議会の議決を経る必要があるものでございます。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、今回、

新たな法律として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっております。

令和2年度まで定めておりました本市の過疎計画についても、新たな過疎法の施行に併せ、新たに策定する必要があるため、今回提案するものでございます。

過疎法では、償還額の7割が交付税に算入される有利な地方債である過疎対策事業債の借入れを行うためには、過疎計画の策定が必須であることから、過疎計画を策定するものでございます。

なお、過疎計画の中に事業名を記載しておりますが、後年度計画書に記載していない新規事業に過疎対策事業債を活用する場合は、計画書の変更議決を要することとなります。

今回の過疎地域持続的発展計画は、これまでの平成28年度から令和2年度までの過疎地域自立促進計画を基に、法で新たに追加された項目を盛り込み、長崎県が策定した過疎地域持続的発展方針及び第3次壱岐市総合計画に即した内容とし、パブリックコメントによる意見募集及び長崎県との事前協議を経て作成しております。

それでは、過疎地域持続的発展計画の内容について御説明いたします。

1ページ目から9ページ目まで、基本的な事項として本市の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などを記載しております。

次に、9ページをお開き願います。

中段に（4）地域の持続的発展の基本方針ということをおうたっております。

過疎地域持続的発展計画は、第3次壱岐市総合計画の下位計画として位置づけ、第3次壱岐市総合計画に示された壱岐市の目指すべき指針に沿った各種施策を推進するものとしております。

次に、11ページをお開き願います。

（5）地域の持続的発展のための基本目標をおうたっております。

人口に関する目標のほか、地域の持続的発展の基本となる目標として、総合計画で掲げる成果指標に基づき設定しております。

次に、12ページでございますが、（6）計画の達成状況の評価に関する事項として、毎年実施しております政策評価の事後評価において、各事業の評価を行うことをうたっております。

（7）計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次の（8）公共施設等総合管理計画との整合については、壱岐市公共施設等総合管理計画における考え方との整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していくことをうたっております。

次に、13ページをお開き願います。

これ以降に、分野別に具体的な計画内容をうたっております。

まず、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成についてでございます。

現状と問題点、その対策、14ページには個別の事業計画の表を掲上げております。

事業名の欄に、(4) 過疎地域持続的発展特別事業というものがございますが、こちらはソフト事業でございます。また、各事業の事業内容の最後に、基金積立てによる事業実施を含むとございますが、過疎対策事業債ソフト事業につきましては、基金積立てを行って事業に充てることもできるようになっており、そのためには計画にうたい込む必要がございますので、全てのソフト事業についてこのような表記を行っております。

なお、この事業計画に載せている事業につきましては、全てに過疎対策事業債を活用するものではございませんが、過疎対策事業債を活用するに当たっては、過疎計画への掲載が必須となっておりますので、計画期間内に実施する可能性のある事業について、幅広く掲載をしております。

各事業の実施に当たっては、実施年度、実施事業ごとにその必要性、有効性等について、十分検討した上で判断を行い、予算要求等、所定の手続を経た上で実施されることとなります。

次に、15ページをお開き願います。

(4) の公共施設等総合管理計画との整合については、老岐市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、適切に事業を推進することをうたっております。

これ以降の各章にも同様の記載を行っております。

続いて、3、産業の振興でございます。

現況と問題点が15ページから18ページにかけて、農業、水産業、商工業、企業誘致、情報関連産業、観光・レクリエーションの順に記載しております。

18ページの中段から21ページにかけては、その対策をうたっております。

22ページからは、各種個別の事業を掲載しており、これが30ページまで続いております。

次に、31ページをお開き願います。

(4) 産業振興促進事項でございますが、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業において、事業用設備投資等を行い、所定の要件を満たした場合に国税の減価償却の特例及び地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置を受けることが可能となっており、その適用を受けるには過疎計画への掲載が条件となっておりますので、ここにうたっております。

31ページの中段からは、4、地域における情報化でございます。

32ページにかけて現状と問題点、その対策、33ページに事業計画などをうたっております。

次に、34ページをお開き願います。

5、交通施設の整備、交通手段の確保でございます。

36ページの上段まで、現状と問題点、その対策をうたっております。それ以降に事業計画を次ページにかけて掲載しております。

次に、38ページをお開き願います。

6、生活環境の整備でございます。

現況と問題点、その対策について、41ページまで水道、下水処理、廃棄物処理、消防、住宅、その他の項目に分けてうたっております。

42ページに事業計画を掲載しております。

次に、43ページをお開き願います。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、子育て環境の確保、高齢者福祉、障害者福祉、健康・保健の項目ごとに現況と問題点、その対策をうたっております。

48ページから50ページにかけて事業計画を掲載しております。

次に、50ページの後段からは、8、医療の確保について、現況と問題点、次のページにその対策をうたっております。この章では、個別事業の掲上はございません。

次に、52ページ、9、教育の振興でございます。

学校教育、社会教育、社会体育について、それぞれ現況と問題点、その対策をうたっております。

54ページの下段から55ページにかけて事業計画を掲上しております。

次に、56ページ、10、集落の整備について現況と問題点、その対策、次ページに事業計画を掲上しております。

次に、58ページ、11、地域文化の振興等について、現況と問題点、その対策、次のページに事業計画を掲上しております。

次に、60ページ、12、再生可能エネルギーの利用の促進については、今回追加された項目でございます。ほかと同様に、現況と問題点、その対策、次のページに事業計画をうたっております。

次に、62ページをお開き願います。

ソフト事業については、巻末に過疎地域持続的発展特別事業分として、事業計画をまとめて載せることとされておりますので、62ページから最後の75ページまで、再掲を行っております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第47号老岐市附属機関設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

老岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として壱岐市入札監視委員会を新設するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表ア、市長の附属機関の部に、名称が壱岐市入札監視委員会、担任する事務を入札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること、を加えております。

附則第1項において、施行期日を令和3年10月1日としております。

次に、附則第2項において、壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を同時に行っております。同条例の別表に壱岐市入札監視委員会に係る区分を追加し、壱岐市入札監視委員会の委員長の報酬の額を日額1万円、委員の報酬の額を日額5,700円と定めます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の6ページから7ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、課税免除を適用する法律について、現行の離島振興法のほかに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を追加し、それに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

これは、本市の過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、中小企業の設備投資を支援する特例措

置を適用するものでございます。

具体的には、現行の離島振興法に基づき策定された産業の振興に関する計画の地区が過疎地域と重複する場合には、過疎法による特例措置は対象外とされておりましたが、新過疎法では離島振興法との関係について調整規定は設けられず、特例の適用は事業者の選択に委ねられるようになったこと、また、離島振興法と同様に新過疎法の対象業種に情報サービス業等が追加され、設備の取得価格要件も2,700万円を超えるものから、資本金の規模に応じ500万円以上へと引き下げられたものでございます。

施行期日につきましては、附則第1項のとおり交付の日からでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第49号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、同年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定、施行されたことに伴い、これに基づく基金条例の名称や文言の整理などを行うものでございます。

施行期日につきましては、附則第1項のとおり、交付の日からでございます。

また、附則第2項において、現行の基金条例の経過措置を定めております。

以上で、議案第49号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第50号について御説明申し上げます。

議案第50号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、関係資料の9ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照願います。

壱岐市内の家庭的保育事業等を行う事業者に適用する基準につきましては、国が定める基準を参酌して条例にて定めており、このたび国の基準が改正されたため、本市条例を改正するものでございまして、改正内容でございますが、第6章雑則として、第49条を追加し、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁記録による対応を認めるものでございます。

施行期日については、附則のとおり交付の日からでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第51号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、電動車両用充電器の利用料を収入として収受していた合同会社日本充電サービスが電動車両の充電ネットワーク事業を吸収分割方法により、株式会社e—M o b i l i t y P o w e rへ継承したため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

第2条第3項中、合同会社日本充電サービスを株式会社e—M o b i l i t y P o w e rに改め、同条第4項中、N C Sをe M Pに改めます。

附則として、この条例は交付の日から施行します。

なお、この条例が適用となる市が設置している電動車両用充電器は、平成26年度に次世代自動車充電インフラ整備事業により、一支国博物館駐車場に設置をした急速充電器1基、普通充電器1基であります。

また、事業承継に伴い、権利義務及び維持権利金等の支払い条件、手続等に特段の変更はございません。

以上で、議案第51号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第52号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億181万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億7,625万9,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費は、1款1項議会費、壱岐市議会中継システム映像設備カメラ改修工事及び2款1項総務管理費、地域情報通信推進事業費のケーブルテレビ加入者宅用機器購入について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料に令和3年度9月補正予算（案）概要の8ページに記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債補正の1、変更で、以下、計上しております各起債の対象事業費の調整及び県との一時協議における事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

8ページ、臨時財政対策債につきましては、令和3年度の発行可能額の確定により、限度額3億4,800万円を4億3,050万円に、8,250万円増額しております。

10ページ、災害復旧事業債は、今回計上する公共土木施設災害復旧工事に充当する災害復旧事業債について、限度額2,830万円を8,570万円に5,740万円増額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページから17ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について2,963万4,000円を増額しております。

なお、本年度の普通交付税は、令和2年国勢調査による人口減はあるものの、新たな費目であります地域デジタル社会推進費の創設や算定費用の見直しなどにより、対前年度2.2%増の91億641万円に決定しております。

次に、13款1項2目災害復旧費分担金は、国の補助事業により行います農地9地区の農地災害復旧事業に係る受益者分担金220万円を計上しております。

14款2項4目農林水産業手数料は、今回、新たに家畜診療所にて実施いたします肺炎等呼吸器病のワクチン接種に係る診療手数料544万円を追加しております。

15款1項2目災害復旧費国庫負担金は、道路災害6か所の公共土木施設災害復旧事業費に対し、補助率80%の1億1,280万円を計上しております。

同じく3目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、ワクチン接種に係る経費のうち、医療機関へ支払う接種委託料については国庫補助金から国庫負担金に変更されることとなったため、既定予算及び追加で計上している費用を合わせまして、8,005万7,000円を計上しております。

これに伴い、2項3目衛生費国庫補助金に計上しておりました当該費用に係る歳入予算につきましては、組替えのため3,520万8,000円を減額しております。

15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、家畜市場にライブカメラを設置し、競り市をリアルタイムで配信するシステムの構築を行うための費用の一部を補助する財源の53万円と、国、県の補助事業、子ども・子育て支援交付金事業として実施される小規模保育施設ほか、民間保育施設や放課後児童クラブ等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組む費用を支援する事業の市の負担分の財源として、286万7,000円、合わせて339万7,000円を追加しております。

16款1項4目教育費県負担金は、聖火リレー事業費負担金として、壱岐市で実施しました聖火リレー事業に要した経費の2分の1を長崎県が負担するもので、170万7,000円を計上しております。

18ページから19ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費県補助金の農村地域防災減災事業補助金は、市内の防災重点ため池ハザードマップ作成及びため池劣化状況診断の費用に対する県補助金445万円を計上しております。

同じく16款2項8目農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、8月の豪雨により被災した農地災害復旧工事で補助対象となる4地区分の県補助金1,980万円を計上しております。

19款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金は、今年度の普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、財政調整基金からの取崩しを行わないことといたしましたので、繰入金1億3,800万円を減額しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回、人事異動、会計間の異動に伴う職員給与費等の組替えによる補正を行っております。給与費明細書につきましては、63ページから67ページに記載しておりますので、御参照願います。

9月補正の主要事業につきましては、別紙資料に令和3年度9月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項7目情報管理費、地域情報通信推進事業費で、老崎市ケーブルテレビの撮影編集機材を更新する費用として469万2,000円を計上しております。

3ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業は、放課後児童クラブ1事業所が今年度をもって閉鎖予定であることに伴い、勝本町内に新たな放課後児童クラブを設置するための費用及び国、県の補助事業により行います放課後児童クラブ6クラブへの新型コロナウイルス感染症対策支援に係る費用777万2,000円を計上しております。

同様に、3款2項4目保育所費におきまして、小規模保育施設ほか民間の保育施設に対する新型コロナウイルス感染症対策支援の費用として190万円を計上しております。

4ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費の家畜診療所費は、子牛の販売後の輸送ストレスによる肺炎等の呼吸器病のリスク低下を図るためのワクチン接種を実施するための医薬材料費として320万円を計上しております。

5款1項5目農地費、農村整備費で農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく防災重点ため池20か所のハザードマップ作成及びため池劣化状況診断1か所の費用450万円を計上しております。

5ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費の水産業振興総合対策事業費は、長崎県の補助事業、持続可能な新水産業創造事業で、箱崎漁協の冷凍庫改築に係る費用について、県2分の1、市6分の1負担で

補助を行うもので、486万7,000円を計上しております。

6ページをお開き願います。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、8月の豪雨により被災した農地9地区の災害復旧に係る費用2,539万6,000円を追加しております。

同じく10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路及び河川等の災害復旧事業費で、国庫補助対象6か所、市単独事業12か所、合計で1億7,000万円を計上しております。

そのほか、主要事業の概要につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第52号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第53号及び議案第54号について御説明申し上げます。

初めに、議案第53号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,318万1,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、6款1項1目その他繰越金253万2,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、8款1項6目特定健康診査負担金償還金につきましては、令和2年度の医療実績による保険給付費等交付金の精算返納金253万2,000円を追加いたしております。これで議案第53号の説明を終わります。

続きまして、議案第54号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,048万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,458万8,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、3款2項2目及び3目、4款1項2目、5款1項2目及び3目の介護予防日常生活支援総合事業及び包括的支援事業に係る地域支援事業交付金並びに7款1項1目一般会計繰入金を今回、人件費の補正財源としまして、総額1,201万円を追加いたしております。また償還金の補正財源としまして、8款1項1目繰越金4,847万1,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の1款3項1目介護認定審査会費及び3款2項1目一般介護予防事業費並びに3款3項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款1項2目償還金につきましては、令和2年度介護給付費及び地域支援事業の実績に伴う国、県などからの負担金、交付金の精算返納金、総額4,847万1,000円を追加いたしております。

以上で、議案第53号及び54号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第55号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページ目をお開き願います。令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,704万6,000円とします。

2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。2、歳入ですが、5款一般会計繰入金220万8,000円、6款前年度繰越金2万円をそれぞれ増額いたしております。

10ページをお願いいたします。3、歳出ですが、1款下水道事業費の1項2目施設管理費において、中央水処理場の給水ユニット制御盤及び真空弁の修理費103万3,000円を、2款漁業集落排水整備事業費の1項2目施設管理費で芦辺漁港浄化センターのコンポスト施設の修理費119万5,000円を増額補正いたしております。

詳細は、資料2、令和3年度9月補正予算（案）概要7ページに記載いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第56号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億948万6,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページから7ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として725万2,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に725万2,000円を増額補正いたしております。主な内容については、前年度繰越金を財源として消耗品費、修繕料、消費税納付金を増額補正いたしております。

以上で、議案第56号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第57号令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。第1条、令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和3年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正します。支出で487万9,000円の増額を行います。

第3条、予算書、第4条、本文括弧書き中を第3条中段以降部分になりますが、不足する額2億8,348万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,461万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,739万9,000円、当年度分損益勘定留保金1億5,147万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。収入で200万円を減額し、支出で5,000万円を増額いたしております。第4条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改めます。職員給与費を487万9,000円増額します。本日の提出です。

4ページをお願いいたします。収益的支出ですが、総係費では職員の異動などに伴う487万9,000円の増額を行っております。

5ページをお願いします。資本的収入及び支出ですが、収入で200万円を減額しており、これは道路改良工事に伴う水道管移転補償費の減額によるものです。支出では5,000万円の増額をいたしており、これは老朽化した送水ポンプの取替え工事や配水管の敷設替え工事によるものです。

以上で、議案第57号令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 認定第1号令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

令和2年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計269億5,339万9,961円、歳出合計262億8,491万7,808円、歳入歳出差引残額6億6,848万2,153円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、122ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が6億6,848万2,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が2億2,319万円でございますので、これを差し引いた5、実質収支額は4億4,529万2,000円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和3年3月31日で決算

を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページ、6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和2年度中の増減を記載しております。

調書の7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高につきましては、令和3年3月末での現在高は80億337万9,000円で、前年3月末より11億4,516万6,000円の減となっております。

定額基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和2年度の決算状況につきましては、歳入では新型コロナウイルス感染症対策に係る国、県支出金の増、また普通交付税が算定費用の見直し等により、対前年度比2.6%、2億2,819万6,000円増の89億886万6,000円となったことなどの影響により、歳入総額は対前年度比1.8%、4億7,837万6,000円の増となりました。

歳出では、前年度に完了した庁舎の耐震改修事業が約6億2,200万円の減、災害復旧費が約5億4,400万円の減となっておりますが、歳入同様、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を実施したことにより、歳出総額は対前年度比2.2%、5億6,844万7,000円の増となっております。

そのほか、主な事業の内容につきましては、資料3、令和2年度各会計決算概要の7ページ以降の令和2年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔財政部長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 認定第2号から4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定につきましては、歳入合計36億95万7,524円、歳出合計35億8,725万3,031円、歳入歳出差引残額1,370万4,493円、直営診療施設勘定は歳入合計4,960万5,802円、歳出合計4,960万5,802円、歳入歳出差引歳入不足額はゼロ円でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。歳入につきましては、

1 款 1 項国民健康保険税の状況は記載のとおりであり、前年度分の収納率は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして、94.95%で、昨年度と比較し0.61%のプラスとなっております。また、滞納繰越分につきましては収納率17.30%であり、昨年度と比較し4.01%のプラスとなっております。

8 ページ、9 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目災害臨時特例補助金は、新型コロナの影響に伴う令和元年度及び令和2年度の保険税の減免分に係る補助金でございます。

3 款 1 項 2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、令和3年3月から運用が始まっておりますオンライン資格確認に伴いますシステム改修補助金でございます。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、医療給付費及び保険事業への長崎県からの交付金でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、令和2年度も法定繰入のみを行っております。

16 ページ、17 ページをお開き願います。歳出でございますが、2 款保険給付費の総額は、25 億1,722 万7,573 円であります。昨年度と比較し、新型コロナウイルスの影響から受診控えもあり、年間1 億7,000 万円余りのマイナスとなっております。

18 ページ、19 ページをお開き願います。2 款 4 項 1 目の出産育児諸費につきましては19 件、2 款 5 項 1 目葬祭諸費につきましては、50 件の給付実績となっております。

20 ページ、21 ページをお開き願います。保険事業費でございます。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費及び2 目特定保健指導事業費につきましても、新型コロナの影響から受診率は実施時期が例年より1 か月半ほど短くなったことにより、速報値で41.6%と昨年度を10%前後下回る見込みであり、保健指導も感染症拡大防止の観点から中止などの影響を受け、重症化予防などの十分なフォローができなかったところでございます。

32 ページ以降は、直営診療所施設勘定の事項別明細書で湯本診療所に係るものでございます。

以上で、認定第2号につきまして説明を終わります。

続きまして、認定第3号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1 ページをお開き願います。歳入合計3 億5,550 万2,525 円、歳出合計3 億5,180 万7,375 円、歳入歳出差引残額3 億69 万5,150 円となっております。

6 ページ、7 ページをお開き願います。事項別明細書でございます。歳入につきましては、1 款 1 項高齢者医療保険料の状況は記載のとおりであり、前年度分の収納率は99.33%であ

り、昨年度と比較し0.03%のマイナスとなっております。また、滞納繰越分につきましては収納率37.28%であり、昨年度と比較し9.35%のプラスとなっております。

8ページ、9ページをお開き願います。7款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修補助金でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億4,858万2,542円の内訳につきましては、保険料分が2億1,465万7,600円、保険基盤安定分1億2,078万9,276円、人件費及び事務費等の負担金が1,313万5,666円となっております。

以上で、認定第3号について説明を終わります。

続きまして、認定第4号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。介護保険事業勘定につきましては、歳入合計36億843万5,964円、歳出合計35億1,315万753円、歳入歳出差引残額9,528万5,211円、介護サービス事業勘定は歳入合計5,647万2,451円、歳出合計3,651万6,174円、歳入歳出差引残額1,995万6,277円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項介護保険料の状況は記載のとおりでございます。前年度分の収納率は99.11%であり、昨年度と比較し0.04%のプラスとなっております。また、滞納繰越分につきましては、収納率7.14%であり、昨年度と比較し1.01%のプラスとなっております。

3款2項4目保険者機能強化推進交付金及び3款2項5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市が行う高齢者の自立支援や介護予防重症化防止などの実績を国が指標をもとに評価し、配分される交付金でございます。

3款2項8目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定によりますシステム改修補助金でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。3款2項10目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルスの影響に伴います保険料減免分に係る補助金でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付費の総額は32億1,994万4,047円であり、介護サービスにつきましても、新型コロナウイルスの影響から通所のサービスが一次休止する事業所もありましたが、要介護認定者の増加により、昨年度と比較し約1,000万円余りの増加となっております。

3款地域支援事業費でございますが、1項1目介護予防生活支援サービス費につきましては、要支援認定者や総合事業認定者への自立支援へ向けた介護予防事業や配食サービス事業などの生活支援サービスの費用でございます。

また、16ページ、17ページの1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業利用者に係るサービスプラン作成負担金でございます。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防普及事業や認知症サポーターの養成などの費用でございます。

3款3項1目包括的支援事業任意事業費につきましては、総合相談窓口や認知症総合支援事業などの費用でございます。

28ページ、29ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の事項別明細書でございます。歳入の主なもの、地域包括支援センターの設置による要支援者及び総合事業利用者の介護予防支援サービスプランの作成による収入及び繰越金でございます。

30ページ、31ページをお開き願います。歳出につきましては、1款、2款いずれも地域包括支援センターの会計年度任用職員の人件費及び運営費などでございます。

以上で、認定第2号から認定第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第5号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページ目をお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計2億8,933万4,773円、歳出合計2億7,795万6,193円、歳入歳出差引残額は1,137万8,580円となっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算減額の合計が3億1,100万4,000円に対し、収入済額の合計が2億8,933万4,773円となっております。

次に、4ページ目をお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億1,100万4,000円に対し、支出済額が2億7,795万6,193円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算の事項別明細書の歳入でございます。

2款の使用料及び手数料で、1目の下水道使用料としまして、調定額が7,020万9,230円、

収入済額が6,807万5,476円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,773万1,410円、収入済額が6,737万5,860円、滞納繰越分調定額が247万7,820円に対し、収入済額が69万9,616円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.47%となり、昨年度より1.08%増加いたしております。滞納分は28.23%となり、昨年度より17.22%増加しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページに事項別明細書の歳出について、1款から3款までを記載しております。

18ページには実質収支に関する調書がありますが、歳入歳出差引きまして、実質収支額は1,000円単位で2万3,000円でございます。主要事業につきましては、資料3、令和2年度各会計決算概要の26ページに記載をいたしておりますので御確認をお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。歳入合計でございますが、1億979万4,709円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入でございますが、予算現額は1億2,088万9,000円、収入済額は1億979万4,709円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳出でございますが、予算現額は1億2,088万9,000円、支出済額は1億979万4,709円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額1,601万1,400円となっております。令和2年度の乗船者数などでございますが、乗船客が4万461人、また車両が1,528台で、令和元年度に対しまして、乗船客は6,021人の減、車両は358台の増でございます。

主な理由でございますが、過年度と比較して三島における公共事業の増加に伴い、自動車航送台数は増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により乗船客数は減少し、昨年度と比較して減収となっております。

2 款の国庫支出金でございますが、予算現額の 4,750 万 1,000 円に対し、収入済額が 4,748 万 2,574 円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額に効率化係数を乗じた額を補助対象経費として、その 2 分の 1 が補助される標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。

3 款県支出金でございますが、予算現額 1,986 万 4,000 円に対し、収入済額 1,631 万 3,850 円で、355 万 150 円の減となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した 2 分の 1 の額となります。

次に、令和 2 年度繰入金は、予算現額 3,849 万 8,000 円に対し、収入済額が 2,997 万 313 円となっております、852 万 7,687 円の減となっております。

歳出につきましては、10 ページから 13 ページに記載をいたしております。1 款運行費 1 項 運行管理費 1 目一般管理費 1 2 節の委託料 172 万 9,660 円でございますが、これは主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2 目業務管理費の 10 節需用費 2,909 万 7,477 円の内訳で、主なものは燃料費 847 万 3,809 円、修繕料 2,047 万 9,005 円です。燃料費は年間約 15 万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査費用、合入渠費用、機関部の諸修繕の費用でございます。

1 2 節委託料 426 万円は、陸上作業業務委託料でございます。

2 項建設整備費 1 目建設整備費の 1 2 節委託料 459 万 8,000 円は、航路改善に係る経営診断及び航路診断に関する調査委託料でございます。

14 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出いずれも 1 億 979 万 4,000 円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第 6 号の令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますよう、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第 7 号令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。本日の提出でござい

ます。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億2,600万9,417円、歳出合計1億1,875万5,461円、歳入歳出差引残額725万3,956円でございます。

2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億4,300万4,000円に對しまして、収入済額は1億2,600万9,417円でございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億4,300万4,000円に對しまして、支出済額は1億1,875万5,461円でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料1 項1 目使用料、調定額5,808万9,773円に對しまして、収入済額5,785万4,626円であり、収入未済額は23万5,147円でございます。収納率で申しますと、99.6%でございます。

3 款繰入金2 項1 目減価償却基金繰入金については、トラクター等購入のため、930万467円を基金から取崩しを行っております。

4 款繰越金については、1,343万363円で、令和元年度の決算残額を繰越金として収入といたしております。

5 款諸収入3 項1 目雑入4,542万3,961円につきましては、壱岐市農業機械銀行振興会で受託している、道路・公園等作業受託料の雑入金4,510万3,063円と、令和2年台風9号・10号による機械銀行倉庫等修理に係る市有建物災害共済金21万650円、コイン式洗浄機利用料7万6,300円等でございます。収入合計1億2,600万9,417円でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、1 款総務費1 項1 目一般管理費は1億1,875万5,461円、支出合計も、同額の1億1,875万5,461円でございます。

次に、10 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きしまして、実質収支額は725万4,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第8号令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条の2並びに壱岐市水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第3号の規定に基づき、令和2年度壱岐市水道事業会計決算に伴う欠損金を別紙、欠損金処理計算書のとおり処理し、併せて令和2年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が8億3,496万9,000円に対し、決算額が7億4,076万9,186円となっております。

次に、支出です。第1款の水道事業費用の予算額が8億370万2,000円に対し、決算が7億9,690万490円となっております。

4ページから5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。第1款の資本的収入としまして、予算額2億6,501万円に対しまして、決算額が1億4,513万2,381円となっております。

次に、資本的支出としまして、予算額が3億3,505万2,400円に対しまして、決算額が3億3,123万3,603円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,610万1,222円は、当年度消費税資本的収支調整額750万3,262円、過年度分損益勘定留保資金1億7,859万7,960円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が5億789万3,700円、営業費用が7億918万4,130円、営業損失が2億129万430円、営業外収益が1億8,247万4,588円、営業外費用が4,481万8,724円、経常利益はマイナス6,363万4,566円で、当年度純損失は6,363万4,566円となります。この純損失に前年度繰越利益余剰金35万4,826円を充当し、当年度未処理欠損金が6,327万9,740円となっております。

8ページから9ページは剰余金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しており、未処理欠損金のうち6,300万円を利益積立金から繰り入れ、27万9,740円が繰越未処理欠損金となっております。

12から13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより、収益的費用及び資本的費用がともに増加し、特に企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が成り立たない状況であり、令和2年度は一般会計からの繰入金の減額により純損失が発生しています。今後は、引き続き、水道使用料金改定の検討を行うとともに、平成30年度に策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各施設の年次的更新を図り、健全な維持管理に努めてまいります。

水道料金の収納率は、現年度分が97.93%となり、前年度より1.44%増加しております。また、滞納分については、18.25%で前年度より5.93%増となりました。引き続き、徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率並びに資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和2年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、特定目的定額運用基金の運用状況、水道事業会計決算書、財政健全化比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類等に基づき、各関係法令等に定められました内容及び壱岐市の監査基準等に準拠し、また、例月現金出納検査、定期監査の内容等も勘案して審査を実施をいたしました。その結果について、本日提出しています各決算書、意見書により報告をいたします。

なお、意見書の数値などにつきましては、今までに説明された内容と決算書類、それと決算統計資料により掲載をしておりますので、併せて審査の内容、対象等を記載しておりますので、お目通しを願えればと思います。報告につきましては、本日の議事日程の順序で行いたいと思います。

まず初めに、報告第15号令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の後についております資料の意見書のお目通しを願いたいと思います。

1ページをお開きを願いたいと思います。

1ページに、第1から第5ということで、これは全監査意見書を通して、このような表現をしておるので、お目通しを願いたいと思います。

第5の審査の結果で、健全化判断比率につきましては、先ほどの説明の内容で健全化の判断基

準の範囲内ということでございます。

それから、2ページにつきましては、それぞれ実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、将来負担比率等の計算内容をお示しをいたしております。

それから、2の資金不足比率につきましては、赤字がございませんので、資金不足がないという内容でございます。

第6の審査意見といたしましては、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類に基づき、正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率いずれも基準以内であり、適正であると認められます。

次に、認定第1号から第7号までの令和2年度壱岐市一般会計、各特別会計、財産に関する調書の決算について、各会計決算書の後に添付されております意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

第5の審査の結果のところでございますけども、5ページから6ページのところをお開きを願いたいと思います。

若干、私たちのほうでまとめた内容につきまして、ここに収入未済額、俗に未収金と言っておりますけども、その内容があるものをここに掲げておりますので、お目通しを願いたいと思います。

それから、7ページのほうには、特別会計の分を掲げておりますので、これもお目通しを願いたいと思います。

8ページのほうには、自主財源、依存財源ということでございます。財源の状況、市税以下、項目を並べております。これは、決算統計資料から持ってきておりますので、壱岐市の決算数値とは若干相違しますので、そのようなことでお目通しをいただければと思います。

9ページの性質別歳出の状況も、決算統計資料から持ってきております。

次に、45ページの財産に関する調書のところ、お開きを願いたいと思います。

47ページでございます。(2)の債権のところでございます。

債権の状況の中で、貸付金として運用されております、高等学校奨学資金貸付金、この中で、決算年度中の13万8,000円の減というようになっておりますが、これは、主に、不納欠損処理ということで処理をされております。

それから、48ページの5、基金運用の状況ということで、これが定額運用基金の内容でございます。このほうには、それぞれ定額の基金の増減等をお示しをいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、49ページの審査意見のほうでございます。

第6、審査意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収

支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は、法令等に定められた内容に準拠し、決算数値に基づき作成され、適正に表示していると認められます。

なお、次のとおり事務執行管理について、改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1の、先ほどの収入未済額でございますけども、一応、未収金と、未収債権ということで書いております。未収債権で、長期にわたり、また、島外転出者で全く入金がない債権が含まれているので、債務者等の状況調査を実施するなど、回収整理の取組を図り、債権の保全・健全化に努める必要があると思います。

(1) 財産調書の中で、債権について、災害援護資金貸付金、高等学校奨学金貸付金、先ほどの1件は13万2,000円が不納欠損処理となっております。

なお、長期延滞となっているものであります。

未収金につきましては、下の表にありますように、収入未済額が11億2,043万5,000円であり、前年度より5億3,308万7,000円増加となっておりますが、内容的には、市税以下の4行目の欄に、国庫支出金、県支出金というのがありますので、これは安全な債権で考えていいと思いますので、あと残った分をしますと、前年度とそう、比較すると、対比しますと、差額はないという状況でございます。

以上のような内容からして、財政面ではということで掲げております。近年、厳しい社会情勢により、市税等の自主財源の伸び悩み、地方交付税の減少等で、財源の確保が困難な状況となっているように思います。

歳計剰余金の処分でも、財政調整基金、減債基金への積立てができない状況でありますし、一方、財源を確保するために、今後、起債への依存が高まる傾向も見受けられます。持続可能な財政基盤の整備のためには、施設の統合等を含んだ維持管理費用の節減を行い、能率的・効率的な事業運営ができる体制を作りあげることが求められると思います。

なお、現在、財政に関する見直しの推進、さらには、公共施設計画の検討等が行われておりますので、この計画の実行をすることが、より安全な経営体質につくり上げられるというふうに思っております。

50ページのほうに、主要財務比率ということで、収納状況を載せております。

1番目の財政力指数につきましては、そこに書いておりますように、これは財政収入額を基準財政需要額で除したものでございます。これが高いほど、財政に余力があるというふうな見方をいただければと思います。

次に、経常収支比率につきましては、そこに書いてありますように、これは経常収入と経常費用というような形の、いろんな算出方法がありますが、除したものでございまして、これが低い

ほど財政の弾力性があるということになりますが、ただ、ここに書かれておりますように、指標としては、75%程度に収めることが、非常に余力が出てくるという内容でございます。

以上が、一般会計のほうの関係でございます。

次に、認定第8号の令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についての、後につけております、壱岐市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

第5の、経営の状況ということで掲げております。

令和2年度におきましては、給水戸数が1万1,554戸で、前年と比べて9戸の増加という内容でございます。

年間給水量は382万8,205立米ということで、前年に比べ、5万8,494立米減少しておりますが、有収水量は251万7,877立米で、前年度に比べ、1万3,766立米、有収率が65.77%ということで、前年に比べますと1.34ポイント増加しているということで、この有収率を上げることによって漏水等を防ぐというような内容で、効率化が図られるというような内容になっております。

財務状況につきましては、そこに書いてあります、欠損金の内容を記載しておりますが、6,328万円となっております。

次に、(1)と(2)につきましては、先ほど説明がありました、予算会計のほうの消費税を含んだ数値で、ここでは表されております。

それから、(3)以下、損益計算書が公会計のほうの決算書になりまして、これは消費税抜き金額でございます。

3ページをお開きを願いたいと思います。

先ほどの説明にもありました、水道料の未収金でございますが、2,730件、9,181万円というふうになっております。このうち、未納額につきまして、10万円以上の方が件数で205件、金額で7,359万8,000円ということで、多額になっております。8割の比率を占めておりますので、これらの方の回収に努力をしていただきたいというように思っております。

(6)の欠損金の処理でございますけども、先ほどの説明のように、当年度末未処理欠損金6,328万円については、6,300万円を利益積立金より補填し、繰越欠損金は28万円となっております。

第6の審査意見でございますけど、1、審査に付された決算書、財務諸表及び決算附属明細書は、法令等及び公営企業会計の原則に従って、適正に表示していると認められます。

2の水道法が今回改正されまして、資産台帳の整備が義務化されるということになっております。資産を再調査する必要がある上、その調査の結果に基づきまして、状況等を見直し、台帳の

整備をする必要があります。したがって、調査の結果を基に、維持管理費のコスト等が判明すると思われますので、既に策定されている壱岐市水道事業アセットマネジメントと併せ、全体的に検討し、今後の水道事業が能率的、効率的かつ健全に運営できるような体制をつくることが求められていると思います。

3の水道料金の未収金につきましては、先ほども申し上げましたように、特に長期延滞債権及び島外転出者の債権の分類を行い、債務者の状況調査等を実施し、回収整理の方策を具体的に策定し、整理に努めて、債権の健全化を図る必要があるというふうに思います。

以上で、審査の報告を終わります。

[代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇]

日程第32. 要請第1号～日程第33. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第32、要請第1号、日程第33、要望第1号、以上の2件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました要請第1号、要望第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明に代えさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月10日金曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会

令和3年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和3年9月10日 午前10時00分開議

日程第1	報告第9号	令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第10号	令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第3	報告第11号	令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第12号	令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第13号	令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第6	報告第14号	令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第7	報告第15号	令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑あり、報告済
日程第8	議案第46号	過疎地域持続的発展計画の策定について	質疑あり、産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第47号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第48号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第49号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第50号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第51号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第52号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第15	議案第53号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第54号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	議案第55号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第56号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第57号	令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	認定第1号	令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第21	認定第2号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第3号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	認定第4号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	認定第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	認定第6号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第26	認定第7号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第27	認定第8号	令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	要請第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	総務文教厚生常任委員会付託
日程第29	要望第1号	ゼロ・ウェイスト宣言の要望	総務文教厚生常任委員会付託
日程第30	議案第58号	小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の締結について	消防長説明、質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（16名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理しております。

日程第1. 報告第9号～日程第7. 報告第15号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第9号から日程第7、報告第15号まで7件を議題とし、これから一括質疑を行います。

報告第11号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） まず、イルカパークに対して、地方創生交付金がかなり交付されているという状態です。平成３０年からずっと出されているわけですが、令和３年、今年度、そして今後も、この交付金が続くかどうかというふうに出るか出ないのか、その辺りのことをまず一つ。これが通告していたわけですが、もう一つ、交付金の中で、今年度、まち・ひと・創生会議の中の資料で出された中で、今年度、令和２年度のソフトの支出で３，９５０万円の支出はあるわけですが、ハードのほうで１，９９１万円の交付がなされているというふうに、この前、創生会議で出されましたが、この１，９９１万円がイルカパークから出された会計の中にちょっと見当たらないんですが、説明をお願いしたい。この２点です。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず１点目の御質問ですが、イルカパークの運営の地方創生推進交付金は令和３年度以降も交付されるのかという御質問でございますが、地方創生推進交付金の採択を受け、壱岐島リブートプロジェクト事業として平成３０年度から令和２年度までの３年間を事業期間としておりますので、令和３年度以降に交付するものはございません。

しかしながら、令和２年度においてコロナ禍の影響を受けまして、計画しておりました大学等の連携など実施がかなわなかった、できなかった一部の事業については令和３年度に繰越しを行いまして、手続を行いまして実施をしているというような、令和３年度で取り組んでいるというような状況でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですか。

○議員（４番 山口 欽秀君） はい。

○企画振興部長（中上 良二君） それと、それが令和２年度までの分でいきますと３，９９５万円の分ということになります。

令和３年度に繰り越した分の事業費としては２，０００万円ということをして令和３年度に繰越しを行いまして、現在取り組んでいるというような内容でございます。

それと、交付金の中で、本年度、まち・ひと・しごとのこれはハード分でございますかね、ハード分の１，９９１万円がイルカパークの支出に見当たらないということでございますが、これにつきましては市の事業として取り組んでおりますので、会計上はこちらのほうには出てまいらないというような状況になっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） その１，９９１万円の使い道として、餌の冷凍庫とか冷蔵庫とか加工場とか、検査室の設備建設に充てるというふうに事業計画はなっているんですが、これが、

市が全部賄う、イルカパークには関係ないと、そういうふうな事業なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいまの分につきましては調餌場の整備工事、そして検査機器等の整備の分だというふうに思いますが、この分については市の一般会計のほうで実施しておりますので、ここの分には出てこないということになっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ようございますか。山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） なぜ、この工事だけ市がやる理由というか、ほかの事業では、ちゃんとイルカパークに交付金として事業を出しているのに、この令和2年のハードの事業だけ、何で市でやるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） この施設につきましては市の所有の分でございますので、市のほうで実施をしているというような状況でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですね。

同じく報告第11号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。1番、森議員。

○議員（1番 森 俊介君） よろしくお願ひいたします。同じく報告第11号令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について質問させていただきます。

ちょっとたくさんあるんですけども、まず、ざっといきますね。情報発信委託費は約100万円上がっているんですけども、これは何に使ったものを教えてください。

次に、接待交際費が、この1年間、令和2年度、コロナ禍の1年間の中で毎月10万円上がっているんですけども、これは一体何の接待が必要だったのか。

次に、会議費。これもコロナ禍の1年間の中で毎月5万円上がっているんですけども、これは何の会議が一体必要だったのかということをお教えください。

次に、水道光熱費が前年よりも売上げが落ちているんですけども、コストアップしているので、その要因をお教えください。

あと次に、振込手数料という項目が約350万円上がっているんですけども、これの内訳をお教えください。

次に、19年度の経営顧問料60万円というものが上がっているんですけども、これはどういった経営顧問をお願いしたのかという内容を教えてください。

次に、令和2年度で、コロナ禍の1年間の中で旅費、交通費が毎月30万円上がっていますが、

これは一体このコロナの状況の中で何の移動、交通費が必要だったのかということをお聞きしたいです。

また、前年の2019年度に関しては1,050万円が旅費、交通費で上がっているのですが、さすがにちょっと違和感を感じたので、どういった内容かというものを教えていただきたいと思います。

また、雑費が結構高いので、売上げと全体に介する構成比として、その内訳も教えていただきたいです。

あと、固定資産圧縮損というものが900万円ぐらいかな、上がっていたんですけども、その対応する資産が何かということをお聞きしたいです。

あと、委託業務売上げと受託業務の工事備品費が売上げと原価で対応するのであれば、その状況で考えたときに市の助成金は赤字の補填と考えることができますが、その補填の契約等指定管理業務委託料を既に払っていることはどう考えるべきなのかということをお聞きください。

次に、納品した完成品と備品は一体誰の所有権となっているのかをお聞きしたいです。一般的に考えると、固定資産の圧縮損が計上されるのは資産をIKI PARK MANAGEMENTが保有しているからなので、そのIKI PARK MANAGEMENTの資産の内訳もお聞きください。

また、高田氏が株式の75%を保有していますが、指定管理を離れたときのIKI PARK MANAGEMENTの資産がどうなるのかということをお聞きしたいです。

ちょっと遡ると、関西ブロードバンドさんが指定管理、外れるときに、いろいろたくさん問題があったと記憶しておりますので、そういったことがないような取決めがされているかということも併せてお聞きいただけると嬉しいです。よろしくお聞きいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、答弁の前に御説明をいたします。森議員の質問の中で、令和元年度分の内容も一部含まれておるといふふうに思っております。令和元年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社の決算内容につきましては、令和2年の壱岐市議会定例会9月会議にて報告をさせていただいておりますので、この分につきましては、答弁は控えさせていただきます。

また、令和2年度の決算内容につきましては税理士によるチェック及び監査役による監査を経て定時株主総会で報告、説明を受けまして、本9月会議へ経営状況を報告をいたしておりましたが、追加の資料提出要求があり、市としても最大限の資料の提出をいたしております。提出しております内訳書のとおり、指定管理及び地方創生推進交付金につきましては、それぞれの目的に即したものの、また事業費となっております、しっかりと区分、整理もなされております。

なお、御質問の中で自主事業に関する内容も含まれておりますが、これにつきましては、あくまで単独で実施された自主事業、IKI PARK MANAGEMENT独自の事業でございますので、市が関わる内容ではございません。このことから、市から支出のある指定管理及び地方創生推進交付金部分のお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の情報発信委託費の100万円はというような内容でございますが、これは地方創生推進交付金事業を活用いたしまして、イルカパーク&リゾートの魅力向上及び誘客促進につながる情報発信について、PR業者へ情報発信に必要となる写真の撮影、そして原稿作成及びプレスリリース、また各種媒体への営業活動などを委託した費用となっております。

次に、2つ目の接待交際費につきましては自主事業でございます。

3点目の会議の分につきましても、これはもう自主事業の分でございます。

次に、4点目の水道光熱費、そして前年より売上げが落ちているのにコストアップした要因はとの御質問でございますが、令和元年度と2年度の売上げを比較をいたしまして、令和2年度が下がったように見えますが、令和元年度の受託業務売上高に地方創生推進交付金事業のハード事業分の約8,200万円が含まれ、一方、令和2年度は約2,000万円であったことが要因でございますが、実際の売上高を比較をいたしますと令和2年度のほうが大きく上回っております。

公債費の増加の要因としては、新たに整備をいたしました調餌場の影響が大きいものと考えております。

次に、質問の5点目でございますが、振込手数料その他の約350万円の内訳はということでございますが、この振込手数料その他の約350万円のうちに地方創生推進交付金事業として実施をしています主なものといたしましてウェブ予約のシステム等の利用料、これはじゃらんなどでございますが、これに33万円。そしてトレーナーへの英会話の研修の講師費用75万円。この分が地方創生推進交付金事業として、ここの中に含まれている内容でございます。

そして次に、6点目の2019年度の経営顧問の分につきましては、冒頭御説明をいたしました2019年の分でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に7点目、旅費、交通費、コロナ禍の1年で毎月30万円も何の移動、交通費が必要だったのかという御質問でございますが、指定管理分につきましては通勤手当の4名分で17万7,200円、地方創生推進交付金事業部分については、主な旅費としてトレーナー国内施設への視察及びイルカ搬入で計4回、そして獣医師等の招聘で計8回、専門学校ほか触れ合い施設との連携協議で計11回などがありまして217万2,013円となっております。なお、緊急事態宣言発令中などの渡航は避け、必要なもののみでございます。

次に、8点目の部分につきましては2019年の内容でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

次、9点目の雑費につきましては自主事業でございます。

また、次の10点目の固定資産の関係につきましても、これはもう自主事業の分でございます。

そして11点目、受託業務売上げと受託業務工事備品費が売上げと原価で対応するのであれば、その状態で考えたときに市助成金は赤字の補填と考えることができますが、その補填の契約と指定管理業務委託料を既に払っていることはどう考えるべきなのかという御質問でございますが、これにつきましては地方創生推進交付金事業のハード分を受託業務として壱岐市の資産に対する工事等を代行させている状態となるため、他の会社資産と混同しないよう、勘定科目を新設し整理をいたしております。市補助金につきましては地方創生推進交付金事業のソフト部分であり、本事業で新たに必要となる体験やサービスの提供、情報発信及びこれらに付随する人件費等について対象といたしております。一方、指定管理委託料につきましては、市所有施設の維持管理、そしてイルカの生命維持に係る管理に最低限必要なものであり、全く性質、内容も異なるため、赤字を補填する目的ではございません。

次、12点目ですが、納品した完成品と備品は一体誰の所有権となっているのかということでございますが、地方創生推進交付金事業を活用して整備された施設、備品は、当然であります、壱岐市の所有でございます。

次に、13点目の固定資産の関係につきましては、これにつきましても自主事業の分でございます。

次に、14点目の高田氏が株式の75%を保有しているが、指定管理を離れたときのIKI PARK MANAGEMENTの資産はどうなるのかという御質問でございますが、壱岐市とIKI PARK MANAGEMENT株式会社で締結しております指定管理協定書の第30条に指定期間の満了した際の備品等の取扱いについて、第1項で、受注者は備品について発注者または発注者が指定する者に対して引き継がなければならない。第2項で、受注者の任意により購入した備品等については、原則として受注者が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。そして、ただし、発注者と受注者の協議において両者が合意した場合、受注者は発注者または発注者が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする明記しておりますので、このことに基づく取扱いとなりますが、指定管理に係る部分の資産は全て壱岐市の所有でございます、イルカパークの運営に全く支障はないものと考えております。

また、会社で購入された資産につきましては代表の高田氏個人のものではなく、IKI PARK MANAGEMENTの会社のものとなります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございました。

お話の中で、幾つか、自主事業なので市が関与しない部分というのがあったと思うんですけども、勉強不足で申し訳ないんですけども、この決算報告書を見ている限り、自主事業と自主事業じゃない部分との線引きというのがされていなかったように感じております。報告をするのであれば、そこはやっぱり区別して報告していただかないと分からないと思うんですね。その自主事業とそうじゃない部分の具体的な線引きというものを教えていただけると助かります。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 確かに今回議案として提出しております分については、指定管理、そして自主事業の区分がちょっと分かりにくいというようなこともございまして、今後、この指定管理部分、そして自主事業の分ということではっきり分けた形での決算を、現在、今、調整をしているところでございまして、今後についてはそういった形でできるだけ進めていきたいと。そのほうが分かりやすいというようなことでもございますので、今年度は、この令和2年度についてはそういった対応を取っておりますけれども、次年度以降についてはそういった対応で、今、調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

今お話しした内容も込みなんですけれども、監査報告書にキャッシュフロー計算、——中原さんが監査委員として監査報告書を上げていらっしゃったんですけども、その中にキャッシュフロー計算書を確認しましたっていう文章がありました。ただ、資料請求したときにキャッシュフロー計算書は作っていないとのことで、今の自主事業分との区分が分かりにくいところも含めて、上がってきている決算報告書だとやっぱり分からない部分がありました、正直。あとは、例えば自主事業なので関与していないといった部分で、コロナ禍の1年間の中で毎月10万円接待があっている、会議費が上がっているとかいう違和感を感じる部分が、やっぱりちらほら散見されました。

なので、これ質問なのかちょっと分からないんですけども、提案として、やはり第三者ですね、きちんとその道のプロの方に第三者の監査を、どちらにも寄らない形でしていただくことが一番いいんじゃないのかなというふうに思いましたので、御検討いただけるとうれしいなと思います。

ちなみに費用化も専門家に全部相談したんですけども、この事業規模だと恐らく50万円かからないぐらいで全部きちんと監査できるんじゃないかという話だったので、ぜひ御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） キャッシュフロー計算書と同じ内容でございます。監査に当たっては、ただいま申し上げましたキャッシュフロー計算書と同じ内容でございます、資金繰りレポートをIKI PARK MANAGEMENTとしては整備をいたしておりまして、それをもって監査が行われております。ただ、監査報告書が一般的なひな形で作成をしていたためにキャッシュフロー計算書となっておりますが、必要な事項は全て同じでございます、資金繰りレポートで監査をいただいているというような状況でございます。今後、この辺りの内容につきましては検討をさせていただきたいというふうに思っております。

監査につきましては、今後、複数名等々についても十分検討してまいりたいというふうに思っております。一応、外部等での監査についても検討を過去にいたしておりますが、やはり費用的なもの等がございます、現在の形で令和2年度については実施をしているというような状況でございます。

以上です。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第14号についての質疑通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ふるさと商社について質問いたします。まず、代表理事に副市長の眞鍋さんが就任されております。含めて4人の役員がありますが、どういう位置づけでこの眞鍋さん、とりわけ手当等出のか出ないのかということがまず一つ質問です。

もう一つ、ふるさと商社の手数料、いろんな業者の品物を扱ってやっていますが、手数料については、どの程度の手数料を取られているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員のふるさと商社の関係について答弁をさせていただきます。

まず、眞鍋代表理事に手当が出るのかとの御質問でございますが、一般社団法人壱岐市ふるさと商社役員報酬規程において、理事会及び役員会出席時に1回当たり3,000円を支給することとしておりますが、任期中の一切の報酬については就任当初より辞退する旨の辞退届を眞鍋代表理事から提出を頂いております、壱岐市ふるさと商社からの報酬手当等の支給は一切ございません。

そして次に、ふるさと商社の取扱手数料についてでございますが、壱岐市ふるさと商社の販売手数料の率は2%以上を目安といたしております。この手数料の率は、商品によりまちまちでございますが一概には言えませんが、商品の原価及び注文数量によって決定をしており、高価格商品または注文数量が多い場合は手数料を低く、逆に安価で少量の取引の場合は少し高めの手数料

に設定をいたしております。手数料に含まれるものは企画営業代行料、受発注作業料、集荷作業料、発送作業料、決済手数料、そしてクレーム対応までを商社が請け負う内容となっております。壱岐市ふるさと商社では、生産者からの仕入れ値に手数料を上乗せして販売をいたしておりますので、生産者へは実質手数料は発生しない形となっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 分かりました。眞鍋理事については分かりました。

手数料についての声なんです、このふるさと商社を通じて商品を買っているという方が、やっぱりコロナで大変なんです、売れなくなっているという状況です。やっぱり経済状況によって、この手数料への配慮というか、そういうのが欲しいなという声なんです。一般社団法人です、特に利益を追求するという団体ではないというふうに私は思うので、そういう経済状況に応じて、そして業者の営業を守っていかなければ、営業が潰れてしまっただけでは元も子もないので、そういう配慮が今後可能なかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 現在の壱岐市ふるさと商社で、このコロナ禍の中で、商社機能といたしましては壱岐産品を島外へ送り出す、これはもう画期的な機能でございます。そして多くの生産者の皆様からありがたいお声も頂いております、コロナ禍の中での生産者の売上げ向上にこれはつながっているというふうに認識をいたしております。こういったことから、手数料につきましては、できるだけその商品に合った内容で手数料を設定をしておりますので、現状といたしましては現在の状況を踏まえての、今の現在の方針の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 手数料2%以上ということでしたけども、その方は15%から20%ぐらいの手数料を取られとるというようなことでしたので、もう少しそれを下げてほしいという意見がありましたので、ぜひ御検討願えたらと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 手数料の件につきましては、これはただいま申し上げますように手数料が2%から20%程度でございます。ただ、高い、例えば10%から20%、そして20%に該当するものといたしましては、例えば飲食店へ直接納品をする場合、こういった場合が10%から20%、また、物産展の販売等を行った折には、これについては人件費等々やはり経費がかかりますので、その部分については20%というような内容でいたしておりますので、

現在のこの内容を踏まえて今後も対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 同じく第14号についての質疑の通告がっておりますので、これを許します。1番、森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 山口さんと同じで、ふるさと商社に係る経営状況の報告について質問させていただきます。

決算報告書に上がっていた事業収入の額が、（給付金を含む）と書いてあったんですけども、給付金を含まない事業収入の額を教えてください。

また、事業収入の中で卸とEC、あと今、物産の話が出たので、物産の事業収入の内訳をお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 給付金を含まない事業収入の額について御説明をいたします。

壱岐市ふるさと商社では、卸売事業、通販事業、そして受託事業の3つの事業を行っております。合計で2,785万274円でございます。それで、まず、この内訳でございますが、卸売事業が1,778万8,425円、そして通販事業が488万7,649円でございます。また、受託事業の分につきましては517万4,200円ということで、これの合計で2,785万274円というふうになっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

受託事業の具体的な内容をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） まず、受託事業でございますが、観光物産プロモーション業務、これが159万7,200円、そして物産販路拡大対策事業支援業務ということで48万4,000円、そしてIki Ikiサポートショップ認定店のフォローアップ業務が63万8,000円、そして壱岐市ふるさと応援小包発送業務が245万5,000円が内訳でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございました。質問の意図としては、先ほどのイルカパークの件と同じで、収入の内訳が分からないとコストが妥当なのかどうかという判断ができなかったんで質問させていただきました。頂いた内容を踏まえて、もう一度自分で資料と照らし合わせてみたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 報告第14号についてお尋ねをいたします。

山口議員の今の質問の中で、一般社団法人の、いわゆるその代表者が現職の副市長であると、そして無報酬、返還をされておるということで、何ら問題はないというような見解を示されましたが、収益のほとんどが助成金で成り立っておる公社であります、一般社団法人であります。そうしたところの代表者として、果たして現職のナンバーツーが座って、本当に民活としての第三セクター的な面があるかと思いますが、本当に事業効果が現れるのかというふうに考えておりますが、どのようにお考えになりますかね。また、国から交付金がなくなれば、また閉鎖されるんではないだろうかという、そうした一般の納入者の不安が物すごくあるわけですね。継続できるんですか、これを。その見通しについて。

そして、これは政策のトップでありますので市長にお考えをお伺いしたい。今のような組織の在り方で、果たしてふるさと商社というのが壱岐市のために大いに効果を発揮できるのか、そうした2点に対して、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

まさに、おっしゃるように、先ほど山口議員のほうからおっしゃった、いわゆる壱岐市の産品を外に売っていく、そして、そういったことで利益を追求する商社ではないという考え方が一つあります。

一方で、今、音嶋議員が言われたように今、交付金がなくなったらじゃあどうするんだということもございます。そういったことから、現時点ではやはり代表者は副市長になっておりますけれども、やはり一般の方をそこに代表者として据えれば、当然報酬というのが発生してまいります。それこそ日当ぐらいでは収まらないと思っております。そういった中で、現在ではいかに経費を抑えるかという立場で副市長を代表者に充てているところであります。

そして、将来的にどうなるのか申しますが、それも先ほど手数料をあんまり上げてはいかんぞという御意見がある一方で、手数料を上げないと自走化は図れないわけです。そういったことで、今、売上げを幾らまでできたら自走化できるのか、そういった数値を担当のほうではじいているところであります。具体的に、今、どれくらいになればということを経算をしつつあります。

さらに、実際に申しますと、ふるさと商社は市の職員が関わっておるわけですね。それを全て市の職員が、いわゆる自走化になると引き上げるわけですがけれども、そうしたときにこういった内容でできるのか、これは大きな問題だと思っております。

ただ、音嶋議員言われるように、これが交付金がなくなったらはい、終わりだよということに

なると、今まで培ってきたものが無駄になることも考えられるわけです。ぜひ、これをやはりどういうふうにしたらいのかということは今も考えておりますけれども、極力自走化できるような、そういった方策を今から検討してまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 市長に改めて申し上げます。私はあくまで抵抗勢力ではございませんので、冒頭で申し上げておきます。

私は、今は断捨離の時代なんですね。やはり、いいものをどんどん取り入れていく、それが今から地方における首長の決断力なんです。そうした意味で壱岐の置かれておる現況を鑑みて、十分にそこら辺をいち早く行動に移されることを私は期待をしております。職員は自分のかけらから出れないんですよ、出れないんです。ですから、もっと民間人を登用して活気ある公社にしていきたい、このことを念じて質問を終わります。何か抱負がございましたらお聞かせをいただきたい。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） すいません、ちょっと最後のほう、よく分からなかったんですけど。断捨離ということは捨てるということですから、やめるという意味なのかなと思ったりして、最後は公社にしろというようなことで。私は、今、音嶋議員がおっしゃったのは、やはり続けていくべきだということと理解しておりますが、それでよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私は継続されることを願っているんです。ですから、今の組織の経営形態ですとやれるのかと、そのことを少し見直すべきじゃないかということを含めて答弁を願いたいというふうに思っております。私は決して抵抗勢力ではございませんので。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁、要りませんね。いいですか。ほかに質疑ありませんか。森議員、何号ですか。ふるさと商社とも関連、事前に出ていますから、同じ項目はできません。

ほか、ありませんか。山口議員、何番ですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） 通告はしておりませんが、よろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 何番についてですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） 報告の第15号です。

○議長（豊坂 敏文君） 15号。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい。財政健全化ですが、よろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（4番 山口 欽秀君） この報告書を見ると、壱岐市の財政は健全であり資金不足はないというふうな報告がなされております。そういう意味では、3月会議で市長が言われた、壱

岐市は財政不足だと、このままでは住民サービスを続けていくことができない等々言われまして、財政立て直し元年にすると、こういうふうには3月会議で言われました。その後、国の交付金が入った、それからいろんな事業が中止になったと、それからいろんな経常経費が少なく済んでということで財政的には財源が持ち直したという報告がございました。そういう意味で、現時点で財政は健全であり、資金不足はないという点で認識をしているわけですが。

そういう意味でいうと、白川市長は3月会議に言われた、この財源不足で財政立て直し元年にするという決意と、今はこの財源は一定あると、今後のやり方次第ではというふうに言われますが、一定の認識の違い、その財政面でのやり方の違い、何か御意見があるのではないかと思いますので、お聞きしたいと思つて発言をいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の御質問にお答えします。

私は終始、壱岐市の財政は健全であるとずっと言っていました。そういった中で、将来、財源不足に陥る可能性がある、基金がだんだん減ってきている、それも事実でございます。地域財政計画を、あの時点では議題になっておたわけでございますけれども、将来的に財政難に陥る可能性がある、ですから、令和3年度を財政基盤確立元年とするんだというふうに申し上げました。

今、認識が3月以前と違うのかということ、全く変わりはありません。やはり将来的には財政が非常に逼迫してくる、これは見通しとしてそうっております。しかし、現時点では壱岐市の財政は健全であるということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） ようございますか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 財源不足はないと、資金不足はないという点で、当面、財政のやりくりでやっていけるというふうに考えていらっしゃる。将来的に財政危機にならないようにやっていけるということだと思います。そういう意味で、市民生活をしっかり支えるということが、まず基盤にあるのが必要じゃないかなと。

先日、三島へ行きました。三島の御老人が、この財政危機の問題で、白川市長は三島の船の運賃を、今まで70歳以上でしたか、ただだったのが、「100円上がりましたね、大変ですか」と聞いたら、「大変だけど、この船がなくなったら困るからね、100円ぐらいは出すよ」というふうに言われるんですよ。そのくらい、やっぱり財政危機だというふうな市長さんの声に市民は応えようというふうに思っておりますので、そういう市民のいろんな思いとか、それから実情に踏まえた形での補助金とか支援のやり方も、財政難にならないというのは前提としながらも十分考えていただきたいということを思いましたので、ぜひよろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、以上で報告第9号外6件の質疑を終わります。
以上で、7件の報告を終わります。

日程第8. 議案第46号～日程第13. 議案第51号

- 議長（豊坂 敏文君） 日程第8、議案第46号から日程第13、議案第51号まで6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第46号については質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

- 議員（4番 山口 欽秀君） その計画案の作成に当たってパブリックコメントをやられたということでした。ちょっと私も、うかつで、十分やられた日にちを知らなかったもので、どの程度の期間でやられて、どんな意見が出たのかをお聞かせ願えたらと思います。

- 議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

- 企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

過疎地域持続的発展計画の計画案へのパブリックコメントの内容等でございますが、まず、この過疎地域持続的発展市町村計画の策定におきましては、地域住民などとの共通認識を図ることとされておりまして、本市といたしましては長崎県、そして県内のほかの市、町の状況や策定までのスケジュールを参考にパブリックコメント、意見募集を7月9日から30日の期間、壱岐市ホームページへの掲載、そして各支所、事務所窓口での閲覧により実施をしたところでございまして、1件の意見の提出がっております。

意見に対する市の考え方につきましては、現在ホームページに掲載をいたしておりますが、内容といたしましては、コロナ禍において売上げを大きく伸ばしている企業には、インターネットでサービスや物を売っているという共通の特徴があることから、本市にある美しい自然、農産物、海産物等の島の資産に付加価値をつけて、インターネットで日本中、世界中に売り出せばいかにかという御意見でございました。

これに関連し、人々が集いやすい港や空港等に島内外の人々が共に消費に楽しみを見つけられるようにICT連携をして情報発信拠点、ネット通販の拠点を整備してはどうかという御意見を頂いたところでございます。

将来を見据えた産業分野におけるICTの活用は、今後の産業振興の重要な要素となっておりますので、大変貴重な御意見として承り、本計画へも一部反映を行っております。

具体的な事例といたしましては、計画書の19ページのウ、商工業の対策として、島の産品振興を担うふるさと商社等のECサイトの強化など、消費者ニーズにマッチした販売環境の整備を支援すること及び島の産品の高付加価値化による魅力ある売れる商品の開発を促進するという内

容の記述がこれに該当をするということで、本計画についても、その意見を踏まえたところで計上をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この過疎地域持続的発展計画の策定についてですが、3月の国会の衆議院の総務委員会で、この計画の改正に伴って決議をしているんですね、国会ですね。その中に、この計画を策定するについては住民の自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知すること、必要な措置を講ずることというふうに国会は決議しているんですよ。

その観点からいって、パブリックコメントはやられたと、1件出たということですけども、やっぱり市町村について、過疎対策についての住民の意思とか、もう少し計画をしっかりと考えるという、そういうことがなされたのかどうか。なぜかという、そういうところがパブリックコメント以外になされたのかを聞きたいというのと、中身を見まして、コロナのコがないんですよ、コロナが、どこにも。何でこの時期に、コロナの影響が出ているこういうときに、何でコロナのコが、この計画の中に入らないのか。

それから、白川市長も言われるSDGs未来都市ですよ、壱岐市は、というふうに強調される。しかし、SDGsに位置づけられた政策としての中身が、SDGsも何件かはありますけど、やっぱり少ないなど。そういう点での、とりわけ格差と貧困をなくすというSDGsの趣旨が、もっと入れられるべきじゃないかなというようなことを含めて、いろんな市民の意見が反映される計画に、今後変更されるということであれば、ぜひ、そういうことをして欲しいというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） まず、計画の策定に当たりましては、これは県の方針の策定も並行して進めておりまして、やはり県の各部局との調整等にも時間を要しておりまして、限られた期間の中ではございますが、パブリックコメント、この意見募集のみですが行ったところでございます。

また、他の市、町におきましても、この多くはパブリックコメントでの意見募集というようなところが主だったというふうにお聞きをいたしております。市といたしましてもできるだけというようなことで、限られた期間ではございましたが実施をしてきたところでございます。

また、ただいまお話しされましたコロナの関係とかSDGs未来都市の関係とかということがございましたけれども、この過疎地域持続的発展計画というのは第3次総合計画と、そして公共施設等総合管理計画等々の整合性は図られておりますけれども、各事業については、これは全く異

なるものでございまして、まず過疎地域、要は過疎対策事業債というものをやはり活用するためには、そういったハード部分に関連するものを計上をするということで、それは冒頭御説明をさせていただいたとおりでございますが、そういった内容を含めて、今回この過疎地域持続的発展計画というものを策定をいたしております。

ただいまお話のように、内容に、例えば新しい事業等々がやはり必要ということでございましたら、その都度見直しを行っていくということになっておりますので、その中で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ、国会の決議にありますように、やっぱり市民の、過疎は深刻な問題として皆さん考えてみえますので、その過疎対策のいろんな意見、声を計画に入れるということを今後も考えていただきたいと。

それから、提案のときに、こういうふうな提案して計画書作つとかんと補助金が出ないから、こういう前提が強く言われましたが、やっぱりそれは本末転倒だと思うんですね。昨日の長崎新聞にも書いてありましたが、こういう地方自治体へ国が計画をつくることを義務づけるというのはおかしいじゃないかということが意見出されておりました。ぜひ、そういう、逆転の発想で、計画を先にするんじゃなくて、計画をしっかりとつくって実行するという流れを壱岐でもお願いしたいということで終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 同じく、議案第46号についての質疑の通告がっておりますので、これを許します。3番、武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 通告、3点出しております。

まず1点目は、今、山口議員からのパブリックコメントの件ですので質問は省略いたしますが、意見としましては、パブリックコメント、3週間のみということでしたので、ぜひ次回からは、そのパブリックコメントがあつているということもお知らせいただきたいと思ひます。多分、ほかにも声を出したい方もいらっしゃると思ひます。どうぞお願いいたします。

2点目です。第3次総合計画と公共施設等総合管理計画との整合性が図られているということで御説明がりましたが、実際に各事業を提案しておられる各課の年度ごとの財政計画とセットで検討されているのかどうかお尋ねいたします。

3点目です。各事業計画の優先順位が、今、この計画では分からないように併記されておりますので、その辺りはどのようにされて、次の過疎債への要望等されるのかお知らせください。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

1つ目につきましては、パブリックコメントにつきましては、今後、市民皆様の御意見を取り入れられる機会を可能な限り確保できるよう努めてまいりたいと思っております。

2つ目ですが、第3次総合計画と公共施設等総合管理計画の整合性、そして各事業を提案している各課、年度ごとの財政計画とセットで検討する必要があるのではという御質問でございます。この新過疎法におきましては、地域における持続可能な地域社会の形成、そして地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現が過疎地域の持続的発展と考えられておりまして、このことは本市が掲げる第3次総合計画の趣旨と合致するものでございます。したがって、本計画は総合計画の下位計画と位置づけて、内容につきましても総合計画との整合を図っております。

また、過疎計画は公共施設等総合管理計画に適合しなければならないとされており、事業の実施に当たっては壱岐市公共施設等総合管理計画に定める方針に沿って実施していくことを明記しております。

具体例といたしましては、壱岐市公共施設等総合管理計画の博物館については現状施設を適切に維持管理し、施設の長寿命化を図る。箇所については一支国博物館の大規模改修工事、また同計画の将来のニーズを踏まえた施設の統廃合を検討する。この箇所につきましては幼保連携施設整備事業、これは認定こども園の建設化整備が、こちらのほうに該当するものでございます。

本計画の目標達成のために必要となる具体的な事業につきましては、計画期間内に実施する可能性のある事業を掲載をいたしておりますが、全ての事業を必ず実施するというものではございません。各年度に実施する事業計画につきましては、毎年作成をしております振興実施計画において年度ごとの事業内容、そして事業費の計画を立てた上で各事業の有効性だとか必要性等検討いたしまして予算編成及び財政計画への反映を行いますので、武原議員お尋ねの財政計画とセットで検討するということになろうかと思っております。

また、過疎計画に掲載していない事業に対しましては過疎対策事業債を活用することができないため、各年度の予算編成に伴う財源確保において柔軟な対応が可能となるよう、あらかじめ多くの事業を、この本計画には掲載をしているものでございます。これについては、令和2年度までの計画でございました過疎地域自立促進計画についても同様の取扱いを行っているところでございます。

3つ目の各事業計画の優先順が分かるように示したほうがいいのではという内容でございますが、各事業の優先度につきましては社会情勢、そして財政状況等の変化に応じて変わることも想定をされ、その都度判断をされることとなりますので、本計画においては記載をいたしておりません。あくまで、この期間においてちょっと繰り返しになりますがこの事業を実施する可能性があるため、本計画にその可能性のある事業を計上しているものでございます。具体的には毎年行います予算編成においても実施の判断を行っていくこととなりますので、計画に掲載された事業

が全て実施できるということではございません。

なお、本計画に掲載していない事業を過疎対策事業として新たに実施する場合は、各年度の予算議論を経まして、これも繰り返しですが、過疎計画を変更するということになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 説明いただきました。

振興実施計画等、年度ごとにつくられているということですので、令和7年度までの計画になりますので、やっぱり社会情勢等々変わります、ぜひ、見直しの検討もしていただきながら、山口議員も言われていたようにコロナ対策等も含めて老岐市の市民の生活向上のために、そこからの市民の声をこの計画に反映できるような計画書としてお願いいたします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 同じく、議案第46号についての質疑通告がっておりますので、これを許します。10番、音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 3番、4番議員さんが詳細に尋ねられましたので、私は策定の経緯についてお尋ねをいたします。今、武原議員から言われました策定の経緯については総合計画がベースになって連動しておるということで、これは当然そうあるべきであろうというふうに考えております。

その次にパブリックコメントが、私は非常に問題である。地域に下ろす、地域の要望を吸い上げる、そして私自身、本当に議員をいたしておりまして非常に申し訳ございませんが、7月9日から7月30日まで、ホームページにおいてパブリックコメントが実施されたことを知りませんでした。本当に申し訳ございませんでした。

しかし、私ぐらいの前期高齢者以上の皆さん方は、ほとんどホームページは見られませんよ。この皆さん、2人が申されましたように、周知の在り方が問題なんです、周知の在り方。パブリックコメントを一応物理的に求めましたよと、上がったものはこれでした。そしたら住民の意向、そうしたものが十分に反映されてこそ、私は計画に実のあるものになるというふうに考えますので、そこら辺は十分、今後見直しをしていただきたい、そのように思います。

そして、かつ、財政との関連が非常にございます。ですから、逐次、やっぱり見直すことも必要であろうと思います。

私、この合併をして17年間を見つめてまいりました。そうしたときに、ややもすれば私の感じる所です。夏の高気圧は南高北低型といいます。老岐市の場合は北高南低型の予算配置になつるように思います。私は地元、石田町であります、非常に怒られます。この、今、過疎計画の中に石田町で過疎債で事業をしておるのは、筒城山崎線のみであります、今までに使ったの

は。

一昨日、津ノ宮線の公民館、石田西原、石田西、昭和町、度重なる交通事故が発生をしておる、そして道も狭い。そういうことで建設課長と建設部長に、私は要望ですからねと、語気をちょっとです、増田さん、ちょっと声が高かったかもしれませんが、上げて私は要望しました。局改で対応していますということでありました。局改ということはカーブだけをやると。非常に交通量が多いところでもあります。ですから、一般質問のようになっておりますが、要するに公平無私で、壱岐をフラットで見て、公平無私な予算査定をしていただきたいということをお願いをいたしたい。

これは、住民の意思がいかにか反映できるようなこうした計画を立案していくか、そして見直していくか。そして財政状況が厳しいときには、厳しいからこうなんですと、待ってくださいと、待つだけのそうした希望があるかないか。最初から切って切り捨てられるじゃなくて、そうした一条の光が見えるような壱岐市の計画を立案をしていただきたい。ですから、これは答弁を求めるのは企画振興部長に求めます。

パブリックコメントの取り方を、壱岐方式を採用してもらえませんか。高齢化率40%もなろうとくに、ITの時代とはいえ、おばあちゃんたちが何か施策してほしいと思われても、コンピューター扱えますか、見れますか。ですから、もう少しね、ケーブルテレビという媒体もあります、いろんな媒体があるじゃないですか。そしてケーブルテレビでも番組を朝昼晩、ニュースでも流して、もっと行政が近くに引き寄せられる、そうした自治にできないものですかね、本当。あなたたちは、自分たちは分かっても住民に分からん、何も響かんですよ。そういう計画を、実のある計画をつくっていただきたい。部長、分かりましたか。答弁お願いします。市長はようございますからね、今回は。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、武原議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、今後、市民皆様の御意見を取り入れられる機会を可能な限り確保できるように検討し努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 進めてまいりたいということは、周知の方法を改善をして、今後、取り組むということで理解していいんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げましたのは、可能な限り確保できるように努めてまいりますということで御答弁をさせていただきました。内容については検討をさせていた

だきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 道路についての御質問が出ましたので、私のほうから一言だけ答弁をさせていただきます。

今回の計画につきましては、令和3年度現在、または実施中の事業、または令和4年度以降に事業化を行う予定をしている事業等について、法の目的に合致し過疎債を財源とする可能性のある事業について必要と思われる事業を幅広く掲載をいたしております。この計画のほかにも急傾斜地の崩壊対策事業や橋梁補修事業など、真に必要な事業は、別途実施をいたしているところがございます。

今後は、道路幅が狭く緊急車両等の進入が困難な路線、児童等の通学に危険な箇所等、壱岐市の財政状況を考慮しながら適宜、事業計画の見直しを図るとともに、議会の議決を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時25分とします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

議案第47号について、質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） では、お願いをいたします。

壱岐市の附属機関設置ということで、今回設置される壱岐市入札監視委員会ということが提案されております。

まずなぜ、この委員会を設置するのかということ、それから、この委員会のやる目的です。ちょっと説明にあるんですが、入札監視委員会ということで、これだけ見たときに入札の問題を監視する委員会なのかなというふうな理解はしてしまいましたが、そうではなさそうなので、この委員会の目的、果たそうとすること、このことについてお願いします。

それからもう一つは、委員長が日額が1万円なんです。ほかの委員さんと比べて高額なんです。何かこの辺りの日当の根拠というか、あるのかということもお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

入札監視委員会に担任していただく事務につきましては、議案にございますとおり、本市の入

札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査、審議することとなっております。具体的には、入札監視委員会において、公共工事——測量、コンサルを含みます——その入札及び契約手続の運用状況等を御確認いただくとともに、委員会により抽出をしました工事等について、起工から落札者決定までの経過等についての審議を行っていただき、壱岐市における入札制度について検証、助言を頂くこととしております。

壱岐市といたしましては、頂いた意見を最大限に尊重いたしまして、制度の見直しを含めたところで反映をさせていただきたいと思っております。市が実施する入札及び契約をさらに透明性の高いものにしていきたいと考えております。

次に、委員の人数につきましてでございますけれども、これにつきましては、別に要綱を定めて規定をするようにしておりますけれども、現在のところ4名を予定しております。委員長につきましては、市の手続が法令遵守されているかという点も検証していただく必要がございますので、弁護士資格を有する方をお願いしたいと思っております。

それと、委員長の月額1万円につきましてですけれども、県内の各それぞれ、この委員会を設置されたところの情勢、そしてまた、先ほど申しました委員長という職を法律の専門家——弁護士さんをお願いをするというところで、その辺を鑑みながら1万円という額を設定させていただきました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 構成人数、ちょっと聞かなかったのですが、ありがとうございました。4人ということで確認しました。

そういう意味で市が入札したものについて、いろんな資料をこの監視委員会に出して、入札の手順から全て検証するというところに仕事の任務があるということで理解できましたので、どうもありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第51号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） よろしく申し上げます。

壱岐市電動車両用の充電器利用料の条例の問題なんですが、この提案のときに一支国博物館前に充電器が設置してあると、1か所だけということで、これは市が予算を組んで設置したのかという点をもう一回確認と、その利用料の条例の2の3について、こういう条例規定があるんですが、利用料は会社の収入として収受させるものとするところこういう項目があるんですよ。ということは、充電で上がった利益については全部会社に行くということで、この間進められてきたのかということを確認ですが、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市が設置をしたのかというところでございます。補助金等を活用し、市のほうで設置をしております。設置年度は平成26年度設置で、27年4月から供用開始をしているところでございます。

それで、附則のところの条例の改正の状況を確認されました。その収入につきましては契約しとる会社のほうが収受をしとるのかという質問でございます。本市は充電設備の運用に関しまして、令和2年までは合同会社日本充電サービスでございますけれども、そちらと充電器設定加盟店契約をしております。その締結に基づきまして、充電サービス提供の対価に係る債権——充電器の利用料でございますけれども——これは合同会社日本充電サービスに帰属するような契約となっております。つまり、充電器の利用料の収入は合同会社日本充電サービスのものとなっているところでございます。

ただし、収入のほうは会社のほうに入るわけですが、設置主体とする壱岐市に対しましては、その維持管理費等、そして使用する電力等に対する——これは権利金という形で契約の中に載せておりますけれども、その相当額を受け入れて、雑入の会計の中に入れておるとございませぬ。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そうすると、もう一回確認ですが、充電をした、市民が充電して払った利用料については、もう全部会社側にお金が入っているということですよ。これ、市が交付金受けて全部つくったという状況の施設ですよ。それをなぜ、全部、利益を会社にやるのか、その辺りの根拠が分からないということですよ。ぜひ今後、これは委員会でもたまたま審議するので、この条例を改正する考えはないですか。この条例を改正していこうという気はないですか、その利用料の問題で。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 条例の改正については考えておりません。といいますのは、言葉足らずのところがあったと思いますけれども、当時、この充電器設備を導入するときに、十分、議会のほうに御確認はいただいておりますけれども、この加盟店契約も含めて補助金の採択の条件等にもなっております、実質、令和2年度のこの利用車台数——件数ですけれども、コロナ禍にもありまして8件程度しかございません。そして、その電気利用料金については約8,000円弱程度しか会社のほうには入っておりません。先ほども申しましたように、維持管理費、そして充電に必要な電力等については、その相当額を市のほうで受け入れとるということ

で、何ら市の損失が出るわけでもございませんし、将来的にEV車の推進に寄与できるものならという形で今設置をしておりますので、条例的には何ら問題がないと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 条例の問題で、そういう、つくったいきさつは分かりましたが、今後の社会変化の中で、ガソリン車がなくなって電動車がどんどん増えるという社会的な状況の中で検討課題じゃないかなと、このままのやつじゃなくて。ということで、また委員会のほうで議論をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で議案第46号外5件の質疑を終わります。

日程第14. 議案第52号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第14、議案第52号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第15. 議案第53号～日程第19. 議案第57号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第15、議案第53号から日程第19、議案第57号まで5件を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第53号外4件の質疑を終わります。

日程第20. 認定第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第20、認定第1号令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第21. 認定第2号～日程第27. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、認定第2号から日程第27、認定第8号まで7件を議題と

します。これから質疑を行います。

認定第6号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。7番、植村圭司議員。

○議員（7番 植村 圭司君） それでは、認定第6号令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について質問させていただきたいと思えます。

これ、私が先日、原島のほうに行かせていただいた時のことなんですけども、フェリーが着きまして、着岸する岸壁のところで島民の方が綱取りというんですかね、ロープを引っ張って船を固定する作業をされておりました。その方が、ちょっと御高齢のほうに見えましたので、お話をお伺いしましたところ、島民の方が交代で綱取りをしていますよということだったんです。そうなんですかという話で、その場は終わったんですけども、ほかの方にもお話を聞くと、中には御高齢でちょっと体力的にきついという風におっしゃられる方があったり、あと、天候が悪いときにちょっと大変だなというふうなことを思っていたらっしゃる方がいらっしゃいました。

一方で、これが一定の収入源になっているという方もありまして、色んな賛否両論がある中で一定のコンセンサスは得られているとは思いますが、これが、こういったふうな採用した、その方法の経緯についてお伺いしたいと思います。そこで、この方法になった過程、それとこの方法についての問題があるのかないのかの認識、それと今後の方策についてどういうふうにしていくのか、同じようにしていくのか、変えようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 7番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

フェリーみしまの陸上作業員につきましては、委託業務として契約をさせていただいております。

作業内容につきましては、乗船待機中の旅客及び車両の整理、乗下船する旅客及び車両の誘導、船舶の離着岸のときの綱取り、そして綱放しですか、その他旅客及び車両の乗下船に関する作業でございます。

契約相手の選考につきましては、各島の自治公民館長様から推薦をさせていただいております。

陸上作業につきましては、フェリーとして就航し始めた昭和61年からでございますが、当初は綱取り業務を自治公民館長様にお願いをしておりましたが、その後、複数の方が希望される時代もございまして、抽せん等も行われたと聞いております。最近におきましては、三島の人口減少と壱岐本島で勤務される方が増えたために、陸上作業業務を希望される方が少なくなっております。

原島地区におきましては、平成29年度までに個人1人の方に委託をしておりましたが、陸上作業業務希望者の確保が厳しくなったことから、原島地区自治公民館において総会で協議及びお願いをいたしまして、平成30年4月より、自治公民館の中でローテーションにより、陸上作業

業務を行うことに決定をされたものでございます。

大島地区につきましては、令和元年度まで個人1人の方に委託をしておりましたが、地域の希望により、令和2年度からは2名の方に委託をし、交代で作業に当たっておられます。

長島地区については、個人1名の方へ継続をして委託をしているところでございます。

高齢化に伴う陸上作業員の人員確保については、運航を行う上で大きな課題であると認識しております。そのため、処遇についての見直しも取り組んでいるところでございまして、業務委託料については九州運輸局とも協議を行いまして、平成29年度と令和3年度に増額改定をしたところでございます。

三島地区は干満の差が大きく、港内も狭隘かつ固定岸壁であるため、陸上作業員は今後も継続して必要となると思っております。作業の中で特に負担が大きいのが綱の引上げ、そしてタラップの移動となります。抜本的な解決とはなりませんけども、当面、船からレッドロープを投げる際は、なるべく岸壁に近づいてから投げることを徹底することで綱の引上げの負担軽減を図っているところでございます。

また、将来的には、新船建造する場合は、タラップを船体に装備することも検討しておりまして、今後も引き続き陸上作業員の負担軽減に努めてまいります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。問題もやっぱりあるというふうな認識ということで、今後の課題もあるという話ですから、そこも対応していただけるということでございますので、島の方々が不便にならないように、そして理解が皆さん共通でいらっしゃるように今後も努めていただきたいと思います。

私も頻繁に行くわけじゃないんですけども、この前行かせていただいたとき、原島については自動販売機もなかったんです。暑かったものですから、ジュース飲みたいと思って探したところ、なかったものですから、御自宅の方にちょっと1杯分けてくださいというふうな話で家へ行った次第でございまして。同じ壱岐市にあって自動販売機が、飲みたくても飲めない人がいらっしゃるといことも、今後はちょっと、いいんだろうかというふうなこと考えまして、同じ壱岐市であれば、そういった人がいないのがいいんじゃないかというふうに思いまして、今後提案をしていきたいなと思っております。これは委員会のほうでもやりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、認定第7号について……（発言する者あり）事前の通告があつておりますから、通告順でいきます。

認定第7号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。7番、植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 続きまして、認定第7号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についてお伺いいたします。

これは雑入の話なんですけども、令和2年度の決算については、壱岐市農業機械銀行振興会のほうで受託されている道路・公園等作業受託の分が記載されてあります。これは令和元年度にはなかった話で、新しく令和2年度からできている振興会ということではそういうふうになっていると思うんですけども、この振興会ができて、実質的に変わってはいないと思うんですけども、道路・公園等作業受託が増えているんじゃないかというふうに推測しているんです。推測というのは、さっき言いましたように比較できなかったからそうなんですけども。そういった最近の道路作業——除草とか、あと伐採、あと、その公園等の整備について仕事が増えているんじゃないかなというふうに思っている中で、機械や人員の充実を図っていくべきじゃないかというふうに思っております、市の見解をお伺いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 7番、植村議員の御質問の令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算の認定の道路・公園等作業受託料が近年増えているのではないかとということ、そしてまた、機械や人員の充実を図るべきではないかという御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、道路・公園等作業受託料収入についてですけども、去年は、今議員がおっしゃるように振興会に委託をして、そして、それから特別会計に戻すというやり方で、雑入という形で受け入れたことでございます。そこで、過去5年間の推移を見ますと、平成28年度が4,997万円、それから平成29年度が4,927万円、平成30年度が4,907万円、令和元年度が4,919万円、令和2年度が4,510万円ということでほぼ横ばいで、最後の令和2年度につきましては若干減少をしているといったところでございます。

なお、その道路・公園等作業受託につきましては、その年によっては大雨とか台風とかございまして、臨時的な作業受託もされることから収入増となる場合もございます。

一方、トラクター等の農作業の受託料について利用料収入を申し上げますと、過去5年間を見ますと、平成28年度が6,856万円、平成29年度が6,883万円、平成30年度が7,005万円、令和元年度が6,006万円、令和2年度が5,785万円ということで、これにつきましては、ここ2年は著しく減少いたしているところでございます。後で理由は申し上げたいと思いますけども。

次に、その機械銀行に従事する職員については、現在、機械オペレーターが12名、そして道路・公園等の管理作業員として6名、それからシルバー人材が9名、計15名を配置しまして、

合わせて27名で業務をしていただいております。機械銀行の人員については農業者の高齢化などで作業受託の需要が高まりつつあるものの、一方では、肉用牛の拡大に伴いまして畜産農家個人で大型機械の導入を進められ、飼料作物に係る作業受託が減少したり、近年、大雨等で天候が左右される場面が多く適期に作業ができないなど、その年によって受託料が変動するため、安定した利用収入とならない年もあることから、人員については現在のところ現状維持といたしております。

機械の充実につきましては、故障による修理費の増大など厳しい運営となっておりますけれども、オペレーター自らも日常の点検、修理に努めるなど、寿命を延ばしながら大事に使用しているところでございます。また、特に稼働が限界にきた機械については、減価償却基金積立金の状況を見ながら必要に応じて更新に努めているところであります。今後、将来的に機械銀行に求められる新たな作業ニーズを検討し、予算の状況を鑑みながら機械の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁いただきまして、その中で、個人の機械を最近購入される方がおられるというふうなお話だったんですけども、まず、そもそも、この農業機械銀行の設立の目的自体が、そういった方が増えないようにといたしますか、個人の負担がなくなるような形で、協同してこういった機械を使いましょうという趣旨で始まっていると思うんです。ですから、現在の社会情勢の中でこうやって個人の方が増えていく、機械を買う方が増えていく、これってしようがないのかどうかは抜きに考えて、なるべくそういったことをカバーしていく、補完していく、農業の方々を支援していくという目的達成のために、もう一度、その人員等のことにつきましては、今後は考えていないという話だったんですけども、十分考えていただきたいなというふうに思っております。

それで、まず今後、検討課題としましては、昨年取りましたアンケート——利用意向アンケートがあると思うんです。この利用意向アンケートの結果が市報に出ていまして、その中では、例えば圃場の石の除去をしてくれとか、あとは畦畔の除草が大変だというふうな話があったので、それに対する機械を導入してくれという答えが19%というふうな一定の数字もつかめております。ですから、農家の方のニーズというのは一定つかめていると思いますので、来年度以降の予算のほうで、なるべくそういった意思を酌み取っていただいて十分検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいということなんですが。

それとあと、やっぱりこれから高齢者の方々が増えてきて、体力も大変だというふうな方々、その方々が道の管理のほうにも大変な御苦勞されています。公民館の高枝伐採とか、ああいった

ことも作業で出ておられますので、多分、今後そういったことに対するニーズも増えてくると思うんです。そういう意味では様々な機械が今出ておりますから、ユンボのアタッチメント替えて除草できるとか、畦畔用にもトラクターで対応できるような話もありますので、今後、その機械の研究、勉強等もよくしていただきまして、農家もしくは市民の方々のニーズに応じていただきたいというふうに思っております。

もう一回答弁いただきたいんですが、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 先ほど申し上げました飼料作物の作業の機械でございますけども、これは、非常にその作業時期によって、もう非常に重なる時期がございます、そういったことから畜産農家におかれましては、かなり体質強化をされまして機械を導入されて、その重なる時期を自分でされるといったことで、そういったことで機械が今導入されてやってあるところもございます。

しかしながら、その梱包作業も機械銀行もかなり請け負っております、やはりなかなか機械銀行だけでは壱岐の全体を回すことは不可能な状況でございます。そうしたことから地域においても、そういった飼料作物の作業に当たられる組織なり人なり、おられるような状況でございます。

それで、先ほど、アンケート調査の中では圃場の石の除去とか、圃場の平たん化とか、畦畔の除草とかいったニーズといいますか要望もございます。しかしながら、これは利用料にも反映しなくてはなりませんので、それは作業ニーズをどう捉えて機械銀行がどこまで取り組むかといったことは、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 納得はできないんですけども、その利用料、上げるか上げないかという話も当然ありますし、しかも、そのニーズも十分時間をかけて研究もしないといけないところはあります。ですから、来年とは言いませんので、今後時間をかけても構いませんから、なるべく人口減少、高齢化に対応した農業体制ができるように検討をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。終わります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議長、通告しています。

○議長（豊坂 敏文君） いや、ちょっと待ってください。

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。どうぞ、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） すいません。認定第6号の三島航路の問題なんですが、三島の船

に乗っている船員さんの問題なんです。三島は最終の船が大島停泊ということになっております。当然、大島泊まりですので、船員さんは大島に宿泊するということになります。昔は船員さんが大島出身がほとんどだったのか、あえて問題にならなかったんでしょうけども、今、3人の方が大島の方ではありません。どうしても宿泊しなければならないということで、大島に宿を借りられていらっしゃるようです。個人が手当てして借りられているようにお伺いしました。その中で1人、雨風で借りている家が壊れまして、探してみえます。生活にも困るということで話を聞きました。そういうことで、総務課長にも昨日、相談しましたら、公民館とか公民館長さんとか相談行っているよということですが、やっぱり生活に関わることで早急な改善が必要じゃないかなということと、市の職員ですので宿泊を是として対応をきちっとすると。個人の対応で宿泊施設を探すとか、そういうことはやっぱりあってはならないし、例えば、そういう家を借りた場合の住居手当とか、そういう手当の問題での配慮はこの間あったのかどうなのか、その辺りの実情をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

昨日、総務課長のほうから報告を受けまして、山口議員さんから相談があったということをお聞きしております。その中で、私も船員本人に確認をしたらということで、すぐ本人に確認をしました。なら、直接、山口議員さんとはお話ししていないみたいだったです。そこは置いておきますけども、今、質問された1点の中で職員の宿所を探す部分につきましてですが、そういう状況であるというのは総務課の職員も把握をしております、現在、長島に教員住宅が空いております。教育委員会のほうにも相談をして、使えるかということで話は持ちかけておるところですけども、御本人さんの意向と合致しないというところを申し添えさせていただきたく思います。

それと、住居手当につきましては、旧町のときから三島の船員さんはいらっしゃるわけですけども、住居手当の取扱いはございます。条例の中に明記しております。そして、長島から大島まで通勤するのについても、通勤手当の適用もございます。現在のところ、状況説明ということだけで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 毎日の生活に困ってみえるということですので、早急な対応をお願いして質問終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで認定第2号外6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第46号から議案第51号まで及び議案第53号から議案第57号まで並びに認定第2号から認定第8号まで18件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第52号は、議長を除く15名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号については、議長を除く15名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に植村圭司議員、副委員長に山口欽秀議員と決定いたしましたので報告いたします。

お諮りします。認定第1号は、議長を除く15名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長を除く15名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を決算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における決算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中からとし、委員長に土谷勇二議員、副委員長に中原正博議員と決定いたしましたので報告いたします。

日程第28. 要請第1号～日程第29. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第28、要請第1号及び日程第29、要望第1号を議題とします。

ただいま上程しました要請第1号及び要望第1号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託します。

日程第30. 議案第58号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第30、議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては消防長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 議案第58号について御説明いたします。

議案第58号小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の締結について、小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、契約の目的、小型動力消防ポンプ積載車3台購入。2、契約の方法、制限付き一般競争入札。3、契約金額、2,013万円。4、契約の相手方、佐世保市福石町22番6号、株式会社ツクモ代表取締役永田次郎氏。

入札結果につきましては次のページに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は9月13日、月曜日、午前10時から開きます。

なお、13日、14日、15日の3日間は一般質問となっており、計9名の議員が登壇予定で、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐エフエムにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時07分散会

令和3年 岐阜市議会定例会 9月 議会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和3年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 3番 武原由里子 議員
12番 鵜瀬 和博 議員
2番 樋口伊久磨 議員
6番 山川 忠久 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (1名)

- 13番 中田 恭一君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

13番、中田恭一議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、中上企画振興部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。9月10日の議案質疑の中で、報告第11号令和2年度イキパークマネジメント株式会社に係る経営状況の報告において、山口議員からの質疑で、令和2年度壱岐市まち・ひと・しごと創生会議において議論された令和2年度の事業費1,991万円、これは、調餌場整備事業並びに冷蔵・冷凍庫生化学検査装置購入分でありまして、この分のイキパークマネジメントの決算報告に入っているのかとお尋ねがございました。

その答弁の中で、一般会計のみ計上している旨御説明をいたしましたが、本事業につきましては、一般会計では委託料に計上し、イキパークマネジメントが受託をしてイキパークマネジメントの決算報告書の中の損益計算書の販売管理費の中に含まれておりますので、おわびして訂正させていただきます。

なお、本工事により、完成した施設並びに備品については、壱岐市の所有となります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） おはようございます。3番、武原由里子が通告に従って一般質問をいたします。

質問事項大きく2つです。まず、1点目、マッサージ券の交付率向上に関する施策について。

壱岐市が平成16年3月1日に施行しております壱岐市はり、きゅう、あん摩等施術料金の助成に関する要綱にありますように、壱岐市が65歳以上の高齢者と、50歳以上の身体障害者に対し、1人当たり、今年度は5枚を上限に交付を行っていますこのマッサージ券についてです。今年4月からは、その1人10枚が5枚に削減されました。まず、その理由についてお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） おはようございます。3番、武原議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるように、高齢者及び身体障害者に対するはり、きゅう、あん摩マッサージ施術料金の一部を助成し、高齢者及び身体障害者の保健福祉の増進を図ることを目的に、65歳以上の方、または、身体障害者手帳を所持する50歳以上の方に助成券を交付しております。この助成券が今年4月より1人10枚から5枚に削減された理由についての御質問でございますが、この事業につきましては、平成25年度の壱岐市補助金検討委員会でB判定とされております。この提言を受けまして、予算編成の方針として、B判定については5年間で15%縮減することになっておりましたが、令和2年度までこの事業につきましては、交付枚数や予算の削減はいたしておりませんでした。

しかし、令和3年度予算編成において、徹底した内部経費及び事業の削減に向けた見直しの中で、本事業につきましても、ゼロベースから検討することとなり、これまで縮減としながら、予算削減に至っていなかった経緯も含め、交付枚数を半減し、事業を継続したところでございます。

本年8月の壱岐市補助金検討委員会の提言書におきましては、半減した枚数で継続という判定を頂いておりますので、対象者の皆様に広く、有効に御活用頂きたいと考えております。

市としましては、年度当初に助成券の御案内を各戸に配布し、また、広報誌への掲載等で利用

についての周知に努めております。助成券を御利用いただいております皆様にとりましては、助成券の半減により御不便をおかけすることになりますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御回答頂きました。先日資料を頂いたときに見せていただいたんですけれども、令和元年から2年、3年ということで、交付の利用率ということはずっと調べてありました。それを見せていただくと、やはり3割りしか交付されていないということがありまして、そういう状況だからということで、今回半減ということになっているのかなと、私なりにも考えていたんですが、今の御答弁によりますと、平成25年の補助金検討委員会のときから、一応B判定ということで、15%は削減ということを提言されていたということですね。それが、今年8月では、また半減のB判定ということをお聞きいたしました。

実際、この交付されていない7割の方たちは、本当に利用をしたくない方なのだろうかということが、私なりにもすごく疑問を持ちまして、3割の人しか交付されていない。7割の方は権利があるのに、それをもらっていないということですよ。

先ほどは、回覧板等で御案内をしているということでしたけれども、なかなか実際には窓口に行って、その券を取りにいかないともらえないということだと思っただけですね。なかなか高齢の方、自分がそこに窓口に行ってもらおうということはなかなか厳しいのかなというのは感じております。だから、実際そのように、3割の方はどういう形で窓口で交付されている。しかし、7割の方はそれすらできていないということで、その辺りの現状の把握はされていますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 武原議員の再質問の件について答弁させていただきます。

3割の方が申請されて交付を受けているが、そのほかの7割の方々が必要ないと考えているのかという、まずことごとございますけれども、申請対象者の方の中には、体調が悪くてもう動けない方とか施設に入所してある方とかいろいろいらっしゃるかと思っております。ただ、利用される方については、窓口申請に来ていただくことを基本としておりますのは、ばらまけば皆さんが利用されるかという点も無駄な券を交付することにもなりかねないと考えております。これは必ず行ってください、利用してくださいというものでもなくて、必要な方が利用されるものでございますので、一応申請をして、御利用いただくという形を取っているところでございます。

周知の方法につきましては、議員おっしゃるように、まだ不備な点もあるかと思っておりますので、

今後周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 実際、施設等で入院されているとか、施設等にいらっしゃるこの7割の方の中には、そういう方もいらっしゃるということでしたので、その方でも施設で利用できるとか、出張で、とかいろいろされていると思うんです、事業者の方たちも。だから、そういった運用の方法の見直し等していただけるともっと利用が上がるのかなと、今聞きながら感じました。

私なりに頂いていた資料を基に考えているところをちょっと少し御紹介いたします。

令和2年度の当初予算で半減された、それまで10枚だったのが5枚にいきなりなった。先ほどの25年のときには、15%ということがありますので、やはり50%というのは、かなり高齢者にとって、また、障害のお持ちの方にとってかなり厳しかったんだらうということを感じております。ほかにも高齢者の祝い金等も廃止されておりますし、入湯券も半減されております。こういう突然半減されたことで、住民はやはり今まで利用して、健康維持、介護予防のためにということで、利用されていた方も利用できなくなった。また、昨年からのコロナでなかなか外出もできない。そういう状況でいらっしゃる中でも、やはりマッサージだけは、はり、きゅうだけは、ちょっと自分の体のメンテナンスのためにやっていこうという思いで、去年は令和元年とほぼ変わらない利用率ということもデータを頂いておりました。

なので、やっぱりコロナだったけれども、去年はそれなりの皆さん利用されていたということなので、やはり健康維持、皆さん気をつけて、やっぱり身体にいいから続けていらっしゃると思うんです。なので、それがいきなり半減ということは、皆さんにとっては、自分の健康維持のための補助をしていたことが、それが継続できなくなっているという声もすごく頂いておりますので、15%だったらまだどうかなったのかなと少しは思いますけど、いきなり半分というのがやっぱりどうかならないのかなということで、今回も質問いたしております。

8月の検討委員会ですけれども、またB判定、これは半減をB判定ということでしたけれども、その判定の根拠とかもし分かれたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 今年度の補助金検討委員会の判定理由ということでございますけれども、検討委員会におきましては、所管、担当課のほうから現在の利用状況等を説明申し上げます。参考に利用状況を申し上げますと、令和2年度の65歳以上の高齢者が9,748人が対象者でございました。そのうちに、交付申請がありましたのが33.3%、対象枚数に対する利用率が12.5%、交付を予定している券全体のうち利用されたのが12.5%、また、申請

により交付した枚数に対する利用率が37.4%でございます。新型コロナウイルス感染防止の影響があったことも原因かと思われませんが、このような状況でございました。

また、令和元年度においても、交付率が39.8%、対象枚数、全体に対する利用率が11.4%、交付した枚数に対する利用率が28.6%、例年交付は受けても、その利用は3割から4割程度にとどまっている状況、つまり10枚交付した方々についても、3枚から4枚しか利用されていないというような状況を検討委員会の中でも説明させていただいております。そのような状況に鑑みて、5枚程度が適当という判定を頂いたところでございます。

B判定と申しますけども、一応5枚、現制度で継続ということでございます。縮減ということは言われておりませんので、その辺は御理解頂きたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） B判定でも現状維持のB判定ということですよ。

その件で、やっぱり今説明されて聞きながら、やはり交付利用率が3割ということですよ。また、実際にはそのうちの37.4%、全体の対象者からすると12.5%ということなのでという、そういう説明を聞けば、やはり半減というのは致し方ないのかなというふうに感じるんですけども、実際、この事業の趣旨からすると、利用率が低いから半減しましたというのは、やはりちょっとどうなのかなって、私自身も考えておまして、利用率を上げるような手だて等をやはり今後考えていただきたい。実際利用している方は5枚じゃ足りないということをおっしゃっていますので、ぜひその辺りをお願いいたします。

また、利用者だけではなく、施術事業者いらっしゃるんですけど、今は7件いらっしゃいます。補助を頂いて利用できる事業者自体7件、その中で視覚障害者の方が3事業所ございます。その視覚障害者にとって、コロナ禍とマッサージ券の半減がダブルパンチとなり廃業の危機に瀕しているということで、救済を求める声がSNS上にも上がっております。昨年のコロナ禍では、何とか10枚の券があったので、皆さんも利用させていただいて、何とかマッサージ事業者も継続できていたということですけども、今回の今年4月から半減になったということで、利用の方もやっぱりがくんと減って、毎月前年度半分以上にやっぱり利用者がなっているということです。

このまま続くと、自分はもう廃業せざるを得ないと。本当にもう自分はこの後、視覚障害を持っているし、そんなにほかの仕事はできないということで、あとは生活保護の対象になるのかなというところまでおっしゃってございました。

もし生活保護の受給対象者になれば、このマッサージのはり、きゅう利用補助金、年間でしますと、実績では850万円程度、これより以上の高額な生活保護費を支給せざるを得なくなり、壱岐市の財政にとっては大きな負担が継続するのではないかと危惧いたしました。

やはりマッサージ券を半減という一つのことが、利用者だけじゃなく、事業者の経済的に自立

までも奪いかねない。また、そのマッサージ等、やっぱり国家資格ということで、誰でもできない技を小さい頃から勉強して取られています。そういう取得した技術も奪ってしまう。廃業させることによって、そういうことになりかねません。まして、もう自分はこのままではもう生きていく価値がないとおっしゃって、もう殺してくれとまで言われました。そんなに大変な思いを、コロナ禍とこのマッサージ券の半減ということで、味わっておられる事業者がいるということ、私も今回初めて伺って、かなりこれは厳しい状況だなということを感じております。

そこで、何かここまで困っていらっしゃる障害者等のコロナ対策の支援メニューについて担当課にも相談にいきましたが、なかなか今のところはということでしたけれども、その後また何か変更があるかもしれません。長崎県と壱岐市の支援メニューについて、何か検討されているとかいうのがありましたらお知らせください。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

これまで申し上げておりますように、このコロナ禍での影響を受けられた事業者支援ということで、現在長崎県において、県、市一体となった幅広い事業者支援というものを検討をされております。具体的な内容についてはまだ示されておられませんので、詳細については、現在のところはお答えできませんが、県と歩調を合わせて、速やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひこういう困っている方の救済を早急をお願いいたします。

壱岐市の第3次総合計画の「誰一人取り残さない。協働のまちづくり」という基本理念の中で、こういう今の状況というのは、やはり反することではないかと考えました。

そこで、私、一つ提案がございます。チケットのこれまでの窓口交付業務についての見直しです。具体的には、紙のチケットの交付を廃止して、一律対象の住民に1人10枚までの無料利用の権利を与えます。そして、実際の利用には、顧客の申請を事業者側にいたしまして、それを利用者側がまとめて、カウントしながら、市のほうに申請する。紙のチケットの交付にかかっていました人件費や窓口の負担、また、それをサービスを利用する側の窓口までのチケット受取りの手間も省かれます。これまで窓口でチケット取りにいけなかった7割の方にも自動的に利用する権利が与えられます。先ほどはその権利を与えるのではないとおっしゃったんですけれども、私の提案としては、こういうことを考えております。

住民サービスのより一層の浸透が進むのではないかと考えております。運用の見直しによる住民サービスの深化とマッサージ事業者の雇用維持並びに行政コストの削減を実現できる三方よし

の対応策だと考えております。この提案について御見解をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） どうも御提言頂きましてありがとうございます。申請方法また交付の枚数等につきましては、今後、また対象者の方々の御意見とか年代による利用状況等もいろいろ研究をさせていただきます。御提言内容も含め、十分研究をしてみたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 前向きにぜひ御検討頂きまして、利用者並びに事業者の救済も含めて、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり」の理念の下、しっかりと実施していただきたいと考えております。

市民生活にとって真に必要なサービスに予算がつけられているのか、前年度でも850万円ぐらいでしたので、どうにかそのやり繰りができないものかという思いがしております。それによって、たくさんの方が救えている、救えるということです。市民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障され、壱岐の島に住み続けてよかったと言えるように、弱者を切り捨てることのないような、誰一人取り残さない施策がなされているのか、しっかりとこれからも私自身チェックしていきます。よろしくをお願いいたします。

以上で1つ目の質問は終わります。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

次は、壱岐市の広聴活動についてです。住民の声、特に社会的弱者と言われる障害者、高齢者、女性や子供の声が市政に届けられていないように感じております。一部の声の大きな人たちだけの意見が市政に反映されているようにも感じられます。以前は、地区ごとの市政懇談会や市政報告会が頻繁に実施されていました。住民と行政がともに意見を交換する場があったように感じます。ぜひこういう機会をまた再開していただき、住民の生の声をしっかりと聞き、ともに壱岐市を住みやすくするためのタウンミーティング等の開催を望んでおります。現在の壱岐市の広聴活動の現状と今後の取組の方法についてお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 武原議員の2点目の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の広聴活動について、タウンミーティング、市政懇談会の再開を望む、現状と今後の取組についての御質問でございます。

議員御指摘のように壱岐市におきましては、平成22年、23年にそれぞれ市政懇談会を実施し、平成27年には、庁舎建設市民説明会やマイナンバーの市民説明会を兼ねて懇談会を開催し

たところでございます。その後、開催をしていないというのは事実でございます。

現在、市民皆様からの意見聴取につきましては、市の重要施策に係る計画や条例等を策定する過程において、計画案や趣旨、内容等の必要な事項を公表し、パブリックコメントを実施することで、市民皆様から広く意見を求め、頂いた意見を十分検討し、計画や施策への参考にさせていただいております。

なお、これまでパブリックコメントを実施した主なものを申し上げますと、壱岐市自治基本条例、壱岐市総合計画など、市の施策の根幹となる条例や計画をはじめ、本9月会議に議案第46号として提出しております過疎地域持続的発展計画、また、壱岐市障がい者福祉計画、壱岐市障がい児福祉計画、壱岐市高齢者福祉計画、介護保険事業計画、壱岐市子ども・子育て支援事業計画など、障がい者、高齢者、子どもなど支援が必要な方々への具体的な施策や計画の策定においてもパブリックコメントを実施し、広く御意見や御提案を頂いているところであります。

しかしながら、パブリックコメントにつきましては、先日の質疑の中でも周知の方法等について御指摘、御提言を頂きましたので、今後、改善すべき点を研究してまいります。また、本市におきましては、日頃から市民皆様からの御意見や御提案を広く受け付けるために、年度当初の自治公民館長会議及び市役所の各4庁舎、各事業所に設置している壱岐市希望の箱、これは、ウェブ上でも御提出いただけるよう市のホームページにも、壱岐市希望の箱コーナーを設けており、どなたでも御意見や御提案を投函、送信できるようにしております。

さらに個別のお問い合わせ事項等については、市ホームページ上の各ページのお問合せ先の欄にメールホームを設置し、関係部署へダイレクトで送信されることになっており、回答が必要なものについては、迅速かつ確実な対応に努めているところであります。

一方で、本市では、平成30年に壱岐市自治基本条例を制定いたしました。その中で、まちづくりの主役は市民であること、市民及び地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は協働してまちづくりの推進に取り組むものとする、市長等はまちづくりの推進を目的として、主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効率的なものにしなければならないと規定しておりまして、その実現のためにまちづくり協議会の取組をはじめ、あらゆる機会を利用し、市民皆様の御意見等をお聞きすることに努めております。

議員御指摘の広聴活動、すなわち市民皆様の御意見、御提案を広くお聞きし、それを市政に反映させることは行政の根幹であり、大変な重要なことであると認識をいたしております。

しかしながら、現下のコロナ禍にあつて、また議員御指摘の障害のある方や高齢者等の方も含む社会弱者と言われる方々にとって、特定の会場までお越しいただく従来型のタウンミーティングの開催はいかがかと考えております。現在は、ネット等において、様々な御意見を頂く機会も増えておりますし、今後進めるDX（デジタルトランスフォーメーション）、本市のデジタル化

の推進は市民皆様がより早く、より便利な手続の促進、お尋ねや御意見等への素早い対応をも目的としております。今後、壱岐市にとって、どのような広聴活動が求められているのか、どのような方法がよりベターなのかを研究してまいります。

今後とも、市民皆様のニーズの把握に努め、市の施策、政策立案等に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 4年前にも同じように市長の答弁がありました。議事録から見ると、平成22年、23年にタウンミーティングを開催していたということ、あと自治公民館長から毎年声を聞いている。また、今地域担当職員もいるということで回答されています。そして、懇談会の開催は、今のところ考えておりませんということで、平成29年の9月議会では答弁されておりました。今、お聞きしますと、平成27年にもう一度その後したということで、それ以降は、今までタウンミーティング等の会はしていない、コロナ禍なので、そういう会がどうなのかということ、私もそれは思いますが、実際にやり方等を変えながらでもできるのではないかと考えておりますけれども、27年度から、今までなぜタウンミーティングをされなかったのでしょうか。その辺りお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 29年にも先ほどおっしゃるようになる予定はないということをお知らせしておりますし、なぜしなかったのかというのではなくて、今先ほど言いましたように、パブリックコメント等でお聞きをしている。希望の箱等もある。そういったことで、今までは足りると考えていたところであります。しかし、今、先ほど申し上げましたように、武原議員の御提案を受けて、どういう方法があるのかということを検討しなきゃいけないとお答えをしたところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） パブリックコメントについては、前回の質疑でも申しました。やはり、これではなかなか本当に一部の方のみの意見しか、今までも届いていないように感じております。パブリックコメントがあっていること自体、知らない市民の方が多い。また、どうやってそれを、自分の意見を届けていいのかも分からないような状況が今の現状だと思います。

先ほどもデジタルフォーメーション、やっぱり今後はいろんな形でデジタル化が進みながらやっていかないといけないでしょう。壱岐市の場合、光ケーブルテレビのネットワーク等もありますので、ぜひその辺りを利用して、本当に声が必要な方の、市に本当はもう一番必要な方の声を待っているのではなく、もらいにいくぐらいの、声を届けてもらうのではなく、自ら出向いて

でも、その声をお聞かせくださいというぐらいの姿勢が大切かなと感じております。どうしても、やっぱり声が届きにくい障害者の方や女性の方などの思いというのが、なかなか壱岐市の政策のほうに反映できない、できていないというのをすごく感じておりますので、やはりそういうところの団体等あれば、そこに出向いていただくとか、今のコロナ禍では、それが無理であれば、今オンラインの面談等もできますので、ぜひそういうことをやっていただいて、まずは一つでもいいので、そこで、ああ声が届いて、この声でこんなふうに変ったというのがなれば、皆さん、ああ声が届いてよかったね。本当市民が主役のまちづくりだよ、住民と協働で市政が運営してもらっているな、誰一人取り残さない、協働のまちづくりだなというのを実感できると思います。

やはりこういう第3次総合計画をつくられておりますが、そのできたのを多分御存じない方が多いと思います。この基本理念をぜひ皆さんに理解していただき、それが、こんなふうになるんだよというところまでできればすばらしいかなと思っております。

実際、タウンミーティング、もう今までのやり方はやらないということで、今後は形を変えてぜひ検討していただきたいと考えております。やはり本当にいろんな皆さん、今多様性のある社会の中で本当に必要な声を十分に取り入れていただきたいと思っております。

先ほど視覚障害者の方と私が会ったときに、壱岐市をバリアフリーの島にしたいんですよとすごくおっしゃいました。しかし、その声を届け、自分は思ってもなかなか伝えられないと。これから壱岐市がそういう障害者や高齢者にも優しい島なんだと、そのためには、やっぱりそういう方、当事者の声を聞き、それをどう計画等して、壱岐市を変えていくのかというところを、やはりまず声を聞いて、ニーズを捉えて、じゃあこんなことができますねというところをやっていただきたいと思っております。

総合計画の基本目標の6、官民連携による効果的な行政運営の3番、情報発信と広聴機会の充実とあります。行政の計画、施策が住民に十分伝わり、住民の行政への関わり、理解が深められるよう広報広聴活動の充実を努めるとともに、情報公開制度の確立に努めるとあります。やはりここが肝かなと思っております。ぜひ今後の広聴活動の取組にいま一度市長の取組意欲をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 追加の御質問にお答えします。

回答が重複して申し訳ないんですけど、パブリックコメントについては先ほども申し上げましたように、その周知の方法等々について検討してまいりますし、広聴の機会については、これも先ほど申しましたけれども、どういう方法がよりベターなのか、これを研究していきたいと思っております。

そして、先ほどおっしゃるように、社会的弱者と言われる方々の御意見、それもいかにして酌

み取るかということを考えてまいります。

私の耳に届かないときは、ぜひ16の議員の方々が接する機会多いかと思っておりますので、ぜひそういう御意見もありましたら、お届けいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今回、そういう声を代弁してという思いでここに立っております。デジタル弱者もたくさんおられます。デジタル弱者をサポートする社会の仕組みとその整備が、またユニバーサルデザインが今後壱岐市にも大変必要になってくると考えております。障害者の方の声を積極的に施策に取り入れることで、誰もが住みやすい島にできると考えます。第3次総合計画の3の5、障がい者福祉の充実の中の3番目に、情報アクセシビリティの向上とあります。障害のある人が円滑に情報取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるように、情報機器の利用支援、コミュニケーション支援の充実を図るとございます。ぜひこの計画を進めるためにも、当事者の意見を聞きながら、ぜひこの情報アクセシビリティの向上等も一緒に広聴活動としてやっていただきたいと考えております。

今、いろんな機器ができております。私も今回初めて音声で文字入力したのがすぐ変換できているボイスオーバーというのを知りました。それも、障害の方と接して初めてこうやってするんですよということを知りました。やはり知らないことがたくさんございますし、いろんな情報機器もあります。そういうものを皆さんに伝えながら、困っている方にも届けられるような広聴広報活動をぜひ今後とも、私も頑張っていきますけれども、壱岐市の取組も広く伝えながら、また、声を聞きながら、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり」、市民一人ひとりの多様性を理解しつつ、寄り添い、ともに助け合い、繋がることを通じて進化を続ける社会を目指す基本理念がございますので、これに向かって壱岐市の取組ができているか、今後ともチェックしてまいります。

これで終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時55分とします。

午前10時41分休憩

午前10時55分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、12番、鵜瀬和博が一般質問をさせていただきます。

今回は大きく1点、定住促進（農業振興）についてお尋ねをいたします。

その前に、さきの市議会議員選挙におきまして再選をすることができました。この場をお借りまして、御支援頂いた皆様にお礼を申し上げます。

さて、コロナ禍の中、我慢の日々が続いておりますが、先日開催をされました東京オリンピック・パラリンピックの選手の皆さんの活躍やその頑張る姿に感動と元気を頂きました。特に、壱岐で合宿をしていただいた東京パラリンピック視覚障害女子マラソン選手の道下美里選手の金メダルは、壱岐の子供たちに夢と希望を与えていただいたと思います。私も道下さんのように子供たちに夢と希望を与えられるように、様々な御意見や思いを市議会に反映し、壱岐市振興発展のため皆様の御期待に応えられるよう頑張りますので、どうぞよろしくをお願いします。

さて、平成27年度国勢調査における本市の合計特殊出生率は2.22と全国水準の1.45を大きく上回っております。全国的に高い水準となっておりますが、出生数は減少傾向にあり、未婚化、晩婚化が課題となっております。今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予想され、人口減少による経済規模の縮小や人手不足など様々な課題が懸念をされております。

人口減少に歯止めをかけるためには、少子化対策や移住定住施策が重要であるため、定住移住人口についてはこれまで受入れ環境の整備や市外からの移住定住を促進するためのPR等の対策により転入者数の増加や若者の転出の低下など効果が見えつつあることから、今後も大都市を中心とした転入促進策と若者のUIターンの施策などのさらなる強化が必要であることから、UIターンの移住者への定住促進策は住宅支援などいろいろあり手厚いと思います。

また、新規に農業や漁業を始める場合についても様々な支援制度があります。しかし、壱岐経済を支え、定住して現在頑張っている基幹産業である農業・漁業の皆さんにはなかなか有利な制度が少ないように思います。

今後、移住定住を図るためには、現在定住していただいている市民への応援・支援策が必要と考えております。

そのような中、JA壱岐市の第9次営農振興計画では、10年後の販売高100億円を目標に掲げ、目指そう100億円で離島日本一へをスローガンに農業振興により壱岐経済の発展に取り組まれていくようです。

今回は時間も限られておりますので、基幹産業である農業振興についてお聞きをいたします。

まず、1点目、令和元年度の農業産出額は64億円で、うち基幹作物である肉用牛が46億5,000万円、73%、米が5億8,000万円、9%、葉たばこが2億9,000万円、5%と、この3作物で本市全体の86%を占めております。

しかしながら、急激な国際化の進展による海外農産物との競合、産地間競争などにより、農業所得の低下や農業従事者の減少、高齢化及び後継者不足の進行のほか、耕作放棄地の増加等が深刻な問題となっております。

そこで、反収14年連続県下1位の収益の高いアスパラガスなど作付面積を増やせば、さらに高収入の魅力ある作物になると考えます。ハウスを増設する場合、現状の支援制度はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、定住の応援策、施策として市の追加支援が必要と考えるが、その辺をどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、施設拡大により新規雇用する場合、国境離島法の活用ができるかと考えるが、その点についてもお尋ねをいたします。

2点目、先ほども言いましたように、畜産業が農業産出額の販売高約7割を占めておりますけれども、高齢化や後継者不足の課題があります。特に、動物を相手にする仕事であり、補助作業員不足のため自由に休みがなかなか取れないのが現状です。また、飼料作物の作付や就農のため、高価な農業機械を購入しないといけないので、農家の負担も大きく、高齢者による運転事故発生のおそれもあります。

今後、畜産振興をするためには、補助作業員の育成、増員や農作業を代用してくれる農業機械銀行のような組織が各集落にあればかなり負担も減るのではと考えます。

また、かつて和牛王国と呼ばれた鳥取県、その力は一時衰えましたが、近年、全国でトップクラスの評価を受けております。その要因の一つは、和牛の遺伝情報を解読するゲノム解析を取り入れたゲノム育種をしています。遺伝子を調べるゲノミック育種価は、子牛の段階で枝肉重量やロース芯面積など6項目を素早く予測でき、早期に能力を見極められ、改良効率は雄牛で1.9倍、雌牛で2.5倍向上すると言われております。将来的には、このゲノム育種が当たり前になると考えますが、本市の畜産振興も視野に入れるべきと考えます。今後の畜産計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

3点目が、これからは効率的な農業経営やSDGsを推進するためにも、ICT等先端技術を導入したスマート農業の取組も必要と考えます。今後のスマート農業の取組をお聞きします。

4点目が、農業の担い手対策や人手不足を解消するため、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者へマルチワーカーを派遣する壱岐市農業支援事業協同組合が設立をされました。壱岐市農業支援協同組合の制度とマルチワーカーは様々な作物品目の農家の依頼に対応しなければと考

えますが、農業技術取得の方法や将来的に人員目標は何人か、お尋ねをいたします。

5点目が、全国的にもうかる農業に若者が続々と新規就農をしており、平成30年度では、農水省の調べでは約3倍になっております。魅力ある産業であり、農業収入1,000万円を目指して取り組んでいます。

例えば、福島県喜多方市では、喜多方ワーキングホリデーとして、農村地域に関心のある大学生や都市部の人を対象として、農業を手伝いながら農村に滞在し、ありのままの農家生活を体験することで、心身のリフレッシュ等を行い、農業に興味を持ってもらう取組を行っております。

就農人数を増やすためには高収入の農家をつくるのが移住定住へとつながると考えます。今後もJA壱岐市との協力支援は必要不可欠だと考えます。就農人数を増やすため、今後の取組をお聞きします。

以上5点、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 12番、鵜瀬議員の御質問にお答えをいたします。

大きな質問事項といたしまして、定住促進（農業振興）についての御質問でございます。

1番目の御質問の1つ目は、アスパラガスなどのハウスを増設する場合、現状の支援制度と市の追加支援について、2つ目が、国境離島法の活用についてということで、これについては特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の中の雇用機会拡充事業の活用ができないかということであろうかと思っております。

まず、施設園芸のアスパラガスにおいては、収益性が高く、魅力ある品目であります。県内の平均反収は1,570キロに対しまして、壱岐産においては平均反収が2,585キロと他の地域と比較すると1,000キロ以上の収量差となっており、14年連続で反収長崎県下1位の快挙を成し遂げております。

令和2年のJAアスパラ部会会員数は73名、販売総額は3億7,300万円、栽培面積は13.7ヘクタールで前年比107%と増え、単価はキロ1,057円で前年比103%と、新型コロナウイルスの影響を受ける中でも単価は上昇をしてきております。

また、議員御存じのとおり、現在JA壱岐市では、第9次営農振興計画の策定が進められておりますが、10年後、農業全体の販売高100億円を目標に掲げられておまして、アスパラガスにおいては販売量960トン、販売額10億円を目標としておられます。

さて、現在の支援策としましては、国の補助事業においては、産地生産基盤パワーアップ事業というものがございます。ハウス施設の資材や自動かん水設備等の機械リース導入に対しまして、50%以内の補助率となっております。

また、県の補助事業では、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業とございますが、これは認定新規就農者等に対しまして園芸ハウスの導入に係る経費の2分の1以内の補助率となっております。

また、本市の追加支援策につきましては、アスパラガスを地域振興作物と位置づけ、市の義務負担とは別に10%の上乗せ支援を予定いたしております。よって、事業の種類によっては補助対象事業費の60%から70%の補助率となっております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の活用については、雇用創出が見込まれることや国や地方公共団体等ほかの補助事業の対象となるもの以外の経費であれば、制度上の実施要件が満たされれば雇用機会拡充事業の対象となり得るものでございます。特に、第1次産業での雇用機会拡充事業の活用についても、改めて周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2番目の御質問の本市の畜産振興について、高齢化や後継者不足の中、今後の計画はということでございます。

御承知のとおり、畜産は本市において重要な基幹作目の一つであります。その農家戸数及び飼養頭数は、7月31日現在、繁殖雌牛が617戸で6,122頭、肥育牛が12経営体で1,380頭となっております。その畜産農家の中で60歳以上が占める割合は約60%となっており、高齢化の振興に加え、一部では親子での事業継承がなされてはいるものの、次の世代への飼養技術の継承と農業者不足が課題となっております。

このような中、議員御指摘のとおり、畜産業は生き物が相手でありますので、毎日の適正な給餌が必要であり、いかに農作業を省力化するかといったことは今まさに直面する課題であると認識をいたしております。

その対策の一つとして、本市は大型機械を利用し農作業を請け負う農業機械銀行があります。特に、餌の確保に欠かせないロールラップの一連の作業など請け負うことができ、畜産振興の一翼を担っております。

ほかには、20歳代から50歳代の農家で、同じように大型機械での作業を請け負うコントラクターと呼ばれる組織が市内の各地域に多数存在をいたしております。

また、市内には31の集落営農法人等が存在をいたしまして、各組織において大型機械等を導入し、営農活動が行われております。

また、JAには小規模な草切りや草取り、農作物の植付けや収穫、田植や稲刈りといった幅広い農作業に対応できる作業ヘルパーの仕組みや畜産のヘルパー制度がございます。また、畜産農家が1月の中で一定の休暇を取ることができる定休型ヘルパーの仕組みもあります。

これら、今ある仕組みを最大限活用していただき、今後も関係機関一体となって労力の軽減を

図り、持続可能な農業の仕組みづくりを目指してまいります。

次に、ゲノム解析を取り入れたゲノム育種についてでございます。

従来、育種価によりまして枝肉重量や脂肪交雑などについて子牛の能力の程度を予測しているところであります。ゲノム解析、ゲノミック評価技術では、この育種価による情報にDNA情報を加え、牛の能力をさらに客観的に評価したものになります。

この評価によりまして、枝肉となった際の歩留りや肉の食味のもとであるオレイン酸の程度をよりの確な情報として得ることができることとなります。こうした情報を仕入れることは肉用牛市場のニーズであり、能力の高い雌牛群を整備することにもつながることとなります。

本年度から長崎県においても、まずは600頭を対象に事業が実施されることとなっております。そのうち県内での配分により壱岐では105頭の実施が予定をされております。県の構想として、今年度から4年間をかけまして、毎年度の予算措置の上で本事業が実施される予定であり、評価で優秀とされた後継牛を地域に残し、受精卵移植などを活用しながら地域肉用牛の改良をさらに進める構想となっております。

ただし、本評価を行うに当たりましては、毛根からのDNA情報の採取やデータ整理なども必要なことから、長期的な費用と時間を要するところがございます。

今後、本市といたしましては、県及びJAと十分な連携強化を図りながら、改良事業を側面的に支援していきたいと考えております。

続きまして、3番目の御質問の今後のスマート農業の取組についてはということでございます。

まず、自治体SDGsモデル事業の選定を受け、平成30年度から土壌水分データを基に自動かん水システムによりアスパラガスの生産性向上を目指したスマート農業につきましては、これまでの生育のデータが少ない作物であったため、まずは生育に関連するデータの収集から始まり、データ分析の結果、土壌の水収支が生育に大きく影響していることが科学的に証明をできたところであります。

令和2年度は、自動かん水装置を実証ハウスに設置をいたしまして、分析結果の効果を検証するとともに、熟練農家の栽培を再現できるAI予測モデルの開発を行ったところであります。

検証の結果としては、自動かん水装置を使用することでかん水作業における労働力の軽減と最大で約2割程度の収量増加につながっておりますが、実証期間がまだ1年間であり、統計的な優位性を検証するにはさらなる実証が必要になると考えております。

今年度は、壱岐独自のAI自動かん水システムを普及可能なものとするために、AI予測モデルと自動かん水装置のシステム連携作業を行うとともに、島内での利用促進を図るため、まずはアスパラ部会に御協力頂き、自動かん水システムの導入メリットに関する報告等を適宜行ってまいりたいと考えております。

また、SDGsモデル事業のほかに新たな展開といたしまして、水稻と施設園芸作物において新たな営農体系を構築し、生産体制を維持拡大することを目的に、今年4月23日に壱岐振興局、JA壱岐市、農業共済組合、壱岐市など関係機関に加え、集落営農法人連絡協議会、認定農業者協議会、壱岐地区水田土地改良区協議会、JA壱岐市アスパラ部会で構成する壱岐市スマート農業推進協議会を設立いたしましたところであります。

これは、国のスマート農業総合推進対策事業の採択を受け、去る6月13日に直進アシスト田植機による田植、それから8月20日には無人ヘリドローンによる防除作業、8月26日にはラジコン草刈り機による圃場のり面の除草作業の実演会を実施いたしております。

今後は、水田の給水・排水をスマートフォン等でモニタリングしながら、遠隔操作または自動で制御できる圃場水管理システムや直進アシスト田植機と同様に手を離しても真っ直ぐに進む直進アシストトラクターの実証実験を予定いたしております。

また、アスパラガス等の施設園芸作物の定植から収穫までの肥料の施肥量など、栽培管理ができる圃場管理システムの実証を計画しております。

昨今、市内では農業法人等においてドローンを活用したスマート農業への取組も徐々に始まってきております。これからの農業法人や特に若い農業者にはスマート農業を取り入れ、農業機械の自動化や肥料、農薬の減量化、農業データの分析などで生産効率の向上や規模拡大、生産コストの低減など持続可能な農業を目指した新たなチャレンジにも期待したいところでございます。

しかしながら、コストも多額を要することから、今後スマート農業に取り組むためには、まずもって実証検証を行い、実践への道筋を明確化する取組を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目の質問のマルチワーカーについてであります。

本年8月10日に壱岐市農業支援事業協同組合が設立をされました。現在、登記手続に、そして各種書類審査などが進められており、10月中旬をめぐりに長崎県により特定地域づくり事業協同組合として認定がなされ、11月の事業開始が予定されているところでございます。

さて、本制度は、令和2年6月4日付で施行されました地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づきまして、壱岐市では農業に特化した支援事業として、市内の若者やUIターン希望者について労力の受入れを希望する農業者、規模拡大を考えている個人や法人や労力不足に悩まされている方々に派遣するマルチワーカーとして雇用し、安定した給与を確保しながら農業経営技術の習得を図ることで、農業従事者を増加させるといった事業展開を予定されています。

この事業の中で、マルチワーカーの人件費や事務局運営費といった対象経費に対し、その2分の1を市が補助する仕組みとなっております。その市の負担額の2分の1を国が交付金として補填、さらに残りの額に対して2分の1相当の特別交付税措置がなされる制度となっております。

議員御指摘のとおり、本マルチワーカー制度では様々な品目の農家の依頼に対応しなくてはなりません。その前提としまして、派遣を依頼される農家または法人は、まずは協同組合の組合員、出資者となっていただく必要がございます。現在、3名のマルチワーカーの雇用が予定をされており、そのおのおのが農作物の繁忙期に合わせまして、当面、年間の中で次のように派遣される予定となっております。

マルチワーカーの派遣パターンとして、例えばAは4月から10月までアスパラ農家に、そして11月から3月までイチゴ農家に、それからBは、同じく4月から10月までアスパラ農家に、11月から3月までは野菜農家に、Cは4月から10月まで繁殖農家に、11月から3月まで肥育農家にといったように、派遣の想定がされているところであります。

派遣先におきましては、携わる作業内容はそれぞれ異なることも想定されますが、派遣されるマルチワーカーは派遣先の農業者のノウハウを現場で実践しながら肌で感じて学ぶといったことになろうかと思えます。

これまでJA壱岐市が展開される研修制度においては、現場での研修により農業技術の研鑽が図られてきたケースもありますが、本制度が研修と決定的な違いとして、派遣期間において安定した給与収入と社会保険など福利厚生も保障されるところであります。このことにより、法の趣旨でもある人口減少対策、地域産業の活性化が図られるものと期待しております。

現在、事業の開始前でありまして、事業協同組合から事業計画書が市に提出をされており、令和5年度までの中期計画の中で3名の雇用が継続される予定となっております。今後、軌道に乗れば人員の増も見込まれるものと考えております。市としましては、JAや県とも連携しながら、事業協同組合の円滑な事業展開に向けてサポートを行っていきたいと考えております。

最後の御質問でございますけれども、5番目の高収入農家をつくるのが移住定住へとつながる、JA壱岐市と協力支援など今後の取組はとのことでございます。

現在、壱岐市には農業経営の目標に向けて自ら経営改善に意欲を持って取り組む認定農業者が現在320経営体おられます。ある一定の所得目標を掲げ、農業収入で暮らしていけるよう営農計画を作成し、実践をされております。このように農業経営の目標に向けてやる気と意欲を持って所得向上に取り組む認定農業者等を育成することにより、その姿を見たりその情報を聞いて、または情報を発信し、壱岐でぜひ頑張りたいというUIターン者等が増加し、人の定着、定住につながってくれることを期待しているところであります。

そのためには、現在策定中のJA壱岐市第9次営農振興計画は壱岐市の農業振興計画として捉えており、肉用牛などの規模拡大や高収益品目の拡大と産地化の取組、そして農業所得1,000万円を目指す農業者の増大など、営農振興計画に掲げられた目標に向けて、本市といたしましても

J A 沓岐市や県等関係機関と連携強化を図り、持続可能な営農振興と支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回、農業に関してかなりボリュームのある質問をさせていただきました。詳細に答弁頂きましてありがとうございます。

まず、1点目のアスパラガスのハウス増設についての支援策ということで、国のパワーアップ事業によりますと50%の補助ということで、あとは市の追加支援として、内容によりますが10%上乗せ、そして、状況によっては県の補助も上乗せされるということで、60から70の支援があるということでした。

こういった内容について、せっかくありますので、情報の発信と、例えばアスパラガスをハウスを増設する場合、そういった相談というのは、窓口は、市の補助もありますけども、あくまでも農協さんのほうに行けばいいのか、その辺を再度お尋ねをいたします。

また、増設によりまして、家族経営から集団経営となる場合には、国境離島新法の雇用拡充事業を適用ができるということは、アスパラガスで増設する場合、市と国の補助を受けて60から70、それ以外のそれに付随する施設について雇用拡充がある場合はプラス国境離島法の雇用拡充事業をそのハウス以外の付帯施設で使えるということか、再度お尋ねをいたします。

そして、2点目の畜産業については、農業機械銀行が持つ大型機械や20代から50代で構成をされておる各地のコントラクター制度を使われてしていると。また、31の集落営農組織があるので、その中で持続可能な農業を目指し、現在対応しているということでありました。

ただ、農業は特に時期がほとんど重なりますよね。割と、畜産に言えば、大体同じ時期に集中した場合に、個人で大型機械を持ってあるところは別に問題ないんですが、これから畜産をさらに大きくしようとする中で、やはり高齢者が小さいながらもずっと何軒も頑張っていたというのが一番の基礎じゃなかろうかと思います。そういった方々に作業員ヘルパーも含めて派遣が手軽にできればいいなと思っております。

特に、4番目の質問でありましたマルチワーカーの人数が増えれば、そういった形で将来的にははどんどん作業ヘルパーも増えて、マルチワーカーの登録も増えてくればそういった課題はなくなるんでしょうけども、それを支えてる高齢者の方がさらに高齢になりますので、今度は就農を、農業に新しく就く人の、どうやって増やすか、それ、先ほども言いますとおかなりの収益がないとできないだろうというふうに思っております。

現在、認定農業者が320名ほどいらっしゃるということだったんですが、そのときに目指す

収入農家の金額は大体どれぐらいなのか、お尋ねをいたします。

以上、再度お尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 鶴瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず、アスパラガスの補助事業の関係でございますけれども、相談とかどこに行ったらいいのかということでございます。

この農家の方々からの相談については、JA壱岐市そしてまた壱岐市の市役所の農林課のほうにも声は届いてまいります。よって、その情報が入りましたら、お互い情報共有を図りながら、そして農協さん、そして私ども壱岐市、そして普及センターもございますので、そちらと連携をしながら相談に乗って、計画づくり等を御相談に乗ってあげているところでございます。

それから、2番目の国境離島の活用についてでございますけれども。

そこで、まず国境離島では、制度的に申し上げますと、事業拡大で設備投資を行う場合は補助対象経費の4分の3以内、上限がございまして、補助対象経費1,600万円の上限で、補助金に直しますと、交付金に直しますと、1,200万円までということになります。

それから、事業拡大で設備投資を伴わない場合は、同じく補助率は一緒でございますが4分の3以内、補助対象経費が1,200万円までの上限で900万円までの補助ということになっております。あくまでもこの対象経費はダブらないように、国の補助事業や県の補助事業と重複しないように、対象外の経費を充てることは可能ということになっております。

それでも、実施要件がございますので、さらなるそういう実施要件を満たす、いわゆる雇用につながる、雇用確保ができるのかといったことが重要なところになりますので、それらを見てからのその対象審査の中で審査を受けて対象となるかならないかということになるろうかと思えます。

それから、3番目の畜産業等で特に高齢化等で農作業のヘルパー、容易に派遣できるようにとかいうこと、そして就農の増やすべきだといったことで、その農業所得、目指す金額は幾らなのかということでございます。

今、先ほど申し上げたように、ヘルパー制度というのはあるわけでございますけれども、特に高齢化の方々については、やはり機械銀行等の御利用を頂いて、ぜひそういう畜産経営を維持していただきたいというように思っております。それから、また地域の中でいわゆる分業的にそういう飼料作物の作業だけに当たる方、先ほどコントラクターと申しあげましたけれども、そういった方々がおられまして、そういった方々とそれから機械銀行、そして集落営農法人等がやはりうまくそこで地域の中で分業化できて、その作業に当たっていければサポートできていくんではないかと思っておりますので、それらの活用を考えていただきたいというふうに思っております。

それから、認定農業者の所得目標でございますけれども、農業所得当たり、1人当たりが

350万円を目標となっております。それから、家族の場合であると550万円ということで、3人家族でなれば農業所得を550万円という目標を掲げて、それを目指す方々を認定農業者として認定をいたしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。

アスパラについては、特に国境離島法に関わる分については、かなり従前の補助以外の部分について、雇用を増やすという部分で、書類等がなかなか難しい内容になっておりますので、窓口はJA壱岐市としても、JAとそして壱岐市の農林課がやっぱりタッグを組んで、そのアスパラガスを増やそうという農家の期待にぜひ応えていただけるように、今後も十分密に連携を取っていただきたいと思っております。

また、畜産も含めた作業員ヘルパーについては、機械銀行並びにコントラクター、そして集落営農が連携を取って、そういった要望があったときにすみ分けをして対応していきたいということでありましたので、十分それぞれの商売というか、それぞれ成り立たないといけないものですから、その辺りのすみ分けと連携は十分に今後もしていただければと思います。

ゲノムについて、1点、先ほど説明の中で、県内で600頭、そして壱岐島内で105頭割当てがあるということでありました。これを4年かけて実証実験をしてデータを積み重ねることだろうと思っております。

壱岐には大体7,000頭近くの牛がいるわけですが、今後、毎年4年間105頭で推移していくものか、要は420頭か、対象になる、その後についてはどのような計画なのか、お尋ねをいたします。

また、スマート農業については、先ほども言いましたとおり、農業は特に休みがなかなか、定期休みが取れない現状であります。そこに、ICTを使ったスマート農業を推進するためにスマート農業推進協議会というものを立ち上げて、関係機関が連携を取って実証実験をしながら今後の取組について検討されているようでございますので、十分、実証実験等については、そういった団体にも予算がありませんので、国、県そして市の応援をしながら、その実証実験をしていただくと。してよければ、また農家のほうにその情報を発信していただいて、農家の労務軽減そして経営の向上に、発信をしていただければと思います。

先ほどマルチワーカーの件については、今後は、多分、令和3年は3人でしょうけど、安定的な給料を保障して保険がつく、要はサラリーマンみたいな、の農業バージョンですが、将来的にはここを増やしていこうとされてるのか、お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） まず、ゲノム評価の関係でございます。

今後とも105頭ずっと推移していくのかということでございます。

これについては、ゲノミック評価に対象となる牛というものがございまして、考え方がございます。これは、平成28年1月以降に生まれた若雌牛、そして、及び一定の期待の育種価成績以上の、または系統雌牛を共に満たす母牛から令和3年1月以降に生まれた雌子牛を対象とされているということございまして。

このように、この生まれた時期とかによって決まっておりますので、それで今回は105頭ということでございますけれども、これが毎年この頭数でいくかというのは、ちょっとこちらでは分からない状況でございますけれども、ぜひこの105頭を維持していただいて、壱岐の牛がそういう評価に付されることを期待をいたしたいというふうに思っているところでございます。

それから、いわゆるスマート農業の実績等は農家へ発信をしていってもらいたいということでございます。

これは、当然、実証結果を基に、いい内容であれば農家の方にぜひ発信をして、それをぜひ使っていただくような仕組みづくりを考えていきたいというふうに思います。

それから、マルチワーカーでございますけれども、将来的に、ここ5年までの中期計画では3名ということでございますが、当然、将来的には増やしていきたいというところでございます。これは、今、農業者の中でそういういろんな作業を年間通してマルチで回していくということ考えているところでございまして、やはり農家の方の求めるニーズというものもございまして、そしてまた農家の方からの利用料等も頂くようになりますので、そういったニーズを捉えて、それで雇用が増やせれば、ぜひそういう軌道に乗れば、人員も増やしていきたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 先ほど、最初言いましたとおり、農業は定住施策の一つでもあります。確かに、Iターンの、一般の仕事の方にも住居補助とかありますけれども、こういった農業の新規農業以外に新たに事業拡大するという部分については、それに市のほうが支援、応援をすることも定住につながるというふうに思っておりますので、十分その支援の仕方については研究をしていただきたいと。

また、あわせて、実は、先ほど言いましたとおり、機械を扱うのが今のところ機械銀行のようで、27人でしたかね、昨日の、前回の質問の中でありましたが、それで足りない場合は、やっぱり機械を購入するとか人数を増やすとかいう部分も必要じゃなかろうかと。

あと、もう一つは、地域の建設業があるわけですが、その地域建設業の資源を生かした建

設土木業者によるそういった支援の方法、農作業の受託というのも進めてもいいんじゃないかなと。国のほうではそういった方法もされてるようでございますし、実際そういう業者の中で農作業をされてるところもありますので、将来的に購入等が難しいのであればそういったところにもやっぱり密に連携を取って支援をしていただくということでお願いしたいと思います。

将来的には、宿泊施設を兼ね備えた農業団地があつて、そこに農業機械銀行のような農業用機械を配備して農業受託事業しながら、その中で農業技術の指導、習得に向けた農業団地というのを、壱岐島内にいろんな空き地があるので、そういうのをつくれば、さらなる農業の島として今後も持続可能な農業になるんじゃないかなろうかと考えておりますが、その点について、将来的なかなりの展望ですから、部長というよりも白川市長のほうから農業に対する、農業に関わる壱岐市の展望について、先ほど話の中でJAの第9次計画が壱岐市の農業振興計画であるというふうに言われております。やはり目標がないとなかなかそれに向けていきませんし、それに行くようにいろんな配備をしていかないといけないということで、最後に白川市長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 農業に対する今後の展望でございますけれども。

常々言っておりますように、壱岐市は第1次産業の島でありまして、特に農業については、京都の葵祭で筑紫牛が使われているということ、歴史に載っております。これは、筑紫牛、壱岐牛のことなんです。

そういったことで、もうやはり壱岐というのは古代から農業に熱心でありました。それをやはり今受け継いでおるわけございまして、壱岐は気候的にも熱帯の作物以外は何でもできる。私は、壱岐は農作物のデパートだと常々言っております。確かに、量は限られておりますけれども、品種についてはもう何でも取れるという状況でございます。そういった中で、今アスパラを含め肉用牛等々の特産品というものが固定化されております。

JA壱岐市の計画は壱岐市の農業振興計画と全く同じでございまして、壱岐市そしてJA壱岐市、壱岐振興局、力を合わせて壱岐市の農業振興に邁進していきたいと思っております。

そういった中で、やはりどういうふうにそれを高付加価値をつけて、そして大量に、目標としております農業所得1,000万円に向けて、やはり協議を重ねる、そして実証していく、そして今からAI、IoTを使ったスマート農業を含めて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 白川市長の農業に対する意気込みを感じることができました。

ぜひ、10年後、農業販売数100億円を、農協さん、そして壱岐市、そして県と力を合わせて目標達成できるように期待をいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、樋口伊久磨議員の登壇をお願いします。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口伊久磨君） 2番、樋口伊久磨が通告に従いまして一般質問を行います。

私の質問は主に2点です。市内小学校の規模適正化についてと壱岐市プレミアム商品券についてお聞かせをいただきたいと思います。

まず、市内小学校の規模適正化についてお尋ねをいたします。

市内に10校ありました中学校が統廃合されまして、今年で10年を迎えようとしております。この統廃合後、10年をどのように評価をされているかをまずもってお聞かせいただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 小学校統廃合の予定のほうも発言してください。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 失礼しました。それに付随しまして、現在18校ある小学校のうち、複式学級がある学校が合計9校で15クラス、複式学級が2クラス以上ある学校が5校ございます。これより4年後の令和7年度の児童推移表では、市内小学校で複式学級が20クラスまで増えるシミュレーションにあります。

小学校の統廃合をどのようにお考えかも併せてお聞かせをください。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口伊久磨議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 2番、樋口伊久磨議員の2つの質問についてお答えをいたします。

1つ目の中学校統廃合10年の評価についてのお尋ねです。

初めに、この壱岐市で中学校が統廃合に歩み寄っていただいた経過について簡単にお伝えさせていただきます。

幼稚園あるいは保育園で幼児期の2年間を過ごした子供たち、そのまま小学校の6年間を少人数で過ごして通算8年になります。このまま中学校の3年間も同じメンバーで過ごすと、都合11年間を小規模校の中で過ごすということについて、中学校の小規模校の保護者から、心も体も急速に成長する青年前期の中学時代を適正な規模の学校生活をさせたいとの思いが伝えられました。

このことにより協議に入りまして、協議の中では特に、中学1年から2年に進級するときにはクラス替えができるような、そういう適正な規模が望まれます等々の協議の結果、それぞれが現在ある母校への愛着感をはじめ、複雑な気持ちを抱えておられながらも、統廃合することに何とか歩み寄っていただき、10年が経過いたしました。

いまだに母校がなくなったことへの寂しさを伝えてくださる市民の方ともよく出会います。

そこで、中学校統廃合10年の評価を、まず次の3点でお伝えをしたいと思います。

1つは学力の状況、2つ目に不登校の状況はどうなったのか、3つ目は部活動の状況でお伝えをします。

まず、学力の状況についてですが、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査というものが一つの尺度としてございます。その数値を基に中学生の学力の状況を統合前と統合後で比較をした場合、大きな変化はないものの、中学校の国語においては、全国平均との差をマイナス4.6ポイント程度あったものが、現在マイナス2.6ポイント程度と詰めている状況で、緩やかな改善傾向にあるかと思えます。

一方、数学におきましては、マイナス3.1ポイントだったのが、現在はマイナス5.2ポイントとさらに2.1ポイント悪化している状況が今年度の部分について言えることとございます。

一方、英語については、国の分はありませんで、長崎県が独自に学力調査をしております、これによって平成25年度から今年度を比べてみますと、県のそういう平均値と比べますと、マイナス6.4だったのが現在マイナス4.3と2ポイント縮めてきて、少しは改善傾向にあると捉えております。

壱岐の子供たちは、10校時代に一人一人にきめ細かな指導が行き届いていた小規模校から、学級の生徒が少し増えて一人一人が体験する時間が減ったということの戸惑い等が見られましたが、徐々にその対応力が身について少しずつ回復傾向にあると考えます。

1学級の生徒数が増えたことによるメリットももちろんございます。それは、様々な考え方に触れる機会が多くなり、学習内容の質が高まっていくなど、文部科学省も進めている対話的な深い学びとか、協働的な学びが実現しやすくなり、幅広くなってきているところです。

次に、2つ目の不登校の状況について、不登校というのを子どもは年間の欠席日数が30日を超える児童生徒を統計上そのように扱っております。

不登校の人数は10年前と比べますと、数的には実は変わらない状況が今のところ続いています。平成23年が17人、24年が17人ぐらいでした。令和元年が21人、令和2年が17人でほぼ同じような状況が続いていますが、このような傾向をいろいろな形で分析はしておりますけども、子供たちの中には校区が広がった中で、7小学校の子供が一堂に集まったり、6小学校が集まったり、3小学校が集まったりとそういう中でのよさもあれば、ちょっとした思い入れの行き違いによって、なかなか学校のほうに、あるいは教室の中に入ることができずにいるという状況が続いて、現在、4中学校には心の教室相談員というのを1人ずつ配置をしまして、それぞれ子供たちの適切な時期に相談活動に応じております。

それから、これとは別にSSWという形でスクールソーシャルワーカーという形がありまして、学校と社会生活に対応できるということで、県教委のほうから人材を派遣していただき、今1名が中学校の先生方が時間的に取り組めない部分を休んでいる子供、家庭へ夜でも出かけていきまして、いろいろ相談に乗り、そして学校とつないでいただく、そういう仕事をしていることで、学校復帰ができる子供たちもできていることも事実でございます。

全国的には生徒数の3%が不登校を超さないようにと、その3%以内にとどめるようにというのが一つの指標として言われております。現在、壱岐市は751名の中学生がおりますので、その3%というのは約22名ぐらいになります。それからしますと、その中には収まっているものの、中学校の先生方はもっと学校復帰ができると、そういう気持ちを持ちながら取り組んでいただいているものと捉えております。

それから、中学校にも、また学校に来たときに教室に入れずに、保健室あるいは場合によっては校長室、多目的教室等で過ごす子供たちに寄り添う特別教育支援員というのを、今7名配置を市独自でいたしておりますので、この方たちの関わりも、子供たちの気持ちを学校に向けるという時点では大変有用に働いていると考えております。

中学校の統合で過ごす仲間が増えて、より多様な人間関係をつくることができるようになっていくことがプラスだけにはならず、若干マイナス面もあるのかなと分析をしているところです。

3つ目に、部活動の状況について、統合により生徒数が増えたことで当然部活動の数が増えました。特に陸上部という年間を通した陸上の練習に取り組むという部が学校の状況によってできましたので、この取組の成果は大変顕著で、市長がよく報告いたしますように、県大会で1位になり、九州大会、全国大会に活躍していくという形の幅広い部の創設等ができ、文化的なプラスバンド部という形も創設できたりするところにつながっております。

一概に中学校統廃合の評価を簡単に申すことができずに、今3点に絞ってお伝えをしましたが、

生徒や保護者にとってはプラス面もマイナス面もちろんあったと思いますが、そういう中で中学生という青年前期の心も体も急速に成長する時期を、中学校の規模適正化の考えを理解していただき、統廃合に歩み寄っていただいたことにより、子供たちにとって中学校の友達という存在が増えたことで、子供たちの将来や壱岐市の未来にとって大きなプラスになっていると捉えています。

当然、中学校のこの学びの取組が高校に進学した後も生かされていると報告を受けているところでございます。

2つ目の小学校の統廃合についてですが、壱岐市内の小学校の統廃合については、平成26年度に壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会を立ち上げ、検討を重ねました。この検討委員会からの報告書を受け、壱岐市教育委員会で協議し、今後の方針を決定して進めているところでございます。

その1つ目は、児童の減少が予想以上に進んでいる三島小学校がありました。早い段階で三島小学校の関係者と協議の場を持ち、方向としては2つの分校——長島、原島ですが、閉じて1つにまとめることで協議を重ね、大きな気持ちで歩み寄っていただき、平成27年度から長島分校と原島分校を閉校し、大島を本校とする三島小学校の新しいスタートを切っております。

この協議の中でも、閉校の行事を執り行う中でも、島の皆様の分校に寄せられた愛着感の強さに感動をさせられました。それだけに、統合に歩み寄っていただいたお気持ちに今も感謝の念でいっぱいです。

現在、三島小学校の全校児童は2名になっております。保護者の方の三島小学校の教育への期待が強く、さらなる統合の要望は上がっておりません。教育委員会としても、壱岐市における元島のさらなる統投のこの三島小学校の特別な存在を、三島小学校の教育として今後も継続することを考えております。

2つ目の方針としては、ほかの小学校の統廃合については、全校児童が20名に満たなくなり、小学校としての教育活動ができかねる状況になっていると判断した学校については、壱岐市教育委員会から統廃合の協議を持ちかけることにしております。

先ほど議員がお話いただきましたように、壱岐市の児童生徒数の減少は起こっておりますが、全国的に比べると大変なだけだと実は考えております。

今、20名を切っている学校は先ほどの三島小学校を除いた17の小学校ではありません。近いところでは初山小学校が32名、八幡小学校が36名、沼津小学校が37名です。3校とも地域と結びついた特色ある教育活動を営んでおります。

また、令和7年度までにも先ほどお話しいただいた全校児童数が20名を切る学校は今のところ予測されておりません。それだけ壱岐市は津々浦々子供たちが生活をしているということが言

えるかと思えます。

6年前の平成27年と今の児童数を見たときに、実は1,576名小学生がいたんですけども、今は1,386名、約190名が減少していることとなります。その中でも、減少の大きい学校は、盈科小学校が56名、石田小学校が44名、勝本小学校が37名です。これだけで140名近くの減少が顕著に出ています。

ほかの学校は、今度は逆に増えている学校もあるんですね、壱岐の場合。例えば、沼津小学校は当時よりも15名増えております。筒城小学校は9名、瀬戸小4名、柳田小2名、初山小2名、霞翠小2名と、六、七年前に小学校の全校児童数が増えるということをやなかなか私どもは予測できませんでしたが、実態はこういうような状況をつくっておりますので、できるだけ小学校教育が可能な間は20名という全校児童数の一つの指標を基にして、この統廃合については考えを進めることにしております。

3つ目の方針は、歴史あるそれぞれの小学校が近隣校との間で一緒になっていいたろうというような機運が起これば、教育委員会のほうにいつでも御連絡いただければ、私どもは説明会等、協議等お手伝いをしっかりいたしますよということは、この時点でも伝えているところでございます。

御承知のように、今壱岐市では、小学校区単位でまちづくり協議会が設置され、活性化が図られようとしております。地域に小学校があることが大きな推進力になっています。子供たちの学校生活を支えてくださる地域の力がある間は、急いで小学校を統廃合することは今のところ良策ではないと、教育委員会は考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） ありがとうございます。教育委員会の方針は十分分かりましたが、現役の保護者とかは、若い世代の中には統廃合を希望する声が多数あることも、私、承知しておりますし、平成26年の検討委員会から現在7年経過をしていると思います。さらに、これから4年後の児童数の推移を見ると、さらに200名ぐらいの減少もあることから、小学校を地域文化の拠点というお考えも十分理解はできますが、先ほど言われました近隣小学校、隣接する小学校との統廃合、地域の盛り上がりも含めたとこの統廃合がもし行われるのであれば、例えば私ども住んでおります瀬戸小学校と箱崎小学校、現在48名と88名で136名、例えば勝本小学校と霞翠小学校だと71名と70名で140名、石田小学校と筒城小学校だと合計で198名と非常に何か100名を超えて、非常に子供たちも競争意識を持ったりする規模の学校になるのかなという思いもございます。

20名以下にならないとというお話もされましたが、できれば子供たちのことも考えまして、

近い将来の統廃合に向けた御検討を再度お願いできればと思っております。

それに付随してですが、中学校のスクールバス等も合併10年して新たな検討課題となるのではないかと考えますし、学校の立地に関しましては、海拔等の問題もあり、その辺も再度統廃合の検討課題になるのかなと思いますので、再三言いますが、再度の近い将来の御検討をお願いいたします。

続きまして、壱岐市プレミアム商品券についてお尋ねをいたします。

第4回の壱岐市プレミアム商品券が発行されるということの報告を受けております。発行の時期と告知の方法等をお聞かせいただければと思います。

○議長（豊坂 敏文君） その後の宿泊キャンペーン、バスツアー等も一緒にやってください。

○議員（2番 樋口伊久磨君） すみません。それに付随しまして、昨年5月に行われました島民限定の宿泊キャンペーンや市内周遊観光貸切りバスツアーの計画があるのかなのか、これがなければ、新たな市独自の経済支援策のお考えがあればお聞かせ願います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 2番、樋口議員の2番目の御質問、壱岐市プレミアム付き商品券について、宿泊キャンペーン、バスツアーの予定、また新たな市独自の経済支援策についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、第4回壱岐市プレミアム商品券についてでございますが、本事業につきましては、去る6月会議におきまして議決をいただいたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、著しく冷え込んだ市内経済の活性化のため、緊急経済対策事業として実施する予定としております。

発行内容といたしましては、プレミアム率20%で、6,000円分の商品券を5,000円で販売するもので、6月補正予算にて計上をいたしました5万セットに、令和2年度から繰り越した経済対策事業の執行残を活用した7,000セットを加えた5万7,000セットを予定し、発行総額は3億4,200万円、市民皆様お一人当たり2セットまで購入が可能なセット数を発行することといたしております。

1次販売として、10月末頃に購入引換券を郵送にて市民皆様に発送し、11月第2週から2週間程度を予定をいたしております。

市民皆様へ購入引換券を事前に送付し、販売期間内であれば市内4か所の販売窓口で並ぶことなく購入が可能で、窓口等での混雑緩和に取り組むことといたしております。

また、2次販売として、1次販売の余剰分の販売も予定をしておりますが、2次販売分は予定セット数に達し次第販売を終了することといたしております。

市民皆様に広く行き渡る十分なセット数を発行することで、新型コロナウイルス感染症により、打撃を受けた事業者を支援し、かつ市内経済の活性化につながればと考えております。

2つ目の宿泊キャンペーン、バスツアーの予定はとの御質問でございますが、これまで宿泊施設への応援キャンペーンにつきましては、第1弾として、令和2年5月7日から7月31日までの期間で宿泊料金の半額、これは6,000円を上限ですが、半額支援で4,840人泊、経済効果で約5,300万円、また第2弾として、本年2月22日から4月17日までの期間で同じく実施をいたしまして、2,581人泊、経済効果で約3,100万円など、国から市町村へ直接交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により対応してまいりましたが、現在は経済対策に対する財源が昨年と違って基本的に国から県に交付をされることとなり、長崎県により県下一斉の県民宿泊キャンペーンが実施されてまいりました。

これは、県民の方が県内旅行をされる場合に、宿泊代金及び旅行商品で上限5,000円の最大50%割引きと地域限定クーポン1人1泊当たり2,000円が付与されるものでございますが、感染状況の悪化によりまして、本キャンペーンについては9月30日までの予定で休止をされております。

本キャンペーンについては、非常にお得な内容となっておりますので、感染状況を見て早期に再開されることを願っております。特に県民宿泊キャンペーンを活用いたしました壱岐市、対馬市との相互交流キャンペーンについては、7月1日から8月31日の間で対馬発が267人泊、壱岐発が235人泊と大変利用がございまして、それぞれの魅力発見、そして相互の交流、そして経済対策に資するキャンペーンでありまして、今後の再開、対馬市との交流に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市独自の宿泊キャンペーンなどは、財源等の問題によりまして計画をいたしておりませんが、県民宿泊キャンペーンの自己負担部分については、ただいま御説明をいたしましたプレミアム商品券を使用できるように計画する予定でございます。

また、バスツアーにつきましては、昨年5月23日から8月31日までの期間において、直接市に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金を活用し、市独自のバスキャンペーンに取り組みましたが、利用実績といたしましては、176台2,836人の利用があるなど、大変好評であったところでございますが、宿泊キャンペーン同様、財源との関係で現在のところ計画をしておりますが、今後の感染状況を踏まえた国のGoToキャンペーンの再開等に期待をするものでございます。

次に、新たな市独自の経済支援策についてでございますが、長崎県独自の緊急事態宣言、これは昨日9月12日まででございましたが、これら飲食店等に対する営業時間短縮要請の影響によりまして、飲食店のみならず、多くの関連する事業者の皆様が大変な影響を受けているものと承

知をいたしております。

この窮状を何とか乗り越えるべく、現在長崎県において、県、市、町一体となった幅広い事業者支援を検討をされております。県市共同で費用負担を行いまして、事業者支援を行う見込み、予定となっておりますので、県と歩調を合わせ速やかに対応してまいる所存でございます。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 御答弁ありがとうございました。

1点だけ確認をさせていただきますが、プレミアム商品券5万7,000セットということですが、余剰分が出た場合の販売方法は、これは先着順ということでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 樋口議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げましたように、1次販売分については10月末頃から購入引換券を発送し、11月第2週から2週間程度予定をいたしております。

2次販売分につきましては、残りと申しますか、その分については改めて告知放送、そしてケーブルテレビ、壱岐市ホームページをはじめSNSなどでの周知に努めまして、最終的には先着順というようなことにもなろうかと思っておりますけれども、この辺りの対応についても現在検討をいたしているところでございますが、基本的に今のような形になるのではないかというふうに考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） ありがとうございました。告知の方法等を含めて、市民に行き渡るよう案内をしていただきたいと思います。壱岐市の経済界、非常に冷え込んでおります。飲食にかかわらず、どの業種に至っても非常に我慢のしどき、そして、もうしどきも超えそうな業種もあるというふうにお聞きしております。

市民の皆様におかれましては、例えば買物をされる際も、壱岐にあるものは全て壱岐でそろえるというふうな、例えばたばこを吸われる方がおられれば、出張の折にでも、たばこどこで買っても同じ値段でしょうが、たばこを1つでも壱岐で買っていくというぐらいのお気持ちを持っていただいて、壱岐にあるものは壱岐で買物をしていただいて、ないものは島外からということの考え方を持っていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、樋口議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時45分といたします。

午後1時32分休憩

.....
午後1時45分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） それでは、通告に従いまして、6番、山川忠久が一般質問をさせていただきます。

その前に、先週金曜日に壱岐市とそれから医療機関の御尽力のおかげで、ワクチン2回目の接種をすることができました。次の日は、多くの人と同じように発熱、それから倦怠感があり、昨日は石田中学校の体育祭がありまして、来賓として呼ばれてもおりまして、下の子の義務教育最後の体育祭ということで、行けるかどうか心配しておりましたが、朝方には熱も下がって、無事に行くことができました。子供たちの元気な姿を見て、そして自分も親子競技に参加させてもらって、かなりいい経験ができた。半日の開催となって、それは残念でしたけども、子供たちの元気な姿に力をもらって、この未来のためにしっかりと働かなければいけないと決意を新たにしましたところであります。

というわけで、1点目の質問に入らせていただきます。

1点目は、消防団員の処遇改善についてです。僕も平成16年に消防団入団しまして、17年ぐらいやっておりますので、この消防団の在り方については、ずっと考えてきました。時代の流れとともに、また、そして、このコロナ禍の影響も重なって、消防団員を取り巻く状況も変わっていかうとしております。

4月に、総務省、消防長から消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告が公表されました。これは、消防団員が減少する一方で、災害が大規模化、激甚化する中で、消防団員の負担が増しているという状況をどうにかしなければならぬという問題意識を共有するための検討会であると認識しています。この中間報告の内容は、年額報酬の引上げ、また、災害時の出動報酬については、丸一日出動すれば8,000円とし、そしてその支給に当たっては、団員個人への直接支給にするように求めるなど、通知に沿った処遇改善が進めば、減少する団員の確保にも一定の効果があると期待をしています。

そこで、以下の質問をしたいと思っております。

1つ目、この通知を受けて、現在どのようなスケジュールで対応を進めているのでしょうか。特に、団員個人への支給については、それぞれの口座を把握する必要があるため、各分団へ早めの通知が必要と思われまます。

2つ目、検討会はこの先も開催されることになっており、主に、これから訓練などの負担を軽減するための方策について議論が行われるようです。壱岐市消防団で今後行われる訓練の在り方について質問したいと思います。

3つ目、自分の所属する団でも、連絡手段はスマートフォンで済ませています。これが火災時などでもスマートフォンが活用できれば、現場到着時間の短縮につながるのではないかと考えています。その効果的な運用について研究してもらえないだろうかという質問です。

4つ目は、健康について、先月も石田で建物火災が発生し、自分も出動しました。現場で感じたことは、マスク着用がなかなか徹底できていません。それは当然のことなのですが、マスクをしないままに情報伝達は大声でやらなければいけませんので、新型コロナウイルスが仮に壱岐市で広がっている状況で、もし火災が発生するとすれば、感染予防が困難になるのではないかと予想されます。そのため、ワクチン接種率の向上は必須であると考えています。既に、壱岐市では12歳からの接種予約も始まっている状況で、あえてする質問ではないのかもしれませんが、接種を希望しない団員もいるかもしれませんので、接種率を向上させるための方策について質問します。

また、大きく社会保障費がますます増大する中で、働き盛りの年代である消防団員の健康ということは真剣に考えなければいけません。この健康増進対策で、どういうことが考えられるかということにお尋ねしたいと思います。

以上、4つの項目についてお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 6番、山川議員の御質問にお答えいたします。

消防団の処遇についてですが、①のこの通知を受けて、どのようなスケジュールで対応を進めるのか、特に団員個人への支給については、各分団への早めの周知と意見調整が必要と思われるとの御質問ですが、消防庁から8月18日に消防団の処遇等に関する検討会の最終報告書が公表となりました。報告書では、年額報酬、階級が団員を3万6,500円に引き上げ、壱岐市の現状は3万3,000円でございます。出動報酬の額について、1日7時間45分当たり8,000円を標準的な額とし、短時間の訓練や会議等の報酬についても詳細に定めること、壱岐市の現状は、時間を問わず1回3,000円でございます。報酬等の団員個人への直接支給の徹底を令和4年4月1日から施行するよう助言されております。現在、長崎県と長崎県内の市町と意見交換を实

施し、情報共有を図ったり、国からの財政支援措置等の確認を行っている状況であります。

スケジュールとしましては、年内までに消防協会壱岐分会、これは団長、副団長以上で説明や意見集約を実施した後に各地区の幹部会を同様に実施し、消防団の意見等を集約して、令和4年4月1日から施行できるよう条例改正及び予算措置を進めたいと考えております。特に、報酬等の団員個人への直接支給については、口座情報やマイナンバーの収集で、消防団の協力が必要となるため、早めの対応を実施したいと考えております。

②の今後は上記の検討会において訓練など消防団の負担軽減策についても議論が行われる方針と聞く。壱岐市消防団の今後の訓練の在り方についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、消防団員の処遇等に関する検討会最終報告書において平時の消防団活動の在り方について、検討を行うべきとされています。消防団活動は、危険と隣り合わせであることから、訓練は団員の安全確保のためにも必須のものであり、消防団活動の基本と言うべきものであります。特に、操法訓練は、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要であることから、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましいとされています。全国消防操法大会の見直しの検討状況も踏まえつつ、本市においては、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めていきます。

また、近年の消防団の活動は多様化しており、本市においても、火災現場での消火活動のみならず、行方不明者捜索や豪雨災害に伴う巡視や警戒、住民の避難誘導、支援といった様々な災害現場に出動を要請している状況です。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震等、火災以外の災害に対応する訓練も重要なものであると認識しています。

操法訓練、多様化する災害に備えた訓練の充実にあっては、団員に過重な負担がかからないよう、地域の実情に合った訓練を消防団と協議の上、効率的なスケジュールで実施するなど、検討を行っていきたいと考えております。

③の平時の消防団の各種連絡においても、スマートフォンでかなりの手間が省けるようになったが、火災時などでも活用できれば、現場到着時間の短縮などが見込まれるので、効果的な運用について研究してほしいとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、スマートフォンを初めとした情報通信機器の利便性は承知しており、令和4年度通信指令台の更新計画を検討する中、御指摘の件について、地図や災害地点情報のメール送信システムの導入を検討してきたところです。メーカーからもシステム開発等可能である旨回答を受け、内容について検討を重ねてまいりました。そのような中、システムの開発と導入経費、壱岐市ホームページとの接続によるセキュリティ、通信指令台と専用端末間におけるセキュリティ、一斉メール対応、プロバイダー契約と維持管理費、保守経費等、様々な問題解決が必要となりました。議員御指摘の現場到着時間の短縮とは、消防団員の火災現場到着を想定されていると推察いたしますが、火災に限らず、通信指令員

は常時2名体制であり、特に火災時には119番の輻輳、無線対応、告知放送、火災メールの送信、関係機関連絡、一般加入電話による問合せ等、あわただしいものです。火災メールを登録してある方は情報が遅いと思われるでしょうが、実際のところ手が回らず、よほどのことがない限り素早く送ることはできないのが現状です。

今回のシステムは、119番受信と同時進行で行う災害事案登録に合わせて作成されるものですが、指令台で災害事案作成完了とともに、専用端末に転送され、最終的に職員が内容を確認して送信する人為的操作が必要です。先ほども申しましたが、この時間帯の通信指令業務は非常にあわただしく、また、壱岐市における年間30件程度の火災件数のうち場所特定困難事例は数件と推測されることから、システムの導入及び維持管理費に対して、費用対効果は低いものと結論に達し、システムの導入は行わない方向で進めております。現場到着時間の短縮につきましては、消防無線を最大限活用していただき、災害発生地管轄分団車両から他分団への情報共有、または常備消防無線の受信で対応していただきたいと思っております。

また、昨年から新型コロナウイルス感染症の関係で、訓練自体が難しい状況ではございますが、令和元年の6月に消防ポンプ中継訓練及び無線通信訓練を実施し、今後も同様の訓練計画を進めております。感染症の状況次第ではございますが、訓練実施の際には、ぜひ参加していただき、無線機の取扱いの習熟をお願いいたします。

その他の手段としましては、議員御指摘のスマートフォンを活用して、災害発生地区担当分団長、または、団員から他の分団長または団員へ情報伝達いただくのも1つの手段ではないかと思っております。昨年からの感染症の影響で、会議もままならない状況ですので、今後、各地区の分団長会議等で検討していただきたいと思っております。

④の火災現場においては、マスク着用率も下がり、身体的距離を取ることも難しく、情報伝達は大声になるなど、新型コロナウイルス感染症予防が困難となり、ワクチン接種率の向上は必須であると考えます。その対策について、また社会保障費がますます増大する中で、働き盛りの年代である消防団員の健康増進への取組についての御質問ですが、令和3年1月15日付、総務省消防庁の通知により、医療従事者等への予防接種における接種対象者が示されました。医療従事者等の考え方ですが、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等の具体的範囲が定められたところであり、感染症患者を搬送する従事者に限定されたところです。よって、国が示す基準に消防団員は該当しませんでした。

その後、今年7月に消防団本部会議の中で消防団員のワクチンの優先接種を求める意見があり、市に要望書を提出したところですが、現在、ワクチンの供給においては、問題なく供給できており、8月末までには19歳以上の方々に接種券が到着予定とのことであり、優先接種で組替えの時間を要すより、一般接種のほうが格段早くできるとの回答を得たことから、消防団長等の理解

を得たところです。

災害現場の第一線で活動する消防団員及びその家族の皆様を感染症から予防するためにも、ワクチン接種を呼びかけていきたいと考えています。

次に、団員の健康増進についてですが、コロナ禍で研修等一堂に会することができない状況ですが、平成27年度には活動時における安全管理、平成29年度には、生活習慣病予防講座を専門の講師に依頼し、健康増進につながる講習会を行っているところです。なお、今後は、コロナ禍でも行える研修等を計画したいと考えております。

以上で終わります。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） ありがとうございます。まず、1つ目、団員の報酬については、若い世代の価値観が変わってきまして、昔、格納庫でも毎月1日、15日は飲むぞというような感じで、自分もそれが当たり前だと思ってきましたけども、やはり若い世代の価値観では、自分の時間を大切にしたいということで、飲み会には参加しないで帰りますというような団員も増えてきました。それと同時に、私たち幹部世代でも、アルコールハラスメントだとかいうような言葉に敏感にならざるを得ない時代となりまして、さらに、コロナ禍という状況が重なってきております。そうした中で、忘年会も出初式も全員参加が基本だと。だから報酬は分団の活動費として分団で預かりますというような前提が明らかにくずれてきているように感じております。今回この報酬を個人に支給するというのがなぜ今までできなかったのかと、逆に今感じる人が多いような状況になっているんじゃないかなと思っています。それと、個人に支給するということになりますと、これまでは活動実態のない団員、いわゆる幽霊団員という存在も問題視がされてきました。これも、分団に入る金額が少しでも多くするために、あえて在籍を続けさせて、そして報酬を得ようというようなこともあり得たわけで、そういうことも是正されるのではないかと期待しております。

その中で、消防団としてほとんど集まりができない中で、分団の口座は、各自それぞれの分団には振込用の口座があると思いますが、かなりの金額がたまっているのではないかと考えております。そのあたり、来年に向けて今のうちに各分団の状況を把握しておかれるほうがいいのではないかと思います。そのあたりの実態調査をされてみてはどうかと思っています。

また、訓練についてですが、操法の操法大会の在り方についても長い間議論がされてきておまして、実際の火災にどれだけ役に立つのかというようなことも議論がされております。しかしながら、壱岐市は、操法の強豪ですし、全国を目指すのが当たり前といった分団も多数存在しますので、操法のやり方を変えていくということに抵抗を覚える人もいるかもしれません。また逆

に操法があるから家庭や、それから仕事に差し支えあるからといって消防団に入ることをためらうような声もまた事実ではありますので、そのあたり検討会の今後の報告に注目していきたいと思っています。

また、訓練といえば、壱岐市消防団では現地教養訓練など、地区ごとに多くの分団を集めて、基本的な動作を学ぶということをされておりますけれども、操法と現地教養訓練で消防団としての正しい活動の仕方が学べるかと思っておりますけれども、もっと実際の出動状況に即した訓練を、少ない集まりでできないかということをお尋ねしたいと思っております。建物火災の出動の基準となっているような分団のグループがあると思っておりますので、そうした少ないグループの中で、具体的にはある家が建物火災になったという想定で、実際に出動する体で訓練を行って、そこで情報伝達やそれから交通整理も重要になってくるかと思っておりますし、先ほど言われた消防無線の扱いについてもその場で学べるかと思っております。また、御答弁にもありましたように、風水害の避難訓練ということも、これはまた地域の老人会や子供会などと協力して、災害の避難の仕方を学ぶとか、そういう訓練であれば、地域からより信頼される消防団となっていけるのではないかと考えております。

3つ目の連絡手段についても、導入コストがかかりそれから連絡する係の職員が2名体制ということで、かなり厳しいという答弁でありました。消防長言われたように、分団ごと、それから分団長の間で位置情報を共有するというやり方、3人格納庫にそろわないと出動ができないようになっておりますので、後部座席に座った団員が分団の全体のLINEにここに向かいますということ連絡して、それで分団長なり副分団長なりがほかの分団に連絡を回すというようなことを考えられると言われましたので、そのあたりのことも、分団で考えていきたいと思っています。

それから、団員の健康についてですが、ワクチンについては、言われるとおり、一般接種のほうが早いということですので、本部のほうからも、ワクチン接種について呼びかけをしていただきたいと思っております。今後、3回目のワクチン接種、いわゆるブースター接種をしようという動きもあるのではないかとことも言われておりますので、その場合の余剰ワクチンがもし消防団員も受けられるようにしていただければありがたいなと思っております。

全体的な健康意識の向上については、今までどおり、講習会などされるなどして、もっと充実した講習会をしていただきたいと思っております。

再質問としては、各分団の会計の実態調査をされてはどうかということと、少ないグループで現実に近い形での訓練の実施をこれから検討していただけないかということについてお伺いしたいと思っております。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 消防長。

○消防長（山川 康君） 山川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、各分団の会計の実態調査をしたほうがよいのではないかとありますが、今後、担当

職員と共有をして、実施の方向で検討してまいりたいと思います。

それと、操法訓練以外に実際の出動訓練、少ないグループでの訓練、交通整理等の訓練を実施したらということですが、それも今後各分団での訓練、操法と違った実際火災出動の想定、避難訓練の誘導等で風水害に対する訓練等を各分団ごとで実施することも今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 前向きな答弁をいただきました。自分の分団の状況を話しますと、ありがたいことに、昨年度も1名、今年度も1名、いずれも20代の若者が入団をしてくれました。大体消防団員の勧誘に行くと、親御さんが出てきて、まだちょっと早かろうということで、難色を示されることが多い中で、こうして若い人が増えているということは、御家族の御理解があつてのことと、大変ありがたく思っております。こうした若い人が消防団活動に幻滅することなく、誇りに思えるような壱岐市消防団としての運営といったところがますます求められてきますので、自分もそのことを意識して、今後も消防団の在り方、消防について考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

続きまして、通学路の安全確保について質問させていただきます。

今年6月に千葉県八街市の市道を通学中と書いてありましたが、もっと正確に言うと下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷するという痛ましい事故がありました。亡くなられたお子さんの御冥福をお祈りするとともに、けがをされたお子さんの一日も早い回復をお祈りしております。

この事故を受け、政府は9月中に全国の公立小学校の通学路を対象に総点検を命じております。壱岐市でも、危険に感じる通学路はたびたび指摘されており、子供たちの安全な登下校については、万全の対策が急がれています。ということで以下の質問をします。

1つ目、壱岐市も定期的に警察や学校、振興局と合同で通学路の点検をされているということは承知しております。危険箇所については、ある程度長年の点検の蓄積があり、把握されていることと思いますが、その中で、今後取り組んでいかれるということはあるのでしょうか。

2つ目、合同点検には、やはりPTAや周辺の自治公民館にも立ち会っていただいて、当事者の意見を聞くことで実情がわかり、迅速な対応ができると思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、登下校は、徒歩が原則とされていますが、昨今は、児童生徒の荷物が多くて、そして重くなっています。大人の自分でもちょっとこれをもって通学するのは、歩いて、自分の場合2キロですけど、これ大変だなというふうに感じています。子供たちが学校に着く前に体力を消耗してしまうという心配をされて、やむを得ず保護者が送り迎えをすることが常態化していると

いう現状もあるかと思えます。送り迎えによる交通量を減らすことも安全のためには必要で、そのためには、スクールバスを最大限活用していくことが必要ではないかと思えます。スクールバスの運用規定については、これまでも何度も取り上げられてきたかと思えますが、改めて運用規定の見直しについて、これ、されないのかということを知りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 6番、山川議員の通学路の安全確保についてお答えいたします。

まず、千葉県八街市の児童の死傷事故は、議員が言われるように大変痛ましい事故でございました。御指摘のように、壱岐市においても、児童生徒の登下校の安全については万全の対策が必要です。

1つ目の危険箇所について今後改善していく計画はあるかとのことですが、議員が御承知のように、本市では毎年、学校、警察、道路管理者である県振興局及び市建設部、教育委員会による合同通学路点検を実施しています。今年度は、8月に5日間、18小学校区72か所の危険箇所を確認し、それぞれの機関ですべき改善策や安全策を検討し、改善計画に向けて進めているところです。学校におきましては、合同点検によって見出された問題点とそれに対する関係者からの助言をもとに安全に登下校するための行動を児童生徒に対して指導をしていくこととしています。

例えば、道路を横断する際には、はっきりとドライバーに渡る意思を示す、幅の狭い歩道は横に広がって歩かない、信号待ちの際には、安全柵等があれば、その後ろで待つなどです。一方、道路管理者である建設部においては、通学路の合同点検結果に基づき、要対策箇所として判定をされた箇所について、優先的に整備が進められているところでございます。

今後の改善計画を申し上げますと、本年度は、国の補助事業により霞翠小学校の通学路の1級市道丘中田大久保線、鯨伏小学校の通学路の市道辻1号線、初山小学校の通学路の1級市道初山中央線につきまして、歩道整備を主体に改良工事が計画をされております。併せて、起債事業により、盈科小学校の通学路の1級市道紺屋町線の防護柵の通学路整備が計画されております。そのほか、区画線の補修等、少額の予算で対応可能な箇所については、市の単独事業で対策が進められております。

次に、2つ目の質問です。議員御指摘のとおり、合同点検にはPTAや自治公民館も立会い、当事者の意見を聞くことで迅速な対応が可能になると考えます。ただ、様々な都合により、各立場の方が点検日に揃うことは難しいことが多いため、学校は日頃からPTA懇談会や学校支援会議、学校運営協議会等の場で通学路や児童生徒の登下校の状況を伺ったり、合同点検前には、改めて保護者にアンケート等を行うことによって、広い視点から危険箇所の把握に努めております。

また、建設部においては、通学路の危険箇所の把握につきましては、各自治公民館長から指導に関する要望書の提出をさせていただいており、その要望書をもとに各自治公民館の平準化を図りながら、予算の範囲内ではありますが、危険箇所から優先的に修繕や補修を行って、市道整備し、通学路の安全確保に努めております。

次に、3つ目の質問でございます。

まず、登下校時の児童生徒の荷物が多く、子供たちの負荷軽減のため、保護者の送り迎えが常態化しているとのことですが、近年、教科書サイズの変更、水筒持参等により、荷物が多くなっている面もあり、さらにクラブ活動がある児童生徒、特に休み前、休み明けについては、多くの荷物を抱えて登下校している姿が見受けられております。このことについては、各学校において家庭学習に必要な教科書は学校に置いてよいこととするなど、少しでも負荷軽減となるように対応をしているところでございます。

次に、送り迎えによる交通量を減らすために、スクールバスを最大限活用することが必要と考える。運用規定の見直しについてです。中学校のスクールバスにつきましては、平成23年度の中学校の統廃合により、通学路が変更となった生徒の不安等の解消、それまではなかった通学距離が6キロメートルを超える遠距離通学が発生したことにより、導入をしております。導入前の準備委員会で何度も協議を重ね、現在の運行規則で中学校の規模適正化、統廃合により、校区が新たになった生徒の利便を図ることを目的として、運行規則を制定しております。運行開始後の平成24年12月に改めてスクールバス検討委員会を持ち、議論を重ねました。その中で、乗車をさせる生徒の範囲の見直しについても意見が出ましたが、どこで線引きをするかが難しいところであり、最終的に統合されていない地区の代表として出られた保護者の方が、私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいですと言われて検討委員は納得をされております。新たな線引きの妙案がない中でのこの言葉にひとまず落ち着いて、現在まで来ていることとなります。そのような経緯を踏まえ、議員御指摘のように、登下校の安全を確保する上では、送迎を含めた交通量を減らすことも1つの対策だと認識をしております。また、スクールバスにつきましても、最大限活用したいとは考えておりますが、やはりどこで線を引くか、という問題もありますので、現時点での運行規則の見直しの予定はございません。今後も通学路、交通安全、防犯プログラムに基づく合同点検の実施及び登下校時の交通安全指導等の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 学校などが努力されているということは承知をしております。先

日も石田小学校の校長先生から学校だよりが届きまして、隣接するこども園の送り迎えについて、危険が大きいのではないかという指摘がたびたびされておりまして、そうした中で、地域の住民の皆様の御協力をいただいて、警察がどうかじゃなしに、送り迎えは一方通行でお願いしますということが徹底されるようになりましたということでお便りが来ました。これも学校や地域の住民の皆様の御協力なしにはできないことで、安全意識の高まりを感じているところです。自分が昨年度石田中学校のPTAの役員を務めたときにも寄せられていましたので、そうした意見に素早く対策を取られていることに感謝をしたいと思います。それで、PTAや自治公民館の代表の方に立ち会っていただくのは難しいということでしたけども、やっぱりそこはどうしても一堂に集まってもらう機会をつくっていただいたほうがいいかと思っております。そこに、また議員も呼んでいただいて、まず、議員に通学路について相談があります。そして、市のほうにつなぐと、やはりそこは当然のこととして、住民の皆様の御協力なしには進みませんよという返答が返ってきます。またそれを相談者にこういうことですのでという伝えて、情報がぶつ切りになっていって、ちょっとそれでなかなか進まない面もあるのではないかなと思っております。PTAや公民館の方に点検は、大体午前中にされることが多いかと思えますけども、そうした中で、集まっていただくのは心苦しいかと思えますけども、子供たちの安全のためということで、無理を言っても集まっていただいて、そしてその場に議員もいれば、議員はただの連絡役としてではなくて、意見の調整役として働きたいと思っておりますので、そうしたことで一堂に会してそれぞれが同じ方向を向き、そしてそれぞれの役割分担について認識できるのではないかなと思っておりますので、ぜひ頑張るという体制づくりをしていただきたいと思います。

それから、スクールバスの運用規定について、これは、さかのぼってみますと、2年前にも一般質問でスクールバスの見直しについて質問されております。そのときの答弁とほぼ一緒の答弁で、前提として統廃合に歩み寄っていただく、学校、母校を失うことによって、子供たち、保護者、そして地域の皆様が大変心苦しい思いをされていると、その気持ちに寄り添うためのスクールバスの導入ということ、それからまた何度も協議を重ねたけれども、範囲を決めることが難しかったので、校区が新たになった生徒のためにスクールバスの運用規定が決まったということ。また、今までスクールバスがなかったのだから要りませんと言われた代表者の声で、方向性が決まったということでしたが、10年も経過してしまっていて、統廃合に歩み寄っていただくためのスクールバスではなく、これからは、子供たちの安全を守るため、そして脱炭素、スクールバスを活用すれば自家用車の交通量も減って、脱炭素にも少しは貢献できると思っております。そのスクールバスの在り方については、もうその一度代表者が言われた意見ではなく、子供も保護者も毎年メンバーが違いますので、これはスクールバスの在り方については毎年開催してもいいぐらいではないかなと思っております。スクールバスの運用については、ある程度中学生は6キロ、小

学生は4キロということで決まりはありますけども、そこら辺は教育委員会の裁量に任せられている部分も大きいので、ぜひ、壱岐市の子供たち、保護者の声をしっかり受けとめてもらって、子供たちの命をどうやって守るかについて考えていただきたいと思います。

ということで、なかなか難しいかと思いますが、たくさんの人が集まって交通、通学路の安全について考える機会をもっと設けてほしいということと、スクールバスの検討委員会については、随時開催してほしいということをぜひ教育長に御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 山川議員の再質問についてですが、大変悩ましい部分についての切込みをしていただいたと考えております。

まず、順序は少し入れ替わったりしますが、スクールバスの検討委員会を毎年持つということについては、少し議員とは異なった考え方を持っております。これは、やはりスクールバスを導入するというのは、統廃合によってスクールバスが導入できたということを経験して御理解いただきたいと思いますが、そのためのバスの購入費用、その後の運営経費等についても、国の補助が得られております。そうしますと、3キロメートルとか4キロメートルとかの中学生等について、そのことをこれからどうこうするとき、考え方がそこでしっかり定着していないと、なかなか理解が進まずに新しいメンバーで毎年検討委員会をしても、何度も言います。線引きをどこにするかについてでいつも悩むんです。3キロメートル、地図上で計って、コンパスの3キロメートルにするのか、実質子供が歩く距離の3キロメートルにするのかと。細かいことではあります。そういったところからもしっかりと考えを進めていくと、なかなか時間がかかって、どこでと。じゃあ、3キロにした場合に、どれだけのバスが必要になるのか、どれだけの経費がかかってくるのか、市の財源としてどれだけそれが賄えるのか等々の見通し等もそこには付随してまいります。お話のように10年も経過したんだから、統廃合で母校を失った方たちのお気持ちも、もう落ち着いたんじゃないという考え方もあろうと思いますが、先ほども言いましたように、やはり母校をなくしたという気持ちは、そう簡単に消えるものではないという気がいたします。ただ議員が御指摘になるこれからの時代の中で、安全と安心をしっかりと子供たちに確保するという点では、別の視点でそれは考えていくべきで、スクールバスだけを導入すればそれが完全にできるかということとはまた少し違って来ると考えます。

先ほど言われました、今の子どもたちについても、小学校もできるだけ歩いて登校を勧めております。なかなか1人登校している子供たちのところでは、一定の集合場所まで保護者の方が送っていただき、その後は歩いて登校させるとか、いろいろな手段等を学校と協議をされながら取組はされておりますので、そういった点で、早寝早起き朝ごはん、朝うんち、こういった形の体

力をつければ、ランドセルを背負って学校に着いても、消耗しているという子供にはならないと、そういうたくましい子どもたちをつくろうということも学校と教育委員会は協議をして、一緒に進めているところでございます。御指摘いただいた安全と安心に関わることについては、違った角度でもって考えながら、その合同点検にも先ほどお話しいただきましたように、合同点検に至るまでの段取りに学校とPTAとの御協力をいただいております。お話をいただいたその段取りで点検場所をしっかりと確保するときに、議員の方にもぜひ御連絡を申し上げて、立ち会っていただき、アドバイスをいただくようなことを学校のほうに指導はしたいと考えます。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 統廃合に歩み寄っていただいたお気持ちに寄り添うためのスクールバスの導入ということは何度も言われまして、理解はしておりますけども、しかし、極端な言い方かもしれませんが、自分たちも苦しんだんだから今の子供たちも同じくらい苦勞をかけなければいけないといったような、そういったふうにも聞こえてしまいますので、そうなってしまうと、あまりにも不健全だと考えています。

母校を失った人たちがどうすれば喜んでいただけるか、それは、現役の通っている子供たちが学習環境が整えられて、安全に通学できるということを感謝するような、そういうふうな方向に持っていくのが教育委員会、そして我々の仕事だと思っています。なかなか難しい問題だと思いますけども、今後も安全な通学路についてしっかりと対策をしていただきたいと思いますし、自分もできるだけことはしたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす9月14日火曜日、午前10時から開きます。なお、あすも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時35分散会

議事日程 (第4号)

令和3年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 10番 音嶋 正吾 議員
8番 清水 修 議員
4番 山口 欽秀 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (1名)

- 13番 中田 恭一君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。

壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

13番、中田恭一議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、10番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。

今、議長から呼名を頂き、この演壇に向かって一般質問をできますことを感慨ひとしおのものがございます。本当に市民の皆様の温かい御支援に対し、心から感謝を申し上げながら一般質問をさせていただきます。でき得れば、あさってぐらいに台風の影響が懸念をされるところでございます。この一般質問が壱岐の進路と台風の進路を変えることになればいいなという思いで一般質問をいたしますので、理事者側も率直簡潔なる答弁を頂ければと考えております。

それでは、10番、音嶋正吾が一般質問を申し上げます。

昨今はコロナ危機、環境破壊による食料危機等、地球を取り巻く環境の本当にバランスが崩れております。未来へ向けて人類全体が幸せに存続するためには、何をすべきなのか。共通の危機

感を持って考えるべき時代を迎えております。一生懸命に生きる人を政治が守らなくてどうするのかという、住民の怒りは最高潮に達しているものと推測をされます。政治家として非常に現時点における状況をじくじたる思いであります。つらいときこそ支えとなり、万人の生きる喜びと希望を与えるのが行政の役割であり、政治家の務めではないでしょうか。

「和をもって貴しとなす」と申します。弱肉強食と地域偏重の政策と決別をし、市民自治向上と未来につながる政策にダイナミックに転換すべきであると考えます。本市の風土に合った経済活動にかじを切る、そうしたことが必要ではないかと思えます。島のオアシス、壱岐を創造すべく、今後、行政、議会、市民一体となって取り組まなければならない重要な課題であると考えております。

私は敬愛してやまない亀井静香氏の短歌が好きであります。「つかさびと 覚悟なくんば 国滅ぶ 咲くも花なり 散るも花なり」、何ともりりしい短歌であろうかと思えます。住民の政治をつかさどる者、そして住民の代表として執行権を預かる者は、そうした気持ちを持って取り組むことが第一ではなかろうかと考えております。

そこで、現在、地元石田町において、まことしやかなうそであってほしいと思うようなうわさが立ち上っております。そのことは、壱岐市公共施設個別施設計画において、壱岐市総合福祉センターが位置づけとしては、維持・統合という位置づけをされております。今後、壱岐市としては、当施設をどのように考えておられるのか。まず、第1点お尋ねいたします。

この施設計画によりますと、クオリティライフつばさは、本年当初予算で4月補正予算で2,552万8,000円の予算計上されております。施設計画におきますと、石田町総合福祉センターと同じ位置づけをいたしております。維持または統合と書いております。このクオリティライフつばさの予算計上するのに、類似施設の統廃合を今年度から検討を始める予定としておる。当施設には2,552万8,000万円、これはどう考えても持続ありきというふうに私は考えるわけであります。

3点目、仮に石田町総合福祉センターが統合された場合、地元の皆さん方は非常に今、私はあくまでもうわさと申し上げます、うわさが蔓延しておりまして、職員、そして地域の皆さん方も混乱をしております。どうなるのかと。住民福祉を切って捨てる。小さい地域は切って捨てる。これが現在の壱岐市政かと。光の当たるとこと当たらないところが非常に顕著であるという皆さん方の不安が渦巻いております。こうした件をぜひとも住民に対して払拭をする答弁をしていただきたい。

仮に統合した場合は、相当のサービスが低下をする。窓口がなくなる。そして、熊本利平氏が築かれた、そして公共に寄贈をされた、そして松永安左エ門とのゆかりの地でもある。そうした歴史的遺産が損なわれるおそれもある。そうした立場から、この問題についてどのようにお考え

なのか、執行部の見解を賜りたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 皆さん、おはようございます。10番、音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

通告頂きましたのは4点でございます。

まず、1点目の今後の壱岐市としての利用計画に関する見解についてでございますが、壱岐市公共施設個別施設計画においては、石田町総合福祉センターを含め郷ノ浦町デイサービスセンター、勝本町ふれあいセンターかざはや、芦辺町クオリティライフセンターつばさの4施設、これらを地域福祉活動拠点施設としておりますが、この福祉4施設を維持または統合としていくところでございます。

さらに長期的な再編の方向性としては、一拠点に集約化することを目指しております。しかし、現状を見た場合に、各施設では、社会福祉協議会がデイサービス事業をはじめ各種事業を行っており、市が一方向的に進めることはできないと考えております。

公共施設等総合管理計画に掲げております保健福祉施設の数量に関する基本方針として、一つ、関係団体との協議を踏まえ施設量の削減に努める。2として、人口推移等を勘案し、将来的な施設数量の適正化を図るとなっております。

まずは、各施設の状況を鑑み、併せてそれぞれの施設で実施されている事業の集約化等の状況を見ながら、取り組めるところから始めていき、将来的なところを見据えた上で考えていく必要があります。かざはや、つばさが耐用年数近くになる20年後くらいには1か所にまとめた施設を計画することが必要であろうと考えております。

2点目の芦辺町つばさについて、予算計上しておいて維持ありきではないかという御質問でございますが、まず当初予算については、芦辺町クオリティライフセンターつばさに限らず、石田町総合福祉センター、勝本町ふれあいセンターかざはや、郷ノ浦町デイサービスセンターともに例年同様の指定管理料を計上しております。

また、維持管理で例年と違う部分でございますが、4施設ともに当初予算では修繕料を計上しておりませんでした。令和3年度予算については、編成時に非常に厳しい状況ということで、修繕料については真に緊急なものに限りその都度対応するというところで予算編成をしたところでございます。

芦辺町クオリティライフセンターつばさの4月補正分については、障害者デイサービスを実施している部屋のエアコンが故障いたしまして、夏場に向け早急に改修の必要性が生じ、その改修に442万6,000円の予算を計上させていただき、当初予算計上の指定管理料2,110万

2,000円と合わせて、議員御指摘の2,552万8,000円となっております。

以上の経過でございますので、当該施設が維持ありきということではないということをお理解頂きたいと存じます。

次に、3点目の今後の施設利用について、説明責任を果たしていただきたいとの御質問でございます。平成30年3月会議の折に、議員御指摘のとおり、改修をして継続利用するということでお答えをしております。実際、平成30年度にはエレベーターの改修工事を1,533万6,000円で実施し、令和2年度には発電機の改修工事を1,132万7,800円で実施するなど施設の維持に努めている状況でございます。

4町合併後、スケールメリットを考えながらも、できる限り旧町でのサービスを維持してまいりました。今回、3月に壱岐市公共施設個別施設計画を策定し、福祉4施設を維持または統合としております。また、4月には、壱岐市財政基盤確立推進本部を設置し、徹底した内部経費削減に向けた見直しや壱岐市公共施設個別施設計画に基づく施設の統廃合の時期など、あらゆる業務の見直しについて検討することにより、次の世代に負担を残さない、持続可能な財政基盤の確立を目指しているところでございます。

施設の統廃合については、施設の耐用年数、利用状況等を鑑みながら検討していくこととなりますが、それぞれの施設の建築年度については、郷ノ浦町デイサービスセンターが平成18年度、勝本町ふれあいセンターかざはやが平成11年度、芦辺町クオリティライフセンターつばさが平成7年度、石田町総合福祉センターが平成2年度となっております。

なお、石田町総合福祉センターにつきましては、前身である碧雲荘が昭和44年建築、平成2年度の改築で現在のセンターとなっており、既に50年を経過している状況でございます。

このたびの公共施設個別計画で石田町総合福祉センターが築50年以上経過していることなどを社会福祉協議会へも御説明を申し上げます。社会福祉協議会でも今後の運営を検討されており、代替施設の件などの相談があり、市としまして協力できる部分を御提案させていただいている状況でございます。

しかし、現状としましては、個別施設計画に基づき維持または統合という方針で検討している状況でございます。

4点目でございますが、地域住民の福祉事業の拠点が失われ、混乱のるつぼへ落とす行為であるとの御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、社会福祉協議会としても地域福祉の拠点は必要との観点から、社会福祉協議会の事務所や放課後児童クラブの実施場所として、石田農村環境改善センターの利用について相談がありましたので、できる限り御希望に沿うよう努めてまいりたいと考えております。

4町合併後17年を経過しており、これまで旧町でのサービスをできる限り維持してまいりま

した。人口減少が進む中で、限られた財源を有効に活用し、住民サービスを提供していくためには、先ほど申し上げましたように、財政基盤の確立が必要となります。限られた財源の中で、収支のバランスの取れた持続可能な財政基盤の確立と、次の世代に負担を残さない健全な財政運営に取り組むための見直しを進めていくことが必要であり、公共施設個別施設計画において、今回、施設の統廃合を進めることとしておりますことも、その対策であることを御理解頂きますよう、よろしくお願いたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 行政側の基本的な考えが分かりました。この中で一番私が注視したいのは、大事にしたいというのは、市から一方的に進めないと、統廃合を進めるものではないということの一つ、建設的な発言であるというふうに承っておきます。

壱岐市公共施設個別施設計画におきましても、やはり耐用年数等々におきまして、当然施設のいわゆるスクラップ・アンド・ビルドはやるべきである。壊すか、維持するか、そうしたものにやっていかないと財政がもたないということも十分分かっておる。ですから、昨日から横文字でパブリックコメント、コメントと言いますが、パブリックというのは大衆でしょう。ですから、こういう問題が起こるといふことの根幹は、勝本のここでも一緒ですよ。間近になってこういう計画が住民に知らされないままにぽっと出るから、こういう不安になるんです。ですから、もう少しそこら辺を住民に早く周知できるよう、我々も努めます。そうした努力をしていかないと、こういう問題がどんどん出てくると思います。

そして、やはりこの施設は言いますように、石田町は、いいですか、ふるさと創生基金1億円を投げ打って買ったんです、碧雲荘から。当初は石田町が300万円、県が1,000万円出して、熊本利平氏のいわゆる木造建築等々の施設が文化財に値する、保護すべきであるということでは財団法人をつくって、そして長崎県と壱岐市でずっと継承してきたところなんです。熊本利平氏の奥さんは松永安左エ門さんの妹さんなんですね、クニさんと言われまして、ここには花雲亭という由緒ある待合所と茶室がございます。そして、昭和34年には松永翁と熊本利平氏がここで若かりし頃の美談をして、今後の壱岐の姿を思い描きながら語ったという秘話もございます。そして、松永記念館横には松永翁の分骨があるわけですが、お墓が。自分は壱岐に眠りたいと。そういう思いある一帯なんです。石田小学校の用地も壱岐高等女学校の用地も、そして印通寺港も石田小学校の講堂も熊本さんが寄附されたんです。そうした歴史があるんです。

私もこの事務方で御努力をされておりました百崎貞明さんにお尋ねをしました。音嶋さん、ぜひとも由緒ある場所です。そして、住民の憩いの場、福祉の場として継承できるように努力をしていただけませんかという言葉頂きました。老人会の皆さんも全てそうでした。拠点施設がな

くなったら寂しくなるじゃないかと。寂しくなるんじゃないです。不便になるんですね。今ここにおいて、石田町民生児童委員協議会の事務局もしております。高齢者ヘルパーも施設もございます。高齢者デイサービスの事業もしております。そして、外出支援障害者移送事業もいたしております。障害者ヘルパーもしております。配食サービスもしております。そして放課後児童クラブもしております。これ勝本町にも今度予算で出ておりましたが、石田町スマイルクラブというのがございます。これを今市民部長が改善センターでと言われましたね。できればですと、昨日、おととい、私も石田の中学校の体育祭に出席をしましたが、石田幼稚園がありますね、石田スポーツセンターと体育館の間に。あれは耐震がどうなっておるか分かりませんが、非常に位置的には非常にいい箇所です。学校に隣接したところが一番いいわけですから。認定こども園もあるし小学校もある。位置的にはすごくいい場所だなと思いますので、耐震等、私も分かりませんから、そこら辺も総合的に考えて、いかに子供たちがいい環境の中で過ごせるか。そうしたことを念頭に置いて検討をしていただきたい。このことを市民部長さん、こいねがっております。白川市長さん、こいねがっております。台風はそれますよ、これをびしゃっとすれば。そういうことで、この問題は終わりにします。

私は希望的にいい返事を頂いたと、市民部長、思っておりますので。信頼の上に市民と行政は成り立つわけですから、ですね。できればあうんの呼吸でできるぐらいにしてもらいたいもんですよね。そのことをこいねがって、次の質問に移ります。

2点目の質問、これはちょっと時間を要しますね。入札制度の是正策についてということでお尋ねをいたします。

市長は、全て壱岐市のためになるか否か、また、市長の裁量権の範囲の中で市政を担当してきたと自負されております。また、壱岐市のためになるか否かを常に念頭に置き、市長の任務に当たったその結果として、市長として4期目を迎えることができたと自負されておるようであります。

4期目の市長選挙に立候（……）された、令和2年当初予算で単独の公共工事に財政調整基金1億2,730万円を取り崩し、事業を執行されました。また、一般競争入札において落札率100%の入札が、令和2年1月頃から顕著に散見されるようになりました。

こうした事態を踏まえ、私はさきの6月議会一般質問で、令和2年1月から令和3年3月までの間に72件の落札率100%の不可解な入札についてただしました。

指名委員会の長である眞鍋副市長の答弁は、予定価格の事前公表、固定型最低制限価格の導入の下、何らの問題もないとの見解を示されました。私はこのとき、質問者を愚弄するような答弁に唾然といたしました。そして、時間もございましたので反論もすることもできなかったもので、今議会で取り上げたわけであります。

壱岐市の財政は非常に厳しいという中で、こうした事態が行われておる。そして、さきの8月第2回議会で財政難であるという認識を示されました、はっきり、2回目のときに。私は改善すべき要因があると思いますよ。

今回、議会において、市当局も遅ればせながら、入札監視委員会の設置条例をやっと提案されました。私が申し述べた72件から後に、いいですか、壱岐新報社紙面より7月9日紙面掲載によりますと、壱岐市で16件あつとる。そのうち13件が100%。いいですか。壱岐振興局19件あっております、同じ紙面で見ましたら。この落札率を平均しましたら89.12%であります。7月23日の紙面、壱岐市で15件入札があり、11件が100%落札。そして、振興局で17件入札がっております。81.3%です。この17件の平均がですね、いいですか。8月27日の紙面によりますと、壱岐市で15件あっています。そのうち11件が100%である。壱岐振興局は17件、紙面に載っているのはあっています。89.84%です。私はなぜこんなに極端に違うの。同じ積算基準でやっているんでしょう。農林省の基準であり、いいですか、運輸省の基準であり、建設省の基準であり、同じ積算単価を入れているんです。どうしてこういうふうに違うんですか。これで何も無いというんですか。だから私が今度通告したじゃないですか。あまりにも悠長過ぎるから。いいですか、公正取引委員会、行政監察局に、これは告訴ではありません。私が当事者じゃありませんで、すみません、告発です。告発をした場合、正当と言えますか。行政として正当な入札をしておりましたと言えますかと。この2点について答弁を頂きたい。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長（眞鍋 陽晃君） 10番、音嶋正吾議員の入札制度の是正策についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の全国的に類いまれな公表価格と同額の落札価格による入札が多発している。異常である。再度、見解をただすの御質問でございますが。まず、壱岐市の現在の入札制度に至った経過について、ここで改めて御説明をさせていただきます。

平成30年12月会議の行政報告の中で、市長が御説明をいたしました。長崎県警察本部から壱岐市の建設業界において、入札に関し問題があるとの情報に基づき、その実態解明の捜査を行ったとの説明を受け、関係書類の提出は求められましたが、壱岐市が捜査を受けたというような事実はなく、警察のほうから、今後、行政として、より適正な入札が行われるよう、入札制度の在り方などについて研究をしてほしいということでございました。

これを受けまして、平成31年4月より一般競争入札の原則、予定価格の事前公表、固定型最低制限価格の導入、1者入札の原則取りやめの4点を主として制度改正を行ったものでございま

す。

また、談合防止策として、電子入札を、工事につきましては平成28年度より、建設関係コンサルにつきましては令和3年度より実施をしております。

電子入札は、参加した業者が互いに知り得ないことから、談合の防止や入札結果が公表されることで透明性の向上が図られるものでございます。さらに、応札の際には、入札書に併せて工事内訳書の提出を求めています。工事費内訳書は、入札業者がどのような計算で入札価格を計算したのか、設計図書に基づき作成をしている書類でございまして、見積もり能力のない不適格業者の参入やダンピング受注、談合の防止などを目的として、開札時に直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などを適切に積算しているか審査も行っております。当然、合わなければはじかれることとなります。

次に、これらの入札案件につきましては、全て壱岐市財務規則、壱岐市建設工事等最低制限価格取扱要綱に基づき、その定められた正当な手続によって事務処理を行っているところでございます。

入札は、落札できる上限の価格、いわゆる予定価格を設定しておりますが、市は公共工事において決められたルールに基づく積算により予定価格を設定しており、また、入札の公平を害そうとする不正行為を抑止するためには有効であるとの考え方から、さきに申しあげました予定価格の事前公表を平成31年4月から実施をいたしております。

入札する価格につきましては、各事業者が決めるものでございまして、入札により予定価格の範囲内において、落札者を決定をしておるところでございます。

議員御質問の予定価格と同額の落札があるという件につきましては、予定価格の事前公表を開始しました令和元年度の改定から現在までの落札状況を申しますと、財政課契約班で実施した入札で、令和元年度に最低制限価格と同額で落札した割合が41%、予定価格と同額は22%となっています。また、令和2年度では、最低制限価格と同額で落札した割合が45%で、予定価格と同額で落札した割合が29%となっております。

今年度につきましては、8月末現在で、最低制限価格と同額で落札した割合が18%、予定価格と同額で落札した割合が53%と予定価格付近での落札が増加傾向にあります。増加しております。

予定価格の事前公表については、法令上の制約はなく、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により実施することとなっており、県内では長崎市も予定価格の事前公表を行っているところであり、予定価格の公表をもって公正な入札を害している原因であると判断できるものではございません。

しかしながら、現行の制度改正から3年が経過し、また、コロナ禍など改正当時から社会経済

情勢の大きな変化も認められるところでございますので、過去の市議会における答弁等においても触れておりましたが、入札監視委員会等を設置し、現行の入札制度につきまして審議・検討頂き、今後の入札制度の在り方について御意見を頂きたいと考えており、今回の議案提出をしているところでございます。

次に、2点目の公正取引委員会、行政監察局に告訴された場合において、正当性を主張できると考えているのか、見解をただすとのことでございますが、初めに申し添えますが、先ほど議員も申し上げられたとおり、公正取引委員会においては、内閣府外局の行政機関でございますが、行政処分を科す権限は有しておりますが、司法権限はございませんので、公正取引委員会に告訴されるという手続はございません。

また、行政監察局は、国の組織改編によりまして、現在、総務省の行政評価局に当たります。業務内容は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進することなどがございます。身近な例で申しますと、行政相談委員制度を所管する国の部署でございますが、こちらも司法権限を有しているところではございませんという点を御理解頂きたいと思っております。

御質問の内容が、入札制度が適切なのかということについてであれば、先ほど御説明を申し上げましたとおり、壱岐市において行っております入札につきましては、壱岐市財務規則、壱岐市建設工事等最低制限価格取扱要綱などに基づき、その定められた正当な手続に沿って事務処理を行っているところでございます。

これまでも入札契約事務につきましては、不正の排除に全力を挙げて取り組んできたところでございますが、今回、入札制度の透明性をさらに高めることを目指し、外部委員からなる附属機関壱岐市入札監視委員会を設置し、今9月会議で議案提案しているところでございます。

入札監視委員会につきましては、当初、本年4月の設置に向けた検討準備を進めていたところでございますが、関係議案の上程の時期及び委員の選任等の事情により、今回となったところでございます。

特に委員の選任におきましては、行政の意思決定の手続が、法令を遵守しているかという観点から、法律分野の専門家である弁護士は必須であると考えておりまして、市と市内、壱岐市に登録された業者のいずれにも利害関係のない立場で委員となっただけという条件に合致する弁護士の方を選任にするために時間を要したところでございまして、今議会の提案となったところでございます。

今後は、この入札監視委員会におきまして、本市の入札制度について検証頂き、発注者及び入札参加者に対する監視機能の体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 大体6月議会の答弁を復唱していただきました。問題ないと。

適正に財務規則にのっとってやっておるということでもあります。一般市民の皆さん方が見たとき、これはまた100%がこれだけ多い。学識経験者の人から私に何人電話ありましたか。壱岐振興局はこれだけ89.——、1割以上も違うんですよ、落札価格が。この執行部の考えが僕は分からない。それはそれで適正にやっておると。そして、公正取引委員会は行政をあれするものではないと。業者間の談合とかそうしたものを調査するものであるという悠長なことを言われました。そして、行政監察局に対しても言われました。それはそれでいいでしょう。いつか結果が出るでしょう。それはそれで私も、行政側の認識ですからとやかくは申し上げません。もっと早く入札監視委員会を設置すべきなんですよ、この前言われたときに。もう1年以上もしているんですよ。市長が4期目の当選をされる2か月前からやっているんですよ。今日までまだやっているんですよ。100%の入札があっているんですよ。片方では補助金もぼんぼん切る。何億円のあれをしていますか、事業を。10億円したとき1割切ってみんですから、1億円出てくるとですよ。これをどうも思わんこと自体がおかしい。

私はこういうことがありました。8月の25日過ぎでしたか、紺屋町線、市役所の前から警察ぐらいの前は立派に歩道も草を切っとる。9月1日から郷ノ浦中学校の入学式、そして盈科小学校の入学式があるというのに、この辺の草はこれぐらいになっておりましたよ。いいですか、これを本庁に行く職員が分からんとかと言いたい。どうもないとかと。草の生えとるとを見てどうも思わんかて。こういう体質が私は許せんのですよ。即建設課に言いましたら、即対応しました。あんたたちは分からんとですか。我がうちの門口に草あったちそのまましちよくとですか。行政を預かる人間がそれくらいだから、これくらいの（……）でしょうが。私はそう思いますよ。何ですか。もっと真剣にやりましょう。どうも思わんとかちゅうのが、私は腹立たしいんですよ。草がこれだけ生えちよっち、自分たちで通勤しよる道、ほんのそれも本庁の前。紺屋町線から信号からこっち、どうも思わんとかと。不思議でならん。私はそのように思いますがね。

最後に、私もちょっと言いたいこと、苦言まだありますからやります。いわゆる行政ちゅうのは人事権という専権事項をお持ちです。その専権事項はもろ刃の剣であるちゅうことを覚えとってください。相手を突いたら自分も突かれる可能性があるちゅうことを覚えとってください。

今までずっと私も権力に酔いしれた政治家を見てきました。最後は権力に負けると言われます。私はここでこの新しく改選された議員さんと一緒に、やはり一番守るべきことは市民の命と健康、生活の安定、これを覚悟を持ってやるべき、それが我々の責任ですよ。今壱岐市がやっていることは、国が推し進める政策に恭順する単なる中央集権政策の延長線上である。そういう政治手法

になっていないかということをもう一回立ち返って考えてもらいたい。

主権者である市民一人一人、既得権に群がる団体組織、業界団体に優遇する政治。一時期はいいでしょう。それで果たして市民が幸せになりますか。市民所得は上がりますか。苦言を呈したいよ。

合併して、市民所得は軒並み減少しております。私がいつも言う、官尊民卑拡大ですよ、格差拡大。選挙を戦ってきて、皆さんがそう言われるんですよ。僕はいみじくも議員であるけど、市民のこどりです。使い走りです。僕はそう思っています。市民の僕は代弁者です。4期しましたけど、僕は一兵卒をずっと、出世もしません。しかし、本来政治家は、いいですか、皆さん方も一緒ですよ。税金を使う側でなく、払う人間の立場を考える政治をするのが当たり前じゃないですか。市長、皆さん、僕たちもそうです。対決をしても何もなりません。対決より、解決しようじゃないか。つくろうじゃないか、新しい答えを。そうした、みんなでここにいるみんなで、そして市民協働で、正直で、現実的で、偏らない市政をやっていこうではありませんか。そのことをこいねがい、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。9月会議の一般質問2日目の2番目でございます。このたびの市議会議員選挙におきましては、皆様方の温かい御支援で私もこの場に立たせていただくことができました。皆様方の御期待にそえるよう一所懸命頑張るつもりでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、8番議員、清水修が通告に従い、大きく3点について質問をさせていただきます。

このたびの選挙の公約に目標として掲げた「誰もが輝く壱岐を目指す」の第一歩として考えたことは、市民の皆様が安全・安心のまちづくりになることを目指すことだと思い、市民相談の声として、まず3点お尋ねします。

1点目は、新型コロナ感染対策について、壱岐市の現状と今後の課題について伺います。

何とか大きな拡大にはならないとの判断から、告知放送も今はあっておりませんが、今後またいろんな変異株も出てきておりますし、ワクチンも確かに8割を超える見通しになっているとも聞いておりますので、島内においては何とか大きなことにはならないように信じておりますが、今後の取組として昨日出されたプレミアム商品券の取組とか、県と一緒に取組、支援については伺いましたが、私が聞きたいのは少しでも市内の経済活動や交流活動が少しでも取り戻せるならとの気持ちから接種済みの券、私たちも頂きましたが、その活用について何か検討がなされているかどうかをお尋ねします。

そして追加ですが、抗体カクテル療法というのが、よくテレビ報道とかでもかなり初期段階に成果が見られるということですので、壱岐病院でその療法が受けられるのかどうかを追加してお願いいたします。

2番目に、また台風も近づいてきています。弱まってくるような状況にはあるようですが、どんな風が吹くか分かりません。特に、災害時では誰一人取り残さないために確実な情報伝達が最重要であり、告知放送が貸与無料設置された当初におきましては、私たちも無料設置をしていただきましたが、現在では工事費が受益者負担になり、工事費がちょっと高いので払えないから設置を断っていますが、これっておかしくないですかという相談を承りました。

そのほかいろんな理由の中で、この告知放送の受信機が取付けられてない御家庭もそれなりにあるのではないかとお尋ねになりますが、工事費負担等、などの理由でその受信機が設置されてない戸数は何件ぐらいあるのでしょうか。そして、この告知放送はぜひ取付けていただいて皆さんが安全な確実な情報を受けられるようにするためにも、例えば非課税世帯での半額補助とか何らかの設置支援ができないかのお尋ねです。

3点目は、交通ビルの危険家屋についてはこれまでも何度も何とかならないかとの質問がありましたが、このほかにも県道沿いの空き地の危険家屋があります。例えば、渡良線の麦谷バス停前の家です。災害時の被害が心配されますし通学路であり、スクールバスのバス停もあります。毎日の通学時に子供たちの安全確保も心配です。このような場所での危険家屋への対策はどのように考えられておるのかをお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

安全・安心まちづくりについての御質問でございますが、私のほうからは①の新型コロナ感染対策、壱岐市の現状と課題について、ワクチン接種済みの活用・検討について、それと③の危険家屋の対応についてお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染症の感染状況につきましては、本日現在102名の感染が確認をされておりまして、残念ながらそのうち1名の方が亡くなれております。感染経路につきましては、本市の場合、離島であることから島外または県外からの持ち込みがほとんどであり、その後、家庭や職場で感染が拡大している状況にあります。

このため島外からの水際対策につきましては、これまで議会の一般質問等でお答えをさせていただいておりますように、海路、空路とも事業者の協力をいただきまして一所懸命取り組んでいるところでございます。しかしながら、感染症の島内流入を完全に防ぐことはできません。これは新型コロナウイルス感染症においては症状が明らかになる前、2日程度前から感染症がうつる可能性があるためでございます。また若年層は無症状の場合もあり、本人が感染を自覚していない中で、通常どおりの活動範囲をとるため感染が拡大してしまうおそれがございます。

本市におきましては幸いにして学校施設等でのクラスターは発生しておりませんが、保護者の皆様や子供たちが不安なく十分な理解の下、ワクチン接種ができるよう準備を進めているところでございます。SNS等の誤った情報から接種を躊躇している方もおられるようですが、接種機会のない小さな子供たちを感染症から守る子供たちから感染を防ぐという意味合いからも、若い親世代など大人の接種を多方面から推進しているところでございまして、感染力の強いデルタ株の感染が拡大をしておりますので、ぜひ正しい情報の下に判断をしていただきたいと思います。

また、新型コロナへの感染対策と災害時の対応につきましては、これまでの議会一般質問等でもお答えしておりますように、コロナ禍における避難所運営においては感染拡大のためのパターションやAI顔認識温度検知カメラ等を十分に確保し、あらゆる状況を想定しながら避難所における環境及び防疫整備に努めているところでございます。

今後においても関係機関等と連携を図りまして、市民皆様の安全安心を最優先に防災・減災対策に万全を期してまいりますので、早めの警戒や日頃の備えなど防災意識の向上と感染防止に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、ワクチン接種済みの活用検討はとの質問でございます。

9月3日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、ワクチンが行き渡った後の経済社活動の制限緩和について提言が出されております。接種証明書や検査の陰性証明書を活用し医療機関、高齢者施設での面会や県境をまたぐ旅行、大規模イベントなどの制限を緩める仕組みの検討が求められておりまして、百貨店や飲食店での活用も検討する必要があるとも明記をされたところでございます。

壱岐市におきましては9月12日現在、12歳以上の84%がワクチン接種の予約済みでございます。12歳以上の方々の64%が2回目の接種済みということで順調に接種が進んでいるところでございます。

また、接種推進を目的に接種完了者に割引等のメリットを実施をされている企業や自治体もありますが、新型コロナウイルスワクチン接種は臨時接種に位置付けられておりまして、あくまでも本人の希望により接種するものでありますから、病気等で接種ができない方や希望されない方も一定数いらっしゃいます。さらに今後、子供へのワクチン接種が進む中では、集団心理から差別化やいじめなどにつながることも心配され、慎重な判断が求められておると思っております。

このような理由から市民生活を営む上では、接種した方だけがメリットを受けることや接種の有無を確認することは人権やプライバシー保護の観点からも、あまり好ましいものではなく十分な配慮が必要だと思っております。国においてもワクチン接種が進み接種証明書や陰性証明書の活用方策について議論が始まっているようでございますので、その推移を見守っていきたく思っております。

本市のワクチン接種は順調に進んでいるものの、変異株の出現や子供への感染の拡大などまだまだ予断を許さない状況であり、引き続きマスクの着用など基本的な感染防止策の徹底をお願いをいたします。

追加の質問にございました抗体カクテル療法が壱岐病院で受けられるかという御質問でございますけれども、先般発出されました知事会見の資料によりますと、臨時の医療施設における抗体カクテル療法を開始ということで、開始される場所は長崎市が8月の26日からもう既に開始されています。佐世保市が9月13日の週からということでございまして、壱岐病院についての情報は持っていないところでございます。

次に、③の危険家屋の対応につきましてお答えをいたします。

近年、人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化等により空き家等の数は年々増加しており、全国的な社会問題となっております。空き家等の中には適正な管理がなされず、その結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものもあります。

そのため地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともにその生活環境の保善を図り、併せて空き家等の利活用を促進することを目的として、平成27年5月に「空家等対策」の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）それが施行をされています。この特措法の中で第4条に市町村の責務として「空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」とされております。

さて、議員御質問の危険家屋に対してどのような対応を考えているかとのことでございます。現在、壱岐市においては特措法及び特措法の施行に先立って、平成25年3月に制定をいたしました「壱岐市空き家等の適正管理に関する条例」等により、管理不全な空き家等に対しては適正な対応をしておるところでございます。

具体的な対応といたしましては、自治公民館からの要望によりまして管理不全な空き家を把握した場合、まず実態調査を行い、空き家の状況の把握、所有者等の調査を行い「壱岐市空き家等審査会」において特定空き家等に認定するか否かの審査を行います。そこで特定空き家等に認定された場合、所有者等に対し空き家の適正管理について助言、指導を行います。その後、助言・指導を行ったにもかかわらず適正管理がなされない場合は、勧告、命令と段階的に措置を行っていきます。

議員御質問の中で具体的な空き家を挙げられておりますけれども、その空き家についても8月26日に開催をいたしました「壱岐市空き家等審査会」において特定空き家に認定をしております。空き家の相続人宅を訪問をいたしまして、早急に適正管理を行うよう指導をしておるところでございます。今後におきましては、当該事案に対しましては随時状況を確認し必要な措置を講ずることになります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 8番、清水議員の2番目の御質問、告知放送受信機の設置に当たり、その引き込みに係る工事の加入負担金の件についての御質問にお答えをさせていただきます。

壱岐市ケーブルテレビ施設のネットワークを利用して、防災及び緊急の連絡その他住民に必要な情報を伝達することを目的とする告知端末機（告知放送受信機）につきましては、無料により貸与をしているところでございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設条例第10条「加入申込み及び負担金第2項において新規工事を要する加入者は1世帯又は1事業所につき3万円の加入負担金を納付しなければならない。ただしケーブル設備の引込み工事を要しない場合はこの限りでない」とされており、また同条第3項において「前項に規定する加入者の負担については新規工事の申込みと同時に全額納付しなければならない」また、同条第4項において「引込みケーブル設備の整備後において加入者の都合により引込みケーブル設備を移転し又は変更しようとするときは、市営電柱の移転費を除いた工事費を加入者が負担するものとする」とされており、一律3万円の加入負担金をお支払いいただくことになっております。

今回、清水議員お尋ねの工事負担の理由で設置されていない戸数は何件あるかという御質問でございますが、現在の指定管理者に対しましてはこれまで二、三件負担金についての問い合わせを受け付けているとのことでございますが、工事負担の理由で設置されていない戸数につきましては把握をしておりません。

また、半額補助等の検討はできないかとの御質問でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設条例第12条「負担金及び使用料の減額又は免除におきまして市長は特に必要があると認めたものについて加入負担金及び基本使用料を必要に応じて減額し又は免除することができる」と定められており、壱岐市ケーブルテレビ施設使用料等の減額及び免除に関する規則第2条におきまして、全額免除の対象者を定めており「市内に住居を有しかつその住居においてそのものを含む世帯が次のいずれかに該当する場合」としており、これは日本放送協会の定める放送受信料免除基準の1全額免除に該当する場合などでございます。

具体的に申し上げますとNHK受信料免除基準になるわけでございますが、生活保護世帯または市民税が非課税の障害者世帯につきましては全額免除としております。また、規則第3条におきましては半額免除について定めており、視覚障害者、聴覚障害者などの一定の基準を満たした障害者世帯のほか、世帯構成員全員が満70歳以上かつ市民税非課税の場合を対象といたしております。このように低所得者の方、または障害者世帯等につきましては免除制度を設けておりますので、加入負担金について御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 3項目につきまして丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは1点目の、ワクチン接種等についての接種済券等の活用についてですが、今お答えのとおり壱岐市での感染経路は島外者から、いわゆる港とか空港などになるということであったかと思えます。もう11月、12月となってくれば去年のあの時期を、また拡大しはしないだろうかというような時期を迎えるのもありますし、本当に今の減少傾向がいいほうに向かっていくのか、また新しい変異株で第6波になっていくのかまだまだ予断を許さないのが現実かと思えます。

ですから1点目は、まだ今のところは今まででいいのかもしれませんが、やはりそういった気配が出そうな時期になれば、例えば接種済券を島外から来られる切符販売所のところで見せていただくようお願いをされるとかというような対応も必要があるときは、ぜひ進めていただきたいと考えますし、カクテル療法についても早く壱岐病院でもできるそういった備えをしていただければ、万一感染が入ってきていろんな形で家庭内感染とか、いろんなあったときの初期症状での対応がより確実になされるのだと思いますので、その辺の働きかけをぜひお願いをしますのでその辺のお考えもお聞かせください。

もう一つ、島内のいろんな交流活動、例えば10月例年行われております町民運動会とか市民体育祭的な行事等についてはまだと思って、私も担当のほうでは陸上大会は中止という形をとらせていただこうと思っておりますが、12月の小学生駅伝とか1月の新春マラソンの開催とかに

つきましては、本当にどのような形で取り組んだらいいのかという話し合いをしております。

小学生駅伝については、先日の少し前の会で本当にいろんな意見が出ましたが、何とか規模を縮小してやってみようという意見がある中で、万一感染者等が間近になって出てやはりできなかったというふうになるよりは、もう早めの判断をしたほうが練習期間も必要だからということで、今年まで小学生駅伝も中止というようなことに今のところロータリークラブさんと話し合いを済んだところでございます。

また、老人クラブの野外活動等につきましては、皆さん元気な方々ばかりで接種済の方がほとんどのように町の大会、市の大会ある程度の大会はあるように聞いております。どうしても国や県がある程度きちんとそうしたステージを下げるとかというような判断をしないと、市のほうでもなかなか独自のガイドライン等まで作成してそういった交流活動、経済を少しでも支えるような活動ということができるような状況には、やはりなっていないのかなとは思いますが、今一度そういった経済を取り戻す自主的なそういった活動ができるように、市のほうとして何か考えるようなお考えはないかというのを3つ再質問します。

1つ目は港や空港での接種済券の提示などを、今後厳しくなったときにはするように働きかけをしてほしいということ。もう一つは、カクテル療法が壱岐でもできるように働きかけをお願いしたいということ。そして市の交流・経済活動が少しでもできるような、市独自のガイドライン的な策定ができないのかという部分です。

2つ目の告知放送受信機の加入料3万円の件です。問い合わせは二、三件ほどということですが、私が相談を受けた方は、以前は本家に住んであって本家にはちゃんとつけてあったそうです。そして少し離れた隠居のほうに、新しく家を建てられて引っ越すことになって受信機を移転したいというような御相談をされたそうですけど、それは新規加入扱いというようなことになりますというようなことで3万円の負担が出ますという、そういった内容でした。

こういった規則やまたは免除される方々のそういった対象者の方も決まりとしてあるわけですから、それを遵守するということはよく分かりますけど、この告知放送をきちんと市民ならどこの世帯でも聞けるように連絡できるようにすることも、市としての大事な取組というか行政の仕事だと私は考えますので、例えば、ふるさと納税の寄付金の使い方をちょっと調べましたけれども、その中に「安全安心で充実した島暮らし」これはどちらかということ、移住をして来られる方へのそういった部分が多いのかもしれないかもしれませんが、こういったプロジェクトの中に入れていただいて、そんなに数的にも今のお話では調べておられない部分もありましたので、もしそれをするとすれば、どれくらいの件数があってどれくらいの費用がかかるのかとかというような部分もしっかり御検討いただいて、ぜひ安心安全な島暮らしができるような検討はできないかということで再度お尋ねします。

3つ目の空き家の危険家屋につきましては、審査委員会にかけられ、そして所有者を訪問して助言をしたということ伺いましたので、今後の対応を見ながら、ぜひこの条例に沿って取り組んでいただけるものと思いますが、あそこは県道なので県にも地域の方はいろんな連名をされて、少し事前に何か対応ができないかという申請もされたそうです。

そして、先日、秋の通学路の安全点検のお話がありましたが、そのときも今年もこういった危険な場所がありますということは伝えられたと学校からも聞きました。こういう場所は、地域全体のことですけれども、子供たちが非常に関わるといふか利用される道路だったり、バス停だったりしていますので、私もいろいろ検討をさせていただきながら、働きかけをしながらなんとか防護ネットなり何か落下防止なり、何らかのそういった手立てを所有者がされないときには、そういった働きかけもしていきたいと考えているところです。

1点目と2点目について御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、接種済証の活用ということで水際対策、切符の販売する窓口等でその提示を求めたらどうかという御意見でございます。今後につきましてはそういう形の活用というのも考えられるとは思っておりますけれども、これにつきましては、航路事業者の判断が優先をすと思っております。今後、情報交換をしながら連携して、その対応が可能かどうかも含めて話し合っていきたいと思っております。もちろん先ほど申しましたように、証明書を提示できない方もいらっしゃるというところで、その辺の配慮も考えながら総合的な対応をすべきと思っております。

次に、カクテル療法につきましては、先ほど知事会見の情報から私は答弁させていただきましたので、壱岐病院と詳しい情報交換なり、こちらから問い合わせはしておりませんので、今後、壱岐病院にもしかしたらその療法が今認められておるかも含めて御確認をし、そして今のところまだ無理ということであれば、将来的に早くその抗体カクテル療法が壱岐病院でもできるようにお願い等をしてまいりたいと思っております。

次に、空き家対策につきましては、先ほど申しましたように現在、自治公民館のほうからその危険家屋としての対応の要望書が上がって、即、対応をしております。従来から県道脇ということで、皆さんの目には危険な建物であるということは写っていたということを今、議員さんから改めてお聞かせをいただいております。

市としましても危険家屋の適正管理に努めてまいりますけれども、まずは本人、そして所有者等の自らの管理保全というのが一番でございますので、そこを指導・助言をしてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の再度の御質問でございますが、告知放送受信機等の設置でございますが、まず、令和3年9月1日現在で戸別受信機の設置数については1万2,700件ということで確認をいたしております。できるだけこの戸別受信機の設置については設置のお願いをし、有事の際等に、ぜひ必要なものでございますので、そういった加入の推進ということについては、今後も引き続き行っていきたいというふうに思っております。

また、この減免の件でございますが、過去5年間、平成29年から令和3年の現在までの中で全額免除が9件、そして半額免除が3件ということになっております。これについては先ほど御答弁させていただきました減免の規定等に基づいての対応が、現状としてはただいま申し上げました件数があるということでございます。申請に当たりましては、窓口等で申請に来られた際に御案内等をさせていただいております。

ただ、やはりこのケーブル引込工事等については、やはりそれ相応の費用というのがかかりますので、ただいま清水議員がお話しされましたふるさと納税の寄附金の使い方等々もということも、財源としてはあるかもしれませんが、実際、この工事の分についてはやはり利用者負担というような観点からも、引き続き現状でお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 時間が大分過ぎましたので、一応、今回はそういうことで承りますが、何とぞ前向きな御検討も忘れないでいただきたいと思っております。

2つ目の質問に移りますが、壱岐市の人材確保についてです。

これまで私は奨学金制度の見直し等を何回か質問させていただきましたが、今回は壱岐市で特に強力に進めていただいております「ふるさと就職支援事業」や、就職サポートセンターの開設などによりまして、UIターンの増加が見込まれているようですが、私が心配しますのは、いろんな産業の人材が壱岐市に帰ってこられない、確保できないそういった事態に今後なりはしないかとの心配からの質問です。

実は、日本学生機構の貸与型奨学金の利用者は129万人で、返納できてない方は32万人もおられます。壱岐の方がどれくらいどうかは分かりませんが、結局、そういった方々はこれから先、文科省も返済できないお金を肩代わりといいますか、猶予したり免除したりして若者支援をしたりとか、または都会では、就職した企業が返済の肩代わりをすとかいうようなところも出てきておりますし、自治体でも人材確保のために、そういった奨学金返済で困っている方にはその場所できちんと就職・定住できれば返納を支援するというようなことが、かなり始まっていることを知りました。

ですので、壱岐市の人材確保のためにも、壱岐で育った子供たちが特定の業種いわゆる壱岐におきましては、包括ケアの人材確保支援事業補助金というのがありますので、包括ケアに関する看護師、助産婦、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有して帰島できれば、就職できればその助成の対象にするという制度はあります、事業はありますが、ほかの仕事を持って帰島される方には、まだそういった仕組みがありませんので、ぜひ、県にあるアシスト制度もありますので、県で2分の1、壱岐でも2分の1というようなことで、支援の検討をしていただきたいと願っての質問です。支援事業とサポートセンターの成果、現状、そしてその返還支援について御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 8番、清水議員の壱岐市の人材確保についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、就職サポートセンターの成果と現状から答弁をさせていただきます。壱岐市のふるさと就職支援事業につきましては、新卒者などの地元企業への就職の促進を目的といたしまして、新規卒業またはUターン等により地元企業に就職をした若者等には7万円もしくは10万円、そして企業には採用者1人当たり1年間分で24万円それぞれ支給をいたしております。

29年度の事業開始から令和2年度までの支給状況につきましては、就職者については合計135名で支給金額1,173万円であります。企業については、35事業者に対し支給金額2,520万円の支給となっており、それぞれの申請件数については、年々増えている状況であり、周知により事業の浸透と市内就職の増加と考えております。

また、就職サポートセンターにつきましては、4月より開設をいたしまして8月までに4名の就職につなげております。またセンターのサービス利用者については、8月までで新規継続を含め20件となっております。

このほか8月には高校生の市内就職を促進するため、壱岐商業高校の進路指導を行う先生方を対象とした企業見学会を実施いたしました。今回が初の試みでございました。そして、転勤で本市に来られた先生方御自身が市内の企業を御存じない状況でありましたので、まずは進路指導等に当たられる先生方に市内の企業を訪問をしていただき、業務内容等の理解促進を図ったところでございます。

高校生に指導される際には、今回の訪問活動を生かしていただき、市内企業への就職を紹介していくことで、市内就職者の増加につながればと願っております。

次に、長崎県では産業人材育成奨学金返済アシスト事業についてがあるが、市独自の返還支援策の検討はないかというような御質問でございますが、市独自の奨学金の返還支援策につい

ては、ただいま清水議員お話のように、壱岐市地域包括ケア人材確保支援事業補助金として奨学金の返済についての補助制度がございます。また、ただいま御説明をいたしました壱岐市のふるさと就職支援事業が対象としてはあるものと、これは返済への支援ということでございませんが、就職支援事業がございます。対象者につきましては、奨学金を受給していない方でも対象となりまして、新規卒業、またはUターンなど、幅広く支援を行っている状況でございます。また、本市では、就業者個人への給付だけではなくて、雇用した企業に対しても、人材育成として支援を行っておりまして、新規雇用の促進を促しております。財源は、ふるさと納税によるふるさと応援基金を活用しておりまして、今年度も既に48人、13事業者への支援を行い、予算上限に届きそうなほど、好評でございます。

議員の御指摘の奨学金の返還支援策につきましては、既存の支援制度を考慮いたしまして、また、財源の問題もございますので、国及び県、または他市の実施状況を参考にしながら、今後研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） すみません。私が途中で時計をよく見ていなかったので時間がなくなってしまって申し訳ありませんが、3点目も少しさせてください。一応介護とかでお困りの方が、何かどっかないとで、施設はいっぱいもう利用し切れないものがたくさんあるけど、そういったのを活用して何かできんとでというような御相談だったものですから、一応上げさせていたきたいんですけども、費用対効果の面でもともそういったことはできないというのは重々分かるわけですけども、実は私の地元の沼津中学校跡地が今回野菜の水耕栽培のモデル事業をしたいので、体育館跡地と教室を1教室貸してくれないかという御相談が、まちづくり協議会と地区公民館にありましたので、今検討をしている段階なんですけども、そういった沼中校舎はもう解体される場所だったはずですが、一応1年更新で貸し出すということはできるというふうに伺いましたもんですから、この解体予定とかも利用できないような場所でもそういった利活用ができるのかなとちょっと思ったもんですから上げさせていただきますので、簡単にそういうことが、どういう場合はできるのかというふうなことで御答弁だけお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

市内の介護保険指定の高齢者入所施設につきましては、年々入所待機者が増加をしている状況でございます。また、廃校や古くなった住宅、施設の利活用につきましても、本市では平成

24年に古くなった民宿を改修をいたしまして、認知症対応型のグループホーム並びに平成27年には廃校となりました箱崎中学校のグラウンド跡地に特別養護老人ホームが1か所整備、開設されております。

介護保険の入所施設の整備につきましては、3年ごとに見直しを行います。壱岐市介護保険事業計画に整備を盛り込む必要があり、計画の策定におきましては、保健、医療、福祉関係者のほか、地域の関係者、学識経験者、市民の代表で構成される高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会において、審議、検討を頂いております。

昨年度策定をいたしました8期の介護保険事業計画における人口の将来推計では、65歳以上の高齢者人口も令和3年度以降、年々緩やかに減っていくことが予想されております。また、介護保険は介護が必要になられた方々を社会全体でささえる仕組みであり、その保険料は壱岐市の介護サービスの必要量を見込み設定をすることとされておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、市内には、空家や廃校跡地を利活用し、施設整備をされた例もありますが、既に廃校となった中学校校舎は用途廃止を行い、普通財産となっており、利活用につきましては、地域の活性化と振興、発展に貢献できる事業であれば、地域の要望に即した活用であることを前提とする御提案を受けて、関係部署と協議の上、事業作成委員会におきまして議論を頂きたいと考えております。

また、高齢者入所施設は非常に厳しい施設基準が設けられており、利活用に当たっては、それらの基準を満たす必要があることや、老朽化に伴う様々な補強工事等、大規模な改修工事が必要となること、さらには整備後、介護保険の施設サービスの位置づけとなりますので、委員会におきましては、将来の人口推計やサービス利用者の推計、そして、40歳以上の方々に負担を頂きます介護保険料も十分考慮しながら、総合的かつ慎重に検討することが、これまでも求められております。

以上のことから、引き続き、在宅施設サービスなどを検討するとともに、法的なサービスだけではなく、医療と介護の連携、認知症・介護予防事業、生活支援サービスなどの充実を図り、地域住民や関係機関の皆様と連携し、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、御理解頂きますようよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議員（8番 清水 修君） 終わります。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口です。初めての一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第1点目は、壱岐市でのコロナ感染拡大の状況と対策についてということでお伺いします。

全国、緊急事態宣言がまだ9月30日まで延長されるとか、12日で長崎県は時短が解除されるとか、いろいろありますが、引き続き重大な状況に変わりはないと思います。自宅療養で多くの命が失われると、そういう状況もあります。壱岐でも、この8月から9月にかけて感染者が出ました。

その中で1つお伺いしたい状況ですが、8月25日に発熱されて、コロナ感染だというふうにいわれた男性があります。濃厚接触者が14人、それから接触者が11人ということで、23人が検査を受けて、その中で10歳が、会社員が陽性であるというふうに関西新聞に載っておりました。このように、感染者の低年齢化が進んでいるわけですが、壱岐の状況を見ても、10人の方を見ると、以前と比べると低年齢の方がかかっているなということですが、今挙げました20歳の男性と10歳の男性、この男性は県外の方なのか、県内の方なのか、その辺りの感染の経緯なんか、分かるなら教えていただきたいということです。それから10人の方が感染ということでしたが、デルタ株だったのか、この10人がですね。変異株スクリーニングが、検査がなされてデルタ株というふうな状況が把握されているのかどうか、それを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つですかね。それからすみません。もう一つ、ワクチン接種のことについて。

ワクチン接種が進んできております。9月8日に12歳から18歳までの接種券が送られたというふうに聞いておりますが、この12歳から18歳の方、接種券が今送られて、接種が始まっていると思いますが、いつ頃終了するのか。そして、この方たちだけじゃなくて、壱岐全体でワクチン接種がいつ頃終わる見通しなのか。一時期ワクチンの供給が不安視されるというニュースが流れましたが、そんな不安な状況は、壱岐には今ないのか。その辺りのワクチン接種の状況をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、①から③やって、その後にコロナ感染拡大の件までは通告が出ておりましたがどうですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市民への検査の充実についてですか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民への検査の充実と、それからコロナ感染拡大のデルタ株の急増とか、この点まで。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい。市民への検査の拡充について、3点目で質問いたします。

デルタ株、とりわけ感染力が強いと、従来のコロナよりも強いというふうにいわれております。それから、無感染症の状況が広がる状況があつて、感染をさらに拡大しているという状況があります。

そういう中で、壱岐市での検査の在り方、例えばこれから冬になって、インフルエンザと同じような状況が生まれるというふうにいわれています。これはインフルエンザかな、これはひょっとしたらコロナかなという、そういう不安を抱える方が多くあると思います。そういう不安とか、実際にコロナだった場合は感染拡大を広げるわけですから、そういう面では、検査をしっかりと広くやる体制が必要ではないかなと。これは、国もそういう体制を取るというふうについております。その流れの中で、抗原検査の簡易キットの配布を幅広くやるというようなことがいわれているわけですが、検査の充実にあたって、この抗原検査の簡易キットの配布等、今後検討されるのかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目めのコロナ感染拡大状況と対策についてでございますが、感染状況につきましては、先ほど清水修議員の一般質問の際に御説明を申し上げましたように、本日現在102名の方の感染が確認されており、残念ながら、そのうち1名の方がお亡くなりになられています。長崎県の典型的な事例としましては、長崎県知事が記者会見で説明をされましたが、新型コロナウイルスの場合、症状が明らかになる2日ほど前から感染させるおそれがあるため、長崎県外から帰省され数日間は無症状の場合でも、その後接触された御家族が発症し、職場内感染や学校の部活動でのクラスターの発生、カラオケ等サークル活動において感染が拡大をしていることが数多く報告をされているところでございます。

本市におきましても、離島であることから、感染のほとんどが市外からのものでありますが、その後家庭や職場で接触があり、濃厚接触者などとしまして大勢の方が行政検査を受けられ、幸いにして陰性となりましても、感染者との最終接触日から14日間は、健康観察期間としまして

通勤通学及び外出の自粛が求められている状況でございます。

このような状況を踏まえ、市民皆様には、長崎県以外の地域への不要不急の往来の自粛や、家族以外との外食の自粛をお願いいたします。また、感染拡大や重症化を防ぐ切り札とされるワクチン接種につきましては、壱岐医師会の御協力の下、進んでおるところであり、引き続き告知放送などによる感染防止対策の徹底を呼びかけ、市民皆様が不安なく、十分な理解の下、接種ができるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

なお、先ほど8月25日の発症の事例につきましては、今のところ情報を持ち合わせておりませんので、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、2項目めのワクチン接種の状況と今後の取組についてお答えをいたします。

壱岐市におきましては、9月11日現在12歳以上の84%の方々が予約済みであり、64%の方々が2回目接種済みであるということで、順調に接種が進んでおります。また、12歳から18歳の方々につきましても、接種券の発送を完了し、現在予約を受け付けているところであり、保護者や子供の皆様に、安全に安心して接種を受けてもらうため、壱岐医師会に御相談し個別接種といたしておるところでございます。

また、新しいワクチンでもあり、保護者と子供の双方が納得された上で接種いただくことが最重要であり、実施に当たっては、容体の急変に迅速に対応できるよう、医療設備とスタッフの人員確保が可能であることを優先し、医療機関を決定していただいております。保護者の皆様には、このような趣旨を御理解いただきまして接種の御判断をいただきますようお願いをいたします。

さらに、感染力の強い変異株の出現や、子供への感染拡大、3回目の接種など、日々メディアの情報がありますが、今後につきましては、国や県からの正確な情報を速やかに把握し、今回のワクチン接種で得られたノウハウを生かしながら、今後も安全安心を最優先に、壱岐医師会の御支援を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

3項目めの市民への検査の充実でございますが、市内では、壱岐医師会の御理解と御支援の下、数か所の医療機関で発熱外来を設置し、保険診療で検査を受けることが可能となっております。また、希望される方が、保険外の自費検査を受けることができる施設につきましても、長崎県内では、長崎市にある有限会社長崎医学中央検査室、諫早市にある公益財団法人長崎県健康事業団並びに株式会社CRC、長崎、諫早、島原の3支所となっております。このような状況の中、本市を含む長崎県内13市は、8月に開催されました長崎県市長会議において、感染拡大に備え、有資格者の増員や財政支援などを含めたソフト、ハード両面で、さらなる支援を国及び長崎県へ要望、要請することとされたところでございます。

また、最近の感染状況を鑑み、クラスターの発生リスクが高い介護施設をはじめ、保健所、幼稚園、学校に向け、関係省庁から長崎県を通じ、今後簡易検査キットを配布し、発熱などの症状のある方にスクリーニングとして活用し、感染の疑いがある方へ早期受診を促すことにより、感染拡大防止を図る取組が検討されている方法もあります。しかしながら、簡易検査キットによりましては、無症状の段階では正確性に欠けるなどの課題があることから、これまでどおり、感染予防対策、健康観察などをしっかり行い、発熱などの症状があった場合は、速やかに医療機関を受診していただくことが一番重要であると考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 申し訳ありませんが、もう少し簡潔に質問に答えていただけませんか。それから、しっかり質問に答えていただきたい。もう一つ、デルタ株は壱岐で出たのか、分かったのか、お答えがない。ワクチン接種は、12歳から18歳の接種はいつ頃終わるのか。全体の接種はいつ頃終わる予定なのか。そして最後の抗原検査のキットの問題でも、最後のところだけでいいじゃないですか。前置きが延々と長い。もっと簡潔にお願いします。まずデルタ株、それからワクチン接種の終了期間、簡潔にお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） デルタ株につきましては、ほとんどがもうデルタ株に置き換わっておるという情報を得ているところでございます。それと、ワクチン接種の終了時期につきましては、今のところ国から具体的な方針を示されていないところでございますが、ワクチン接種事業につきましては来年の2月末をもって終了するという（発言する者あり）はい。国では来年の2月28日まででございますが、壱岐につきましては、11月いっぱいぐらいまでには希望される方々の接種が完了するのではないかと考えておりますけれども、今後のワクチンの入荷状況とか、その辺の関係もございますので、今のところ予定としては、11月いっぱい完了ができればと考えておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後に言われたワクチンの入荷が分からないのでということは、まさに入荷が遅ればもっと遅れると、そういう判断でよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） はい。今、壱岐市のほうに、ワクチンの確保につきましては、12歳以上の人口の8割のワクチンを今のところ確保はいたしております。その後のワクチンの状況につきましては今のところ示されておりませんので、終わりの時期につきましては今後のワ

クチン次第ということで、予定としましては、11月を予定をしているということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ワクチン接種を迅速に早く終了させるということ、壱岐市でしっかり取り組んでいただきたい。それから、感染予防のために検査をしっかりする。抗原検査を含めたPCR検査もあります。いろんな検査を有効に使って感染を止めていく、この対応が必要だと思います。この間の状況をよく見て、対応を今後もお願いしたいというふうに思います。ぜひ、簡潔にお願いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

8月6日付の壱岐新報に、ある教師ということで投書が載りました。私も元教員ということで、はっということに関心を持って読ませていただきました。感想ですが、やっぱり現職の先生がこのような形で投書されるということは、よっぽどのことかなという思いで読みました。やっぱりそういう問題を解決しなければというような思いで、その後いろいろ皆さんと状況を聞いてまいりました。そういう中で、久保田先生に、この新報を読んでどう受け止められたか、そして今後、その後、教育委員会としてどのような話合いとか、取組とか、今後について何らかの話し合われたのかということをお伺いしたい。これが1点です。

2点目は、教育委員会、果たす役割は、壱岐の教育を進めていく上で重要だと思います。その教育委員会の果たす役割の1つに、条件整備行政というのを担っていると思います。学校を造ったり、いろんな設備を整えたりという環境整備について取り組むのと、もう1つは、指導助言行政という役割を持っているというふうに思います。ここでいう指導助言について、特に久保田先生のお考え、お伺いしたい。この2点です。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、山口議員の質問にお答えをいたします。

1つ目の、8月6日付の地元新聞による私の受け止め方についてということでした。今、冒頭、議員のほうは、この投書が「ある教師ということで」という具合に受け止めてお読みになったように思いますが、ある教師という形には、これは明確には書かれてなかったという印象を持っております。その辺については、少し記事の中身について、議員と共有をしたいところがありますのでお聞きいただきたいと思いますが、例えば、その中で、「全国はおろか県下の他郡市では一切行われていません」という記事もありますね。記述があります。これは、やはり認識はそうではないということなんですね。全国ではおろか、他郡市では一切行われていないということは、何か壱岐だけ変な特別なことをしているという印象を与えるように思えてきますが、いかがですか。

実は、今壱岐市で進めている体験的な活動を取り入れた問題解決的な学習というのは、この数年で始まったことではありません。実は、議員の出身母校である沼津小学校、そこでは、ここにあるんですが、平成3年と平成4年に長崎県教育委員会の研究指定を受けて、実は研究をされて、その中で既に、「つかむ」「しらべる」「ねりあげる」「ふりかえる」という学習過程でもって、壱岐の中でスタートされております。このリードをされた校長先生が、御承知とも思いますが、私も大変尊敬している方で、教育センターの指導主事、長崎県教育委員会が当時学校教育課の指導主事もされて、そして壱岐にお帰りになってこのような形をされ、子供たちを主体的にさせる授業をされました。それは、当然、壱岐市の沼津小学校、渡良の三島小学校の複式授業においても、とてもすてきな形で子供たちを生き生きと輝かされました。ところが、ちょうどそのとき、私は諫早市に実はおまして、諫早市のほうでも、同じく算数の研究発表会に行きましたが、これと同じ形の授業形式で子供たちを伸び伸び育てておられましたので、県下でも既に早くから始まっていた。壱岐市も、この30年前から実はもう取組をして、小学校は既にどの学校でも取組をしております。ただ、中学校は、なかなか理解が得られずに浸透が広まっていないというのが実情でございます。

よって、全国はおろか県下各地と言われますが、例えばここにあるのは、福岡県の小学校で、道徳科の授業についても問題解決的な授業の進め方という実践例もあります。そのように、全国でもやっておりますし、長崎県教育委員会は、1年前に授業メソッドというのを出しました。教育センター、長崎県教育委員会が協力して、学校現場を見て回って、「めあて」「課題」「しらべる」「ふりかえる」と、そういう学習をこれから長崎県でも進めていくと、全国学力調査でも一定の成果を出すという形になって、進めている学習の中身で、それぞれ校長を中心に学校の中で自分の学校にどうしたら合うか、どのような形であるかということを進めておりますので、どうもその辺が、事実の認識が、スタートの時点でこの投書の方は違っているのかなという印象を持ちます。

もう一つは、こういうのがあります。以下はほぼ原文どおりの投稿内容ですと、

考えてみてください。しっかりひらがなを覚えていない、また書けない小学2年生に、今日の課題は何でしょうか、分数の計算ができない中学1年生に、今日の課題は何でしょうか、などというのです。課題を出させる前に、ひらがなをまず覚える練習や分数の計算を徹底して教えるべきはずですよ。

一面は分かります。ところが、今の教育現場の実情をしっかり理解していただいているかという点で、少し疑問が残ります。と申しますのは、今小学1年生は、国語の上というやつで——いわゆる9月ぐらいまでのうちに習う教科書ですけど——その中でもひらがなは全て済ませてしまつて、漢字が17字出てきます、小学1年生の9月までに。そして10月から3月までに、さらに

漢字が67字出てくるんです。つまり、1年の段階でも84の漢字も教えて、先生方は子供たちに身につけるように指導をされています。さらに、2年生になればもっと増えるということになります。2年の9月ぐらいまででも、さらに105字の漢字が子供たちのほうに身につくように指導されます。そうするとお分かりのように、壱岐の小学校の先生、小学1年生を、2年生を受け持った先生方は、こんなひらがなもちゃんと教えてないのか、漢字はじゃあどうなってるんだと、むしろ問われているような感じがして、この方は本当に先生なんだろうか、多くの人がそういう疑問を実は持ちました。そういう意味でも、当初申しました議員が、教師によると断定的におっしゃった部分については、私とは少し意見が異なるような気がいたします。

ただ、いろいろな形で書かれているように「罵倒する」という言葉がありまして、3つも4つも使われておりますが、久保田の人間性がお粗末だということはこの投書は指摘していただいているようですので、私は、それはそれなりに受け止めて自分を振り返る形ではありますが、一般の先生方に私が直接指導をするという機会というものも、そうたくさんありません。先ほどおっしゃる指導主事等がおりますので、その方たちがほとんど指導をしますし、私のほうが直接罵倒をするという形が、どういった具体的な例があるのか、私自身も今迷っているところでございます。そういう意味で考えたときに、やはり事実と認めがたいような記述を並べて、やはり分からない方にとっては、それはおかしいだろう、そんな教育長があるかとか、そんな指導の仕方はないよという思いをさせるような記事にさせているような印象を持ちます。

できれば議員さんですから、この一般質問の議場という席の中では、お互いに事実を基にして議論をしあえたら一番ありがたいと思いますので、どうぞ議員活動として、そのようなことの実態をいろいろな方法でお確かめいただけたらと思います。もちろん、私のほうに直接お尋ねいただけても、いつでも誠実に対応させていただきます。

2つ目のお尋ねには、教育委員会の果たす役割という中から、条件整備あるいは指導助言についてというお言葉でした。おっしゃるように、私ども公教育に携わる者は、法規法令に基づいて業務をいたします。お話のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、県や市の教育委員会はどうあるべきかということをしっかりうたっており、その中で、教育委員会に対する職務権限というのをこう書いてあります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議長、ちょっと長すぎるんですけど。全然できないんですけど。

○教育長（久保田良和君） はい。分かりました。

○議員（4番 山口 欽秀君） もっと簡潔に、議長から言ってもらえませんか。

○教育長（久保田良和君） 議員の理解を促すつもりでございましたが、これ、終わります。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） すみません。私も時間を５０分守れと言われている立場からいったら、延々と久保田先生と議論する時間としてではないものですから。

まず、事実と認めがたいことがあるという認識の違いがあると、そういうふうに言われました。これでよろしいでしょうか。

もう一つ、聞いたことに対してちょっと最後、お答えなかったのです。指導助言行政の指導助言とは、教育委員会の仕事として教育内容に関することは指導助言することであって、これを教師に押しつける、強制するという事はないということによろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 議員おっしゃるとおりで、教育委員会は先ほど申しあげました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の職務権限の中で、教育課程、学習指導、生徒指導に対して指導をするということになっております。私どもは、丁寧な指導にあくまで努めております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） まさに、指導助言を教育委員会はやる、先生たちの自主性を重んじて教育実践を進めていくことを応援するという事であると思います。これは、憲法で教育の自由、保障しています、国民に。これは、学問の自由と同等で、教師が授業をしっかりとやる。学問、教育の自由も保障されていると思います。そして学校教育法の中で、教諭は、児童を、教育をつかさどるということを書いてありますように、子供の教育については学校の先生が責任持ってやると、そこに教員の専門性を生かしながら教育実践をするというふうになっていると思います。

そういう点で、指導法を助言することはあっても、こうあるべきだと、こうなさいという指導はないと思います。そういう意味で、各先生方が自分の考えでいろいろと考えて教育実践をするというのは、十分保障されていなければならないと考えるわけです。私も教員を長くやりましたので、この経験、問題解決学習、実際やりました。やっています。単元によっては、まさにこういうやり方のほうが子供たちはついてきます。それは事実ですが、しかし、それを全てにおいて全部とか、そういう型にはめたり、全ての先生がと、そういう形での教育の在り方はいかななものかと。それは、先ほど言いましたように、教育の自由、それから先生たちの専門家としての責任、そこにしっかりと依拠した教育委員会の教育行政をすべきだと、そういうふうにご考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 議員がおっしゃるとおりです。私どもが、壱岐市教育委員会がしていますことも、今示しているのは、あくまでモデルという形で示しております。こういう形の取組方をしていくと、子供たちが主体的になりますから工夫してくださいと。しかも、この取扱い方

は、先ほどから言う、つかむ段階とかしらべる段階とか、ねるあげる、ふりかえる段階も弾力的にいろいろ使ってください。体育とか音楽とか図工とか、教科によって特性があるときはそれに合わせて使っていていいですよ。そこに先生方が持ってらっしゃる教材研究とか、教科の理解力とか、そういう部分が活かされてくる仕組みになっていますので、どうぞ学校内で検討されてくださいと、そういう形を取っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 久保田先生も私も教育の方向としては一致するということで、ぜひ壱岐の教育をもっと発展させるために、私もいろんな意味で協力とかしていきたくて思いますが、その中で、やっぱり今壱岐市の中で危惧することでやっぱり考えていただきたいのは、やっぱりどこか教育委員会と現場の、どこかのパイプが詰まっているんじゃないかなと。いろんな先生たちの切実な思いが、上に、きちっと教育行政に伝わっていない。やっぱりそれをしっかり吸い上げる、そういうシステムが必要じゃないかなと。いろんな先生たちに聞いてみました。やっぱり子供たちが大切だということで、一生懸命毎日やっています。でも、こんな忙しきで、こんな今のコロナの状況の中で、できんと言われますよ、やっぱり。そういう実情とかを本当に酌んでいただいて、壱岐の子供が生き生きと成長できるような、そういう教育行政を頑張っていただきたいというふうに思います。

3点目に移ります。

高齢者の問題です。1つは、壱岐市の地域公共交通再編実施計画というのがあります。それを見ましたら、大変細かく計画が組まれております。高齢者の交通支援ってどうなってるのかなというか、どうなるのかなという目を見たときに、スクールバスの混乗というのがやり方に提案されておりました。それから、予約制の乗合タクシーの導入というのも大きな柱として提案されておりました。確かに計画はあるんですけども、事情としたら、今はちょっと進んでないなと。初山で進んでいるといっても11月からだというふうに聞いておりますので、まだまだ順調に進むかという不安ですが、その辺りの状況の認識をお伺いしたいと。

それから2番目については、交通困難者、いろんな形でいるわけですよ。病院へ行くのに、買物に行くのに大変とか、ちょっとした近所の買物、雑貨屋さんに行くにも大変だと、そういう状況の、いろんな層の困難者がいらっしゃいます。1つは、身近なところでちょっと買物に行きたいけども足が不自由で車に乗れない人が、やっぱり電動のシニアカーを借りたいけども借りれんと。あれは認定の基準がありまして、ケアマネジャーからこれこれだよといってしてもらおう。なかなか借りれないということですから、できたら認定を緩やかな形で、生活条件に合わせて認定を早くすると、そのような形で生活支援が必要じゃないかなと。

それからもう一つは、やっぱり病院や買物に行くのにタクシーが、自宅から病院へ行って買物

の荷物持ってという、そういう希望があるんですが、タクシー利用を今後この交通再編の中で進めていったらと。タクシー業者も観光客が減って利用を促進するという点で、壱岐市も、市役所の職員さんが何か文書を持って回るために予算を組んだというのが昨年ありましたが、そうじゃなくて、市民のためにタクシーを利用する、そういう観点も必要じゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

答弁する時間が少々短うございますので、ポイントだけなるだけまとめますけども、すみません。4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

公共交通の再編につきましては、議員御質問のとおり通告にもございますように、高齢者の交通手段の支援、高齢者の方の免許証返納に係る対策等も踏まえて計画を立てたところでございます。その計画策定の経過におきましては、地域住民皆様及び関係者等のニーズの把握に努め、地域住民皆様の意見集約として、まず路線バスの交通空白地区対策の詳細を検討するに当たって、各4町の連合公民館長とその会議及び4町それぞれの公民館長様等との会議を、開催をいたしました。その結果として重点区域を定めたわけでございますけども、重点地域におけるコミュニティ交通、乗合タクシーの導入などがその中で出てきたところでございます。重点地域であります郷ノ浦町の初山地区におきましては、まちづくり協議会を中心に、本年中のコミュニティ交通の運行開始に向け準備をしているところでありまして、既に車両の導入を終えまして、ドライバー講習等、着々と調整と手続を進めているところでございます。また、もう一つの重点地区であります芦辺町の箱崎地区につきましては、まちづくり協議会で、ここも導入に向けて現在御協議を頂いております。

今後、ほかの地域からコミュニティ交通の導入について要望がございましたら、その地域と協議等を行うこととなりますが、コミュニティ交通の運行は、既存の地域公共交通と共存した形であることが前提になりますので、路線バス事業者やタクシー事業者等の調整、理解を得た上での運輸局協議及び申請となることと思っております。

通告の中になかったんですけども、スクールバスの混乗、そしてシニアカーのリースとか、その辺の質問になりますけども、スクールバスの一般混乗につきましては、教育委員会のほうとも再編計画を立てる当初から調整協議に入っておりまして、可能性については、計画に上げてはおりますように十分ございます。混乗に対するまた課題もございます。例えば余った席の利用となりますから、生徒さんを優先しますので、余った席を活用することになりますけども、利用希望者の登録が必要じゃなからうかと。そしてまた、一般混乗者の目的地が学校より遠い位置にあつ

た場合とか、その辺も考えながら検討をしていかなければいけないということでございまして、現在のところ余裕座席がさほど出ておりません。そういう中で、今ところまだ着手はしていないというところでございます。

あとタクシーの利用ということで、これは、県内では南島原市が75歳以上に年間1万4,000円分のタクシー助成券を出しているということで、事前に調べてはおりますけども、この件につきましては予算も伴うこととございますので、御要望として承っておりたいと思っております。

それと、シニアカー購入レンタル支援につきましては、今回、質問としては想定はしていなかったとございますけども、電動四輪車が必要となる、ケアマネジャー等が判断したケアプランに基づいて、福祉用具の貸与というのは行われると思っております。

これが市の独自の購入、一部の助成でできるかどうかということも、今後、検討しなければいけないと思っておりますので、一応御意見としてだけ承っておきます。

以上です。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） シニアカーについては、やっぱりレンタルじゃないと購入は30万円、40万円するということで、なかなか難しい。境界線というか、認定されるかされんかというところで、家の中でもやっとこさ歩いているような方が、道路を歩けない。そんな方が借りたいという希望を出しても、半年借り入れるようにならんというような声がありますので、その辺りの認定、生活状況を把握しながら、ぜひ認定の柔軟性をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと予定の時間が迫ってまいりましたが、いろいろ言い足りないことがあるんですが、最後に一つだけ、これもちょっと突然になるかもしれんけど、市長にお願いです。感染拡大を防止するためには、いろんな市民の分断をやらないということを前回言いましたが、もう一つ、やっぱり市民と信頼関係を築いていくということが必要だと思うんです。それをしっかりやらないと、そのためには情報をしっかり伝える、迅速に正しい情報を公開していく。信頼されると共感が深まり感染拡大の防止のための行動が促進して、人々は公開した市長に敬意を払います。

こういうサイクルをやっぱりつくっていかなくや、今は伝えない、不信が広がる。また伝えない、こういう状況なんだろうと思います。やっぱりリスペクト、敬意を持って、お互いに、市民も市長さんも、まあ、我々もですけども、そういう関係での情報の公開をする必要があるんじゃないか。

そういう意味で、今人間が1人感染者が出ましたよ、しかし介護保険の方はどこで起きたんだ

ろうな、今日仕事であそこへ行くけど、感染者が出たところじゃないかなとかね、そういうこと、いろいろな情報をもっと知って行動したいというような状況、それから、糖尿病の感染者の方、透析を受けている方なんかは、どこで起きたんだ、やっぱりあそこへ近づかないようにしようかなというように考えたりするときに、必要な条件、必要な情報を公開すると。

コロナの感染だけじゃなくて、ワクチンの接種状況とか、市民へもっと敬意を持って情報を伝えるという、そういう姿勢を6時の放送にぜひ加えていただきたいなということを、最後に注文として言って終わりたいと思います。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月15日水曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっています。壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後1時50分散会

令和3年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和3年9月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

9番 赤木 貴尚 議員

1番 森 俊介 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (1名)

13番 中田 恭一君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

13番、中田恭一議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、9番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 赤木 貴尚君） 皆さん、おはようございます。

まず、壱岐市民の皆様、このたびの市議会議員選挙に際しましては、一方ならぬ御支援と御厚情を賜り、心よりお礼を申し上げます。壱岐市のためにしっかり頑張りますので、これからも御指導、御鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

本日、一般質問最終日。本日は私と森議員の2人です。執行部の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、9番、赤木貴尚が通告に従い一般質問を行います。

今回は、大きく2点の質問を行わせていただきます。主に要望が2点になりますので、予算等の問題がありますが、御理解を頂き、積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、答弁のほうをよろしくをお願いいたします。

まず1点目に、郷ノ浦町の郷ノ浦郵便局付近にあります駐車場についての質問をさせていただ

きます。

郷ノ浦郵便局前にある昭和橋駐車場等の駐車場整備についてですが、ちょっと今日も地図を用意したので見ていただきたいなと思いますが、この地図のいわゆる黄色の部分の駐車場ですが、こちらの駐車場が近く閉鎖されるというお話を聞きました。閉鎖は壱岐市が行うということと認識しておりますが、閉鎖に至る経緯をお聞かせください。

この駐車場の周辺には、壱岐市の中でも多くの飲食店や小売業がございます。駐車場の閉鎖は郷ノ浦商店街の駐車場不足を招きますが、駐車場の現状をどのように把握してあるのか、今後は昭和橋等の駐車場の整備を行う計画があるか等をお伺いいたします。執行部の答弁をよろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を簡潔にお願いをいたします。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。9番、赤木議員の質問、駐車場整備についてお答えをいたします。

昭和橋周辺の市営の駐車場施設は、昭和会館前、吉田ビル前、郵便局駐車場前と中央橋駐車場の4か所がございます。昭和48年から昭和55年に建設されたものでございます。

まず最初に、3か所の駐車場を閉鎖するに至った経緯についてのお尋ねでございますが、今申しました永田川下流の河川上に設置している駐車場4か所について、経年劣化に伴う耐久性を確認するため、平成元年度に点検調査を実施いたしました。

その結果、国土交通省の示す橋梁定期点検要領4区分表によりますと、中央橋駐車場は緊急度3、早期措置の段階の区分で、道路・橋の機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置をすべき状態との判定でございます。あとの3つの駐車場は緊急度4、緊急措置段階での区分で、道路・橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態との判定でございました。

そのため、4つの駐車場の保全工事のための概算設計を行ったところ、全てを補修工事した場合の工事費が概算で1億5,000万円以上かかる見込みとなったところでございます。また、実際の工事に当たっては、河川に建設していることから、占有及びその他に制限がかかることから、工法等いかんによっては概算設計を大幅に超過することも考えられます。これらを総合的に判断すると、補修工事をするにしても、駐車場の集約化を図る必要があるとの見解に至ったところでございます。

具体的には、中央橋駐車場は補修工事を実施し存続させ、工事完了後、その他の3つの駐車場については立入り防止工事を実施、利用中止とする計画であります。このことについては、今後、

河川管理者である長崎県と協議する予定にしております。

また、現在、当該4つの駐車場施設は郷ノ浦町商店会に管理委託をしております。

管理運営状況につきましては、中央橋駐車場、これは昭和会館前を含みますが、年間駐車台数3万9,591台、年間売上額145万1,920円、吉田ビル前と郵便局駐車場前は、年間駐車台数7,935台、年間売上額55万9,920円でございます。

今回の駐車場点検調査以前からでございますが、駐車場管理委託先の郷ノ浦町商店会からは、駐車場管理に係る収支については毎年赤字決算で、各商店からの負担金等で補填されている状況となっており、市からの支援を求める要望書も出ておりました。

そのようなことから、今回の駐車場集約及び補修計画の件と併せまして、昨年6月に、郷ノ浦商店会に御協議を申し上げたところでございます。

郷ノ浦町商店会に対しては、中央橋駐車場に集約化することにより料金収入は減少いたしますが、現在2か所ある管理棟を1か所にするにより人件費が抑えられるため、赤字解消も視野に入れた駐車場運営が見込まれ、商店会の負担も軽減することにつながるとの合理的考え方もお示しをいたしました。

現在まで経過につきましては以上でございますが、市といたしましては、駐車場施設利用者の安全性、将来的な駐車場の管理運営等も総合的に考慮した結果、駐車場の集約化を図る計画であります。

次に、郷ノ浦商店街の駐車場の現状をどのように把握してあるのか、今後、昭和橋駐車場整備を行う計画はという質問でございます。

議員の御説明のとおり、郷ノ浦商店街につきましては、壱岐市内の中でも最も多くの飲食店等の店舗が存在する商店街であり、食事や買物の際に昭和橋付近の駐車場を御利用されていると認識をしております。

また、現在、周辺には民間の有料駐車場が運営されている状況でもございます。

参考までに、利用可能台数は、パーキング平和が15台、郷ノ浦駐車場が15台、丁字屋さんの駐車場につきましてはほぼ医療関係専用となっております。そして、市の中央橋駐車場は18台利用可能でございます。その他、市営では、江上駐車場も17台、先下ル町駐車場も8台利用可能でございます。よって、駐車場集約後の郷ノ浦町商店街周辺での一般駐車利用可能駐車台数は、丁字屋さんの駐車場を除いて73台分でございます。

なお、郷ノ浦商店街の店舗数は、飲食店が38件、遊興施設・スナック・バーが22件、商店一般が35件、医療機関が6件、金融機関が1件、その他製造・理容業が8件となっており、合計で110件となりますが、駐車場の利用につきましては、来客者利用時間帯、営業時間帯等、その他条件もろもろにおきまして一時的に集中する状況ではございません。

このような中、市といたしましては、民間の駐車場の御利用もお願いし、今後の商店街の活性化につなげていければと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 現状等の説明をありがとうございました。

郷ノ浦町の飲食店とか商店の数を今お話を頂いて、私のほうの資料としては、壱岐市地域公共交通網形成計画というのが平成30年3月につくられている中のデータを見ると、やはり郷ノ浦町での商店の数に比例して買い物の客数というのもデータが出ておりました。商業施設は人口密度が高いエリアに集積しており、中でも特に郷ノ浦町に集約していると書いてあります。平成24年、消費者購買調査によると、購買場所においては、市全体では郷ノ浦町で買い物をする人の割合が44.9%で最も高くというふうに書いてありまして、その中、そういう状況と壱岐市のマイカーの状況はどうかというと、やはり長崎県下で5番目に高い水準と。本市のマイカーの普及率は1世帯当たり2.09台ということで、やはり車での買い物客というのは多く壱岐の中にはおられて、しかもその中で郷ノ浦町に多く買い物に来てあるということが分かりました。

その中で、やはり郷ノ浦町に商店も多いということで、このように駐車場スペースのことについては私もしっかり問いただしたいところですが、今、台数のことについて部長のほうから民間も利用されてということがありましたが、この駐車場ですね。この2か所の駐車場です。ここ、駐車以外にも非常にもう地域にとって大きな役目があります。なので、ちょっとそのことを少しお話しさせていただきたいと思いますが、地域にとっていかに重要かと。ただ車を停めるだけじゃなくて、こちらの駐車場、まず中央橋の駐車場については、中央橋は3つの駐車場の中で一番多く駐車できるスペースです。地域のイベントも使用も多く、中央橋では現在はごおんだ青空トラック市が行われていて、郷ノ浦の新しい活性化イベントとしてやっとなんて定着をして、そのほか、5月の八日市では多くの出店やイベントを行える場所で商店街においても大切な駐車スペースと、そしてイベントを行う大切な場所ということが位置づけられています。昔は盆踊りも行われていて、地域にはなくてはならない重要な場所であるというのが中央橋です。

郵便局の前にあります昭和橋駐車場です。ちょうど郷ノ浦郵便局がありまして、オレンジの部分ですが、その下のほうにあります。ちょっと長細いところが昭和橋駐車場といいますが、この昭和橋駐車場は駐車、現在、私もずっと日々あそこを通りながら見ていると、かなり満車になる確率が高いです。どういう利用状況があるのかなと思ったところ、基本的には買い物の方です。飲食、そして郷ノ浦郵便局への用件の方、そしてお土産店も周りにありますので、お土産を購入される観光の方、そして塞神社があって、そこへ参拝される観光客もおられると思います。様々

なニーズで駐車されて日々満車になる状況です。16台かな、止められるようになっておりますが、非常に満車になっているとを頻繁に見ます。

年間の行事等での利用というのは、5月の八日市には、この昭和橋駐車場というのは八日市が始まる前に出店の方が来られて大きなテントを1張り、昔は2張りぐらい張られて籠とか、昔は陶器をそこで多く販売されましたが、1週間程度、1週間ぐらいそこに滞在されて壱岐の方の商売の利用にされておりました。

また、7月の郷ノ浦祇園山笠のときには、下山流さんがそこに山笠を飾って、山笠期間中にそこに奉納・展示されております。宵の祭りには出店があったり、壱岐商業太鼓部の演奏が行われたり、山笠期間中には観光客が山笠をバックに記念撮影をされたりして、壱岐の山笠の状況を世界中に発信されている状況にあたりします。この壱岐の山笠を楽しまれ、壱岐の最大の夏祭り、郷ノ浦祇園山笠の奉納・展示場所としては重要な役割があつて、単なる駐車スペースにはとどまらないというのが昭和橋の駐車場の意味があると思います。

吉田商店の前にある駐車スペース、ここは少し駐車台数が少ないんですが、ちょうどこの真ん中のところですね。ここは、実は中央橋駐車場でのイベントや昭和橋でのイベントの行われるときの代替駐車場として非常に役目を果たしております。駐車スペースは少ないんですが、かなり必要な場所ということです。

郷ノ浦商店街というのは、皆さん御存じのように、各商店の前には駐車スペースが少ないです。長く駐車場がないというところで、この郷ノ浦商店街の問題点で、昭和48年から55年につくられたときに非常に重宝されて現在まで至るわけですが、この郷ノ浦商店街、交通ビルの案件とか様々な点で郷ノ浦が寂れているというようなお声を頂きますが、やはり駐車場スペースがあるおかげで現在の商店街も維持されていると思いますが、この商店街において大切な駐車スペースが集約化されてしまうと、かなり商店街においては問題点で死活問題になるのではないかなと思っております。

9月13日からは、飲食店の営業短縮要請も終わって飲食に来られるお客様も徐々に増えておると思います。また、先ほど部長からもお話ありました銀行1店舗というところのお話がありましたが、10月25日からは十八親和壱岐中央支店も郷ノ浦本町のほうに完全移転されて、ますます利用者も増えるということで、郷ノ浦商店街の買い物客や車で来られる方の増加が見込まれます。

駐車場がやはり民間の台数等では足りなくなる現状も十分考えられますが、やはりこの点において集約というの中で中央橋の整備ということに関して現状、中央橋には真ん中のところにいわれる管理人棟があつて、そのほか、昔の日よけの棚みたいなのがあつたりとか、現状まだ整備が必要なところが幾つかありますが、今回の昭和橋の駐車場等の閉鎖に当たって、中央橋の駐車

場の整備というのを行う予定はあるのかということについて1点再質問したいと思いますが、執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 赤木議員の再質問にお答えをいたします。

昭和橋駐車場の整備の予定はあるかということでございますけれども、先ほどの回答の中に含めておりましたけれども、民間の駐車場を活用するというので、新たな整備というのは今のところ考えていないところでございます。

それと、第一に考えなければならないのはやっぱり利用者の安全確保でございます。まずそこを優先的に今考えているところでございまして、あと、利用者等々、イベントも含めまして、総合的に判断をしなければいけないとは思っておりますけれども、昨年、郷ノ浦町商店組合さんに御協議申し上げた後、理事会等でも意見等は出ていないということをお聞きしておりますので、今の段階では方針としては先ほど申し上げた形で考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） すいません。こちらが昭和橋で、ここは中央橋です。この整備を必要じゃないかなというのをちょっと今質問したつもりだったんですが、中央橋の駐車場整備も集約するに当たっては必要のところと思います。

実は今回、今部長からのお話のとおり、郷ノ浦商店会の駐車場委員会のほうにはお話をされて御理解を頂いているということですが、これ実は地域によっては、地域と利用のお客様に関してはやはりその駐車場がなくなると本当に非常に困るというような御意見を頂いております。今回の質問は、その声をいかに伝えるかということで、今後としましては、私も駐車場の利用者の状況を踏まえて、地元の方々のさらなる声をまた再度吸い上げて、地元が今後どのようにしたいのか再度聴取をして、地元の方がどのような形を望むのかということを具体的にお聞きした上で、再度要望等はできるのであればしていきたいなと思っております。

現状のいわゆる安全性という点では維持管理が難しいと、費用もかかるということではございますが、地域にとって駐車場以外に重要な場所であるということをお話をさせていただきましたが、地域の声をしっかりもう一回まとめて、そういう地元の声を市長に届けたいなと思っておりますが、市長、またそういう機会を私のほうが市長におつなぎするときには、市長はいろいろ御意見を聞いていただけるかどうか。いかがでしょうか。そういう意見をしっかり私のほうが持ってきますので、いろんないい回答を頂きたいところですが、そういう場を設けますが、市長としては何か御答弁があればお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問でございますけれども、そういう地域の方々の御意見を聞く、それは行政の基本でございますので、そのことが結果がどうであるというようなことは別に抜きにいたしまして、住民皆様の生の声をお聞きする、そのことはもう当然でございます。やぶさかではないという以上ではなくて当然だということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 議長、すいません。今回、このようなテーマで表に出たと。駐車場委員会の方は御理解を頂いていたんですが、知らない方も多くおられました。やはりこの駐車場スペースがなくなることによって困るという声は本当に多くありますので、そういうところをしっかりと一回まとめて、何かいい代案があるんだったらしっかりとそういうのも提案していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1点目の郷ノ浦郵便局前駐車場、昭和橋駐車場等の整備については以上で終わりたいと思いません。

2点目の項目に移りたいと思えます。

2点目に、壱岐市公共施設、保育園、幼稚園、小学校、中学校等への二酸化炭素濃度測定器の設置についてということをお聞きさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスについては感染拡大が止まりません。これまでの対策はもとより、3密回避は基本的対策で、最も重要な対策です。

国や県から換気の実施についての行動指針が示されていますが、3密回避の対応で室内換気については換気するタイミングや時間等に迷う人が多いと思えます。換気といっても単に空気の入替えだけではなく、より効果的に行うために必要換気量という数値の目安が必要だと思えます。この必要換気量が見える化が換気のタイミングの目安となり、効率的で正確な空気の入替えが行われ、コロナ感染症対策になります。

室内の必要換気量の目安としては、二酸化炭素濃度の数値を知ることです。二酸化炭素測定器の設置を行い、二酸化炭素の数値を把握することによって数値が見える化となり、効果的な換気で感染拡大防止策に大変有効と考えます。早急に公共施設、保育園、幼稚園、小中学校への二酸化炭素濃度測定器の設置をすべきと考えますが、御見解をお願いしたいと思います。

二酸化炭素測定器というのが、ちょっと例なんですけど、このような物がありまして、二酸化炭素濃度測定器というのがありまして、これを部屋の中に置いておくと、このタイプは見える緑から黄色、オレンジ、赤というふうなところに目盛りがありまして、赤いところに行くと二酸化炭素濃度が上がっているということで、換気の目安になるような仕組みの測定器であります。

このほかにもいろんな測定器があるようですが、二酸化炭素濃度測定器は、実は長崎県の飲食

店の認証制度においても必要な機器の一つとして認められておりますが、換気の見える化ということでこういう測定器を置くことについて、私としては設置をすべきと思いますが、執行部の御見解をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 赤木議員の2番目の質問、壱岐市の公共施設、保育園、幼稚園、小中学校への二酸化炭素濃度測定器設置についてお答えいたします。特に学校関係が一番関係いたしますので、私のほうでまとめて答弁をさせていただきます。

まず、保育園についてでございますが、市内には認可保育所が7か所、僻地保育所が三島を含めて8か所、民間の保育所が5か所、合計20園ございます。現在、コロナウイルス感染症対策として、登園時の検温、マスク着用、手指消毒、タオルの共有禁止、適度な換気等を徹底をいたしております。園の設備といたしましては、公立保育所では空気清浄機を3歳未満児室に全室設置をしており、石田こども園は空気清浄機を全室設置しております。民間の保育所では、1園のみ空気清浄機が設置をされております。

議員が提案をされております二酸化炭素濃度測定器の有効性について、公立・民間保育園へ周知を行い、各園の保育室へ設置をするよう調整をしております。費用につきましては、国のコロナ対策補助事業等を活用しながら感染対策強化に努めてまいります。

次に、幼稚園、小中学校についてでございます。壱岐市立の幼稚園が8園、小学校18校、中学校4校でございますが、現在、市内の小中学校では、文部科学省が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」により感染対策を講じています。このマニュアルでは、密閉の回避として換気の徹底が示されています。室内換気について、可能な限り、常時、気候・天候等で困難な場合は小まめに2方向の窓を同時に開けて行うこととされており、学校ではそれぞれマニュアルのとおり実施をしているところでございます。

幼稚園においても小中学校と同様に換気の徹底を図り、感染対策を講じています。また、施設ごとに必要に応じてサーキュレーターや大型ファン等を購入し、窓開け等による自然換気と併せた換気を行っております。

御質問の二酸化炭素濃度測定器設置についてでございますが、昨年度からのコロナ対策において既に数校では購入をし、測定をしている学校もあります。御提案のように、全ての学校に測定器を設置することにより、換気のタイミングの目安となる数値の見える化を図ることができ、これまで取り組んでいる換気をより効果的に行えることから、幼稚園及び小中学校においては、学校の規模やクラスの児童生徒数に応じて設置をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 設置をされないと言われたときの答えを用意していたんですが、設置をしていただけるということでありありがとうございます。

一つ、行政報告の中から一つちょっとありまして、防災対策についてということで行政報告の中に文章がありました。これから本格的な台風シーズンを迎えますと。台風への対策も含め、新型コロナウイルス禍における感染拡大防止のためにパーテーションやA I 顔認識温度感知カメラ等を導入し、避難所における環境整備に努めてまいりますというような文言がありました。

今回、学校等以外にも設置をしたほうがいいんじゃないかなと思って、大体幾つじゃあ設置すればいいのかという話になるんですが、やはり避難所に関しましては、昨年も台風が来たときに避難所に多くの方が来られましたが、換気のタイミング非常に難しいところでございます。避難所における換気というのが重要なことだと思いますので、避難所等にもやはり今後は二酸化炭素濃度測定器ですね。移動、携帯、小さいタイプですので、いろんなところに持ち運べると思いますので、施設等で使い回しというか、いろんなところで使えるような二酸化炭素濃度測定器も用意しておくべきではないかなと思っております。危機管理課等でそういうのを用意しておけば、避難所運営等に役立てるのではないかなと思いますし、そのほか、高齢者施設とか、人が集まる場所、本当は私、今日ここに、議場に持ってこようと思ったんですが、ちょっと手配ができずに持ってこれませんでした。この議場の換気も議会が始まる前に換気をされていますが、本当にそれが必要な必要量の換気かというのがやはり目安がないところですので、こういう人の集まる場所にもそういう二酸化炭素濃度測定器必要かと思えます。

いろんなタイプがありますが、現在、先ほども言いましたが、飲食店の認証制度を取られている飲食店には置かれて、二酸化炭素濃度測定器を置いて換気のタイミングを見てあるところもありますので、その認証制度に関しまして少しお話を申しますと、そういう二酸化炭素濃度測定器とか、体温計とか、消毒液というのも経費の10万円以内であれば補助があるというような仕組みになっていますので、飲食店の皆さんにもそういう認証制度を受けられてほしいなと思えますし、このような公共施設はコロナ対策費を使って二酸化炭素濃度測定器、積極的に進めていただきたいなと思っております。

学校施設等に設置されるということで、答弁ありがとうございました。

最後に、13日から飲食店等の時短営業が要請が取り消されて通常営業に戻っております。改めて飲食店さん困っていますので、この場をお借りして一言。壱岐の飲食店、元気に営業中ですと。食べて、歌って、飲んでいただきたいなと思っております。しかしながら、長崎県としては、家族とか同居の方をということで出ていますので、大人数でワイワイというわけにはいきません

が、マスクをつけて感染対策をしっかりした上で壱岐の飲食店頑張って営業中ですので、行ける環境の方はぜひ行っていただきたいなと思います。飲食店さんの食材は壱岐の物を使われれば、壱岐の魚やったり肉、野菜が循環され、そして壱岐の焼酎を飲めば壱岐焼酎が、壱岐の焼酎であったり壱岐の日本酒が循環することにもなりますので、時短営業が終わったということもこの場でお知らせです。どうぞよろしくお願いします。

以上で、私、今回、郷ノ浦の商店街の駐車場の件とコロナ対策ということで二酸化炭素濃度測定器の設置という2点を質問させていただきました。執行部の前向きな御答弁ありがとうございました。私の一般質問を以上で終わりたいと思います。

以上です。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、森俊介議員の登壇をお願いいたします。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） おはようございます。1番、森俊介が通告に従い一般質問をさせていただきますが、その前に、昨日の山口議員と久保田教育長の答弁に関わることで、この場で僕しか持っていない情報がありますので、ここで共有させていただきたいと思います。

きのうの答弁の中で、久保田教育長のお言葉の中に、「私が先生を罵倒するという形がどのような具体的な例があったのか分からないところがある。事実と認め難いような記述を並べている印象を持つ。議員にはこの一般質問の議場という席の中では、お互いに事実を基にして議論を合えたら一番ありがたい。議員活動として事実をいろいろな方法で確かめてもらいたい。私に直接確かめていただいてもいつでも誠実に対応させていただく」という言葉がありました。

これに関して、私自身が体験したことをお話しさせていただきたいと思います。

2か月前の7月3日のお昼過ぎに、森が芦辺浦にビラを配りに行っていたんですけれども、その際に久保田教育長のお宅にお伺いしました。その際、急に「帰れ。お前、俺が誰だか分かっているんだよな」といきなりどなられました。予想だにできなかった大声にも驚きましたが、ほとん

ど関わったことのない、いままでほとんど僕は面識がないので、人間に対しての急な言葉で教育のトップを任されている人の言葉としてには信じ難く、衝撃的だったので、強く記憶に残っています。「お前、俺が誰だか分かっているんだよな」という言葉には、非常に牽制がにじみ出ているように感じます。もし職場のような権威勾配がある場で同じようなことがあるのであれば、これを罵倒と感じる人もいるでしょうし、それは明らかに問題だと思っております。

先ほども申し上げたように、きのう、御自身で「議場という席の中で事実を基にして議論したい。議員活動として事実をいろいろな方法で確かめてもらいたい」とおっしゃっていたので、森自身が体験した事実をこの場を借りて共有させていただきました。今後の議論の材料にさせていただければと思います。特に答弁は求めませんが、私に直接確かめていただいてもいつでも誠実に対応させていただくともおっしゃっておりましたので、この件について何かあればお話しください。なければ引き続き一般質問に入らせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。（発言する者あり）よかです。

○教育長（久保田良和君） 森議員の今のお話の中で、7月3日のことですがけれども、事前運動に当たってはいけないという心配が私にはありました。私のところにお訪ねに来られてということは今自分で口にされますのでちょっと心配がしているんですけれども、そういうことがもし挙げられた場合は、あなたはその心配はされていませんかという気持ちが私にはありましたから、もう帰られたほうがいいですよ、いろいろされるよりはというそういう気持ちが、休日の昼間でしたかね、そのときだったので、家の者が出て対応していて何か分からんということだったので、私がちょっと出てきてそういう対応をしたというのは記憶にあります。

ですから、そういう意味で、今回もいろいろ事前運動で取り上げられて議員さん方にとやかく言われていることもあるようですので、そういう形にその事実が取り上げられることをむしろ言われることはかえって危険だと思いますので、そういう理解をしていただければと思います。

私もそういうことを記録をしております。その日の何時何分にかうやって来られて、こういうビラをちゃんと入れさせてくれということと言われたということは記録には取っておりますので、そういったことは誠実に対応しますので、そういう変な形に使う気持ちはありませんけれども、私がそういう立場にあることは分かっていますねということの意味が強い言葉になったのかもしれないと思いますが、そんなに大きな声は出していなかったとは思いますが、そこまでは。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御配慮いただいたようで、どうもありがとうございます。選挙活動と政治活動の違いに関しては把握しているつもりでありますので、事前運動には当たっていないと認識しております。

また、大きな声ということに関しましては、私の知人が通りを挟んだ向かい側にいたんですけ

れども、そこまで響くような大きな声だったことは補足させていただきます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

大項目の1つ目、小中学校のエアコンの運用について質問させていただきます。

エアコンの運用方法が教室や先生ごとにまちまちだとお伺いしました。今後、合理的なルールを決めて、それを基にエアコンを運用していくことは可能でしょうか。

この質問の背景を補足させていただきます。

8月6日から森が始めた市政のアンケートの中に、「せっかく学校にエアコンが導入されたのに電気代をけちって全然使われていないようだ」という声が届きました。実態を把握するために、追加でエアコンの運用にルールはあるのかどうかのアンケートを行ったところ、教職員、生徒さん、保護者の方々からこの件について47件の回答を頂きました。その結果、47人中3人がエアコンの運用にルールはありと回答し、残りの44人は教室や先生によって運用はまちまちだという回答でした。この結果から、エアコンの運用についてはルールはない、あるいは、あっても徹底されていないのではないかと森は考えております。

部屋の温度と仕事や勉強の効率性との関連につきましてはこれまでに数多く検証されてきたことであり、ある程度信頼性のある結論が出ております。勉強の効率性、電気料金、コロナ、この3つを考慮したエアコンの運用案を考えてきましたので、聞いてみてもし御納得いただけるようでしたら実行していただくことは可能でしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 森俊介議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1番、森俊介議員の壱岐市内の小中学校のエアコンの運用についての御質問でございます。

御承知のように、壱岐市内の小中学校でエアコンを設置している教室は普通教室、図書室・パソコン室・保健室・職員室・校長室という特別教室、理科室とか音楽室といった一部の特別教室にはまだ設置ができておりません。

議員が言われるエアコンの運用方法が教室や先生ごとにまちまちだとお聞きになっていること、そのような印象を持つ子供たちがいたことがあったんだと今受け止めております。それゆえ、合理的なルールを決めて、それを基に運用していくのはとお考えになるのはもう当然のことでございます。

壱岐市の小中学校の普通教室にエアコンを設置したときから、各学校では、学校保健安全法第6条に示されている学校環境衛生基準というのをよりどころとして、利用の基本的な考えを学校ごとに作成しています。

この学校環境衛生基準に、温度については次のように示されています。「教室環境は17℃以

上28℃以下であることが望ましい」と。各学校はこれを目安にエアコン利用の基本的な考え方というのを策定しております。

例えば、ここに一つの学校の例がありますが、これは教職員で学校内で共有をしていると思います。项目的に申し上げますと、エアコン利用における配慮。そしてエアコンの利用の目安の夏と冬の場合の温度等を記録。エアコン利用の設定温度等。それからエアコンの操作については操作の担当は各教室では担任が主にしますよと、あるいは中学校によっては教科で行った者がしますよと。子供たちに勝手につけたり消したりは当初はさせないという意味でそういう計らいをしております。それから、子供たちが中学生は特に教室を移動しますので、そういう場合はなるべく消すということ。教室の換気については、清掃時間中は一旦エアコンは停止して窓を開けて換気をする。カーテンや扇風機の活用も含めて適度な温度を図ると。そういったことがきちんと校長がつくって職員で共有をして、子供たちにも説明はしていると思いますが、令和元年の9月の時点で説明をしているので、記憶になくなったという子供たちもいるのではないかと思います。先ほど言われるような形でまちまちだという具合に子供たちが受け止めるということは決して望ましいことではありません。

ただ、御理解いただきたいのは、壱岐市内の小中学校22校も各学校の立地条件が違うもので、例えば、校舎が3階建ての場合の1階の教室と3階の教室の気温の違い、あるいは日当たりのよい教室とそうでない教室の室温の違い、風通しのよい教室とそうでない教室、あるいは児童生徒数の多い学級と少ない学級との学級の室温の違い等、それぞれいろんな状況が起こってはまいります。もちろん室温だけでなく、湿度についても同じことが言えますので、そのため、湿度の高い夏の時期は室温が28℃に達しなくても、熱中症予防対策の観点からエアコンを利用するよう、弾力的な取扱いをするよう、これは壱岐市教委として全学校に指導しております。

各教室では、子供たちの体感にも特段の配慮をしています。例えば、1つの教室の中でもエアコンの位置と机の位置によって、冷たい風の影響で体調を壊す女子生徒も結構います。それで温度調節をすることもありますし、子供たちのほうから「先生、エアコン切りましょう」とか「先生、ちょっと暑いからつけよう」という、そういう声を聞きながら、教師と子供たちで協議をしながら、その運用についてはしているはずでございます。しかし、先ほどおっしゃるように徹底されていないということであれば、今後の指導として当然それを考えなければいけないとは考えます。

また、先生方の中にも、それぞれ体感の違いとか、あるいはたくましく育てるという教育観等をお持ちの方が時たまエアコンをつけずに授業をされることがあったのかもしれないと、お話を聞きながら受け止めます。

教師が一方的につける、つけないという形の運用はしていないと、私はもう自信を持って申し

上げたいと思います。子供たちと相談して決めてエアコンの運用は図っていると思いますが、先生によってまちまちという印象を与えているようですから、やはりエアコン利用の基本的な考え方を再度確認をしながら学校の中で共有をしてほしいと思います。

温度的に28℃を大きく超えてエアコンをつけていないという実態は、それはないだろうと思います。ですから、28℃前後であって、過ごす上で適切でないという状況のときに微妙につけたり消したりということが、子供たちにとって「つけてほしいのに」という気持ちにそこはなったりするのかなと思います。

いずれにしても、エアコン利用の基本的な考え方を各学校が策定しております。各教室にも先ほどのようなプリントをしっかりと貼っていると、当初はしていましたが、今、少し慣れてきた中でルーズになっているのかもしれませんが。

エアコン利用の基本的な考え方から離れずに運用することが大切であり、2学期もまだまだ残暑が見込まれるかもしれません。子供たちが学校生活を適切に過ごせるよう、このエアコンの基本的な考え方についても再度学校のほうに適切な指導をさせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございました。今のお話をお伺いして幾つか追加でお伺いしたいことがあります。今、28℃という温度の話がよく出てきたんですけれども、基本的には個別の学校の中でマニュアルを作成している。ただ、恐らくは28℃という温度が一つのボーダーになっているのかと思ったんですけれども、その認識は正しいでしょうかということが1点目。

2つ目が、市の教育委員会からのエアコンの運用についての指導もお話も出ましたけれども、今、僕がこういう運用はいかがでしょうかというお話をさせていただきまして、それよさそうだねと思っていただいたのであれば、そういった形で各学校に教育委員会から指導というか提案をすることも可能という認識でよろしいでしょうか。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 1点目の28℃については、ここに学校環境衛生管理マニュアルというのがありまして、この中に的確に温度については先ほど言いました17℃以上28℃以下であることが望ましいと、この数字をやはり基本的に尊重して老崎市でも取り組んでおりますので、各学校もそのような形で基本的な考え方を提示して、子供たちと共有をしているものと思います。

2点目の森議員がおっしゃるような提案について当然私どももしっかり聞かせていただきます

ので、それを学校の中に指導することによって子供たちの適切な学校生活が送れると判断すれば、積極的に取り入れて指導いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。

それでは、僕が調べた内容について、このような運用がいいのではないかという提案をさせていただきます。もちろん僕が個人的に調べたことなので、それが本当にそうなのかということに関しては、後日、教育委員会ないしほかの場所でも調べていただけたらと思います。

まずは、エアコンの温度についてです。僕も学校環境衛生基準に関しては調べさせていただきました。そこには間違いなく17℃以上28℃以下という記載がありました。仕事や勉強に最も適している温度が何度なのかということについてまずお話しさせていただきます。これに関しては、22℃から25℃が最適だと言われておりまして、ここから1℃ずれるごとに仕事や勉強の効率が約2%下がると言われています。よく、何でしょう、オフィスであつたりでもそうなんですけれども、学校以外の。よく設定されることの多い28℃だと、25℃との差が3℃になりまして、2%掛ける3℃で約6%、25℃の状態よりも効率が下がると言われております。

この件について、兵庫県姫路市の姫路市役所が以前実験を行ったことがあります。以前、夏の冷房の温度を25℃に設定するという実験を2019年に行ったそうなので、そちらの内容を共有させていただきます。姫路市役所で冷房の温度を25℃に設定した7月、8月で総残業時間が14.3%減るという結果が出たそうです。報告によると、エアコンを25℃に設定したことによって光熱費は7万円増加、そしてこれは僕自身本当かなと思ったんですけども、人件費が約4,000万円削減されたというレポートが上がっていました。また、壱岐市はSDGs未来都市となっておりますので、温室効果ガスについても気にする部分かと思いますが、この実験の結果、温室効果ガスの排出量は微増にとどまったとのことでした。ここの正確な数値はレポートに載っておりませんでした。

話を戻します。結論から言いますと、教室の設定温度は22から25℃にするのがよいのではないかと森は考えております。

次に、電気料金につきまして言及させていただきます。設定温度を25℃にすることは、今までよりもパワフルにエアコンを動かすこととなります。それによって電気料金は微増する可能性があります。これは神戸市役所の実験の結果でもそうでした。とはいうものの、壱岐市のエアコンの電気料金を最適化する余地はあると考えています。

アンケートの結果を見ると、ほとんどの方の回答が——このアンケートというのは僕が個人的に取ったアンケートです——の結果を見ると、ほとんどの方が学校の教室のエアコンというものはエアコンのスイッチをつけたり消したりしている。そのつけたり消したりの判断というものは、

先ほど久保田教育長もおっしゃったように、学校の先生がイニシアチブを取ってやっているというお話でした。

これについて調べたところ、基本的にはエアコンというものは30分以上消さないのであればつけっ放しのほうが電気料金が安くなるという検証結果がありました。なので、基本的にはエアコンはつけっ放しにしていくことで逆に電気料金を下げる、抑えることができるという可能性があります。

最後に、コロナ禍の中、エアコン利用時の換気をどうするかという問題についてです。

アンケートの回答の中の一部には、コロナ予防のために窓を開けっ放しでエアコンをかけているという声もありました。これについて調べたところ、コロナ対策で換気をすることは必要だが、30分に一度、5分程度換気すれば十分であるようでした。

ただし、先ほど西原さんですか、教育次長のお話にもありましたけれども、窓は2方向以上開けて風が通るようにする必要があるとのことでした。これは実行されているようなので、特に問題はないかなというふうに思います。

先ほど赤木議員の一般質問にあったような二酸化炭素の濃度を測る機械が導入されているのであれば、それを目安にするのもいいかなというふうに思います。

また、学校のエアコンにその機能がついているかは僕はちょっと把握していないんですけども、湿度は40%以上を保つのがよいとのことでした。

まとめます。エアコンの温度は22から25℃に設定。基本的に30分以上教室に人がいなくなる時以外はエアコンはつけっ放し。コロナ対策で換気は30分間隔で5分、2方向以上の窓を開ける。可能であれば湿度は40%以上。このルールでのエアコンの運用がよいかと思っております。このルールで運用した場合、もしかしたら多少電気代が上がる可能性はあるかと思いますが、一番大切なのは子供たちの学習効率かなというふうに思っております。また、岐阜市は、学校の教室というものは部屋の面積が恐らく、容積がほとんど各教室変わらないと思いますので、電気代がどのくらい上がったか比較することもよいかと考えております。これについて御意見をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） お聞かせいただきました。十分参考にさせていただきます。ただ、教室のつくりと、例えば市役所の建物等の事務を主体とした仕事場のつくりとは結構違います。窓が大変豊富にあるのが教室であり、下窓から上窓まで開けたりすることもできる換気だとか、そういったものがもともと学校というのはいい環境のところにつくってあるので、なかなかこれまでもエアコン設置が遅くなったのも、そういう換気をすることによって子供たちが何とか生活できるような、特に夏季休業日はもう休業日がありますので、それ以外のときに学校生活ができる

という判断できていたという部分があります。ですから、その辺の違い等もしっかり私どももベースに置きながら、今、議員がお話しになったような22から25℃というのを年中通した形ですることが子供たちにとっても適切なのかどうかは十分検討する余地があるだろうと思いますので、参考にさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 参考にさせていただけるとのこと、どうもありがとうございます。

同じ内容でちょっと市長に質問なんですけれども、もともと先ほどお話しした姫路市役所の話というのは市役所の話なので、今回の室温のことに关しましては、学校の何でしょう、生徒さんの勉強の効率性だけではなく、仕事の効率性にも関わってくる部分かなというふうに思います。

市役所の職員の方にお話を聞かせていただいたところ、恐らく設定温度は27あるいは28℃になっているだろうという話をお伺いしました。今お話しした内容は、仕事の効率にも全く同じく当てはまることなので、ぜひ運用を試していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今の御提案について検討してみたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。

これで1つ目の質問を終わるんですけども、最後に、小中学校の生徒数が現在、令和3年度2,136名、市役所の職員が約400人いると伺っておりますので、エアコンの温度を変えるだけで壱岐の人口の10%に当たる約2,500人の生産性が上がると考えると、非常に大きいことだと考えておりますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。やってみて駄目だったらまた変えればいい話だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問の大項目の2つ目に移らせていただきます。

8月6日から森が始めた市政のアンケートに、壱岐商業高校の生徒から「商高だけエアコンがない。どうにかしてもらえないか」という声が寄せられました。壱岐市の教育委員会の管轄でないのは重々承知しているのですが、何で自分の学校だけエアコンがないのかというこの生徒さんの気持ちはとても分かります。

商高のエアコン設置に向けて動いていただくことは可能でしょうか。また、設置に向けて何か議会、民間サイドでできることがあるのであれば教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 森議員の2つ目の質問についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、管轄外ということをお理解いただいているものですから、なか

なか管轄外のことについて、この議会のこの場で申し上げることは大変難しいところがあります。

ただ、今お話しのような形の中で、私が言えることということでお聞きいただけたらと思うのですが、小中学校のエアコンが設置できたのは、やはり小中学校が義務教育であるということ、そして国庫補助を受けながら子供たちの教育を保障していくということがベースにあって、今回、こういうブロック塀の事故とか熱中症による事故とかで子供たちの命を危険から守るという意味でこの設置ができたということをまずは御理解いただけたらと思います。

高等学校になりますと、設置者が長崎県になります。高校の場合は特に校長という職種と県教育委員会とが直通でいろいろお話をされることで保たれているという行政関係があることはまずお伝えしたいと思いますが（「もう一度よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。（「どこの教育委員会ですか」と呼ぶ者あり）県教育委員会です。（「県教育委員会と」と呼ぶ者あり）と県立高校の校長先生方は直接にお話ができるという関係があります。

県教育委員会には、県立学校のいろいろな教育環境整備をするために県立学校施設班というのがあります。県立学校施設班ですね。そこに普段は各高校の要望等を校長が上げて、県立学校のこの施設班等が対応をして、施設設備の県下の分について当たっていると思います。

今のところ、県立高校の普通教室にエアコンを設置するのを公費でしているという実情はないということはお聞かせいただきました。

よって、例えば、現在、壱岐高校にはそれじゃあ設置されているじゃないかということに当然なるわけですが、これはやはり壱岐高校の学校と保護者の方や関係者の方たちが協議をされて、何らかの形で知恵を出されての設置になったと伺っております。

ですから、基本的には、県立高校については私ども壱岐市教育委員会としては管轄外ということになって、直接、この県立学校の施設班に働きかけという形の部分については非常に難しいところがあります。

ただ、森議員がお考えになっている働きかけというのの中で私なりに受け止めたときに、これから商業高校の保護者の方とか学校とか地域の方たちが、ぜひ商業高校の普通教室にエアコン設置をしてくれという形で動きになられるとすれば、その動きを市の教育委員会にお伝えいただければ、私はこの県立学校の施設班に対して、「壱岐市の商業高校でこういう保護者の要望があつて、今、県のほうへお伝えをしたいという動きがあります。どうぞそのような動きがあつた場合には取扱い方よろしく願います」と、ここまでは言えます。それ以上は管轄外で正直できないという部分がありますので、御理解いただけたらと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） とても勉強になりました。ありがとうございます。知りたいこと

は全部分かりましたので、これで僕の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、森俊介議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月17日は各常任委員会を、9月21日は予算特別委員会、9月22日は決算特別委員会をいずれも午前10時から開催いたします。

次の本会議は9月28日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時21分散会

令和3年 壱岐市議会定例会 9月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和3年9月28日 午前10時00分開議

日程第1	議案第46号	過疎地域持続的発展計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第47号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第3	議案第48号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第4	議案第49号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第5	議案第50号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第6	議案第51号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第7	議案第52号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第7号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第53号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第9	議案第54号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第10	議案第55号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第56号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第57号	令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第58号	小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の締結について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第14	認定第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第6号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・ 認定 本会議・認定
日程第16	認定第7号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	認定第8号	令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第18	要請第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第19	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第20	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第21	発議第4号	老岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第22	発議第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
追加日程第1	議案第59号	令和3年度老岐市一般会計補正予算（第8号）	財政課長 議案説明・質疑あり・委員会付託省略・討論なし・可決

本日の会議に付した事件

（議事日程第6号に同じ）

出席議員（16名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか4名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。本日までに白川市長より追加議案2件を受理いたしております。

日程第1. 議案第46号～日程第18. 要請第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第46号から日程第18、要請第1号まで18件を一括議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

報告いたします。

令和3年9月28日。壱岐市議会議長豊坂敏文様。総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。記。議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。議案第47号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第48号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第49号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について、原案可決。議案第50号壱岐市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。議案第51号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について、原案可決。議案第53号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第54号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第58号小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の締結について、原案可決。認定第6号令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。委員会意見。

議案第47号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例に追加される、壱岐市入札監視委員会の詳細を規定する、壱岐市入札監視委員会設置要綱の内容について。

壱岐市入札監視委員会の委員の選任については、壱岐市附属機関設置条例で担任する事務として定められる、「入札及び契約手続きにおける公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること」を具現化する方法とすること。また、この趣旨に沿って、今後も随時見直しを図られたい。

認定第2号、認定第3号及び認定第4号について。

認定第2号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計歳入歳出決算認定と同様に細部までの審査には相当な時間を要するため、継続審議とした。

続きまして、令和3年9月28日壱岐市議会議長豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。本委員会に付託された要請等は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。記。受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置の順で報告いたします。要請第1号、令和3年9月10日。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）。採択すべきもの。意見なし。意見書提出。委員会意見。要望第1号ゼロ・ウェイスト宣言の要望については、その主旨や具体的な内容について調査する時間が必要であるため、継続審議とした。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和3年9月28日。

壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。議案第46号過疎地域持続的発展計画の策定について、原案可決。

議案第55号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第56号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第57号令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。認定第5号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、認定。所管事務調査。

壱岐イルカパークについては、コロナ禍の中で、経営努力が行われているが、依然として厳しい状況が続いている。こうした中、令和4年4月1日からの指定管理者については、公募にて選定された事業者が経営を行うとともに、公平性等の観点からIKI PARK MANAGEMENT株式会社の完全民営化、また指定管理料をイルカの飼育管理、生命維持に係る部分のみとするも、その後については、改めて見直しを行い、完全自走化を目指すこととされている。

本委員会としては、本内容を尊重するも、その後の完全自走化に向けた取組を推進されたい。以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 最後にありましたイルカパークのことについて、この審議結果からいくと、本内容を尊重するという産業建設常任委員会の結果ですが、そのとりわけ2つの点が問題だと思うんですが、この点では唐突に提案された内容ではないかというのが1点、議員全体としては、知らない部分が多いというところ。それからもう一つ、イルカパークの指定管理に移すという点と、IKI PARK MANAGEMENTを株式会社するというこういう方針も委員会としては、内容として尊重すると、そういうふうに尊重というのはどういう形、どういう

意味合いなのか、もう少し説明をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 議案外ですから。議案外については、議案についての質疑はいいですが、議案外については、これは所管の事務調査の中での意見ですから。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案についてという、結果についての質問でと思ったんですが、そういう質問不適切ですか。この内容を尊重する。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか、議案については、今委員長が報告したとおりですが、これは所管の事務調査ですね、これについての中での意見を出していますから、ここでは質疑はできません。音嶋議員。

○議員（１０番 音嶋 正吾君） 私も今ちょっと議長、異議あります。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（１０番 音嶋 正吾君） これは、所管の事務調査とはなっておりますが、あくまでも公募において完全民営化するとなっております。これはおかしいですよ。議会にこんなこと諮ったことないですよ、今まで。今現在、壱岐市が指定管理者に株を入れているわけですから、こういうことは明らかにおかしいですよ。所管の事務調査の中で織り込まれるというのは、非常に問題。

そして、従来はIKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成４年から経営形態を自走させるとなっているわけですから、壱岐市も当然、２５％の株主をもってそして取締役である高田氏と共同で経営するというのが、本来の在り方ですから、これは重大な変更ですよ、こういう私びっくりしました。一応、それだけを申し添えて、委員長、これはどういう経緯でしょうか。もし議長が発言を許されるなら、私はこれは重大な条件変更と考えますので、質問を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） この件については、本日の総務文教厚生常任委員会の中で、また説明があると思いますが、今日のこの議案の中での質疑はできないと、議案内の質問であればいいです。そこで止めてください。いいですか。

○議員（１０番 音嶋 正吾君） 議長。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（１０番 音嶋 正吾君） 議長の今の発言は、十分尊重いたします。しかし、ここで議決案件に関してこれを認めるということであれば、これはもう重大な議決をくつがえすにしても、この意見書というのは、私は容認できないものであると考えます。全ての議員に、議長、全ての議員がこれを共有しておるのであれば、意見書はあつてしかるべきと思いますが、御判断を願いたい。

○議長（豊坂 敏文君） 議案についての採決ですから、この所管の事務調査については別途になります。いいですか、赤木委員長、何かありますか。

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 所管事務調査に関しましては、地方自治法の第109条に示されているとおりに、常任委員会の中で主体的なテーマを持って調査を行うというのが記されております。そのため、このイルカパークについても、現在産業建設常任委員会の所管事務調査として継続して行っているところを、今日報告したところでございます。このことに関しましては、先ほども議長がおっしゃったとおりに、総務文教厚生常任委員会にも説明がございまして、その点でしっかり質問等をされていていいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 委員会審査報告書ということで、本会議に提案された内容ですので、その内容についてこの事務調査ですけど、審議と結果について議案内容には入らないということですから、審議と結果について不明確なので質問しているわけで、それもだめというわけですか。

○議長（豊坂 敏文君） 委員長報告については、この議案についての報告です。それに対する質疑になりますから。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。植村圭司予算特別委員長。

〔予算特別委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○予算特別委員長（植村 圭司君） 令和3年9月28日。

壱岐市議会議長豊坂敏文様。予算特別委員会委員長植村圭司。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。記。議案番号、議案第52号。件名、令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）。審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告は終わります。

これから、議案第46号から議案第51号までの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号から議案第51号までの6件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第46号から議案第51号までの6件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第52号から議案第58号までの7件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号から議案第58号までの7件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第52号から議案第58号までの7件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、認定第5号から認定第8号までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号から、認定第8号までの4件を一括採決します。この採決は、起立によって行います。各決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第5号から、認定第8号までの4件は、原案のとおり全て認定することに決定しました。

次に、要請第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要請第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は採択です。要請第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、要請第1号は、採択することに決定いたしました。

日程第19. 諮問第3号～日程第20. 諮問第4号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第19、諮問第3号及び日程第20、諮問第4号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員野口慶子氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として郷ノ浦町大原触の内山圭三氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。諮問第4号につきましては、勝本町立石仲触の人権擁護委員松永敏之氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として芦辺町湯岳本村触の安永悠子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから、2件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び諮問第4号の2件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第3号及び諮問第4号を2件について、一括討論を行います。討論はありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第3号及び諮問第4号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。諮問第3号及び諮問第4号の2件については、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、諮問第3号及び諮問第4号の2件については、了承することに決定しました。

日程第21. 発議第4号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、発議第4号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。12番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 発議第4号、令和3年9月28日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。提出者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく赤木貴尚、市山繁。

壱岐市議会基本条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、新型コロナウイルス感染症に見られるような感染症の感染拡大により、社会や市民生活に甚大な影響が発生する状況を考慮し、見直しを行う。

壱岐市議会基本条例の一部を改正する条例。壱岐市議会基本条例の一部を次のように改正する。第12条第1項第6号中、「及び」を「、」に、「事故により、応急に必要となる維持補修及び工事費に関する」を「及び感染症に関わる対策として、応急に必要となる」に改める。

附則、この条例は公付の日から施行する。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんのでこれで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第5号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第22、発議第5号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。7番、植村圭司議員。

〔提出議員（植村 圭司君） 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 発議第5号、令和3年9月28日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

提出者、壱岐市議会議員植村圭司、賛成者、同じく清水修、音嶋正吾。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災、減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け、増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹をゆるがす見直しは、

家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において、対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日、長崎県壱岐市議会議長豊坂敏文。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

これで、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時38分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開いたします。

お諮りします。ただいま市長より議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって議案第59号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議案第59号

○議長（豊坂 敏文君） 追加日程第1、議案第59号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長及び企画振興部長に説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,900万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、233億526万1,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した中小事業者に対し、長崎県と共同で1月当たり最大10万円の事業継続支援金を給付する事業に係る予算につきまして、追加の補正を行う

ものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は今回の事業継続支援金事業にかかる壱岐市負担分につきまして充当するもので6,168万2,000円を計上しております。

16款2項5目商工費県補助金の長崎県事業継続支援給付事業補助金は今回の事業継続支援金の給付に対する2分の1補助及び事務費に係る県補助金6,732万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費で、今回の事業支援金の申請事務及び国の月次支援金のオンライン申請支援の委託料として648万円と事業継続支援金1億2,240万円及び事業費を合わせまして、合計1億2,900万2,000円を計上しております。

以上で、議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）に計上しております、令和3年度壱岐市事業継続支援金について御説明いたします。

資料の5、議案第59号関係資料をお開き願います。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小企業者に対し長崎県と共同で、壱岐市事業継続支援金を給付するものでございます。

また、併せて、本事業継続支援金と国の月次支援金の申請の支援を行うものでございます。

まず、支給要件につきましては、1つ目として、令和3年8月6日時点で本社が壱岐市内にあること。2つ目として、次の①②のいずれかに該当し、令和3年8月または9月の月間事業収入が、対前年または対前々年同期比で30%以上50%未満減少していること。

1つ目といたしましては、令和3年8月10日からの県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること。

2つ目として、令和3年8月7日からの県下による不要不急の外出、移動自粛要請により、直接または間接の影響を受けたこと。ここの文言で、間接が抜けておりますので、間接の追加をお

願いをいたします。

3つ目といたしまして、令和3年8月と9月において、国の月次支援金や市の飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給していない、また、しないこと。

4つ目といたしまして、令和3年3月31日以前から事業を営んでいること。なお、売上が50%以上減少している場合につきましては、国の月次支援金の対象となるため、国への直接申請となります。

給付額につきましては1事業者1か月当たり最大で10万円、事業収入減少額を上限といたします。8月と9月の最大2か月分を給付することとなります。申請受付期間は令和3年10月1日から同年11月30日までの予定でございます。所要予算額につきましては、歳入歳出1億2,900万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

予算算出の基礎となります件数につきましては、今回調査した数値及び本年3月、4月に実施をいたしました事業継続支援金の件数をもとに、612件と推計をいたしております。

また、委託料でございますが、特に50%以上売上が減少した事業者が対象となる国の月次支援金が国への直接申請ということで、オンライン申請のみとなっております。よって、インターネットが不得手な事業者に対し、申請支援を委託するもので、各分野の関係団体と協力して実施する予定といたしております。対象事業者の例でございますが、①県の営業時間短縮要請に協力した壱岐市内の飲食店等と直接、間接の取引があること。これに該当いたしますのが、食品加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、農業者・漁業者等生産者が該当いたします。

次に、②長崎県内における不要不急の外出・移動自粛要請により、直接ここもまた間接的な影響を受けたこと。これに該当いたしますのが、営業時間短縮要請の対象外となった飲食店、また旅行関連事業者、小売事業者、対人サービス事業者などが該当すると思われれます。

以上のように、今回の事業者支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた多くの事業者の方が対象となるものと考えておりますが、御不明な事業者におかれましては、企画振興部商工振興課までお尋ねをいただければというふうに思っております。

次に、参考といたしまして、国の月次支援金について御説明をいたします。

国の月次支援金につきましては、緊急事態宣言区域またはまん延防止等重点措置の適応を受けた地域と取引がある事業者が対象となっておりますが、このたび8月27日から9月12日まで、長崎県がまん延防止等重点措置の指定を受けたことによりまして、壱岐市内で事業を行っている事業者の方も対象となりました。

これを受け、本年8月と9月の売上が50%以上減少した本市の事業者の方も給付対象となったことにより、活用を促すものでございます。

今までは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象となっていた東京や大阪、福岡などの大都市と取引がある事業者が対象となっておりましたが、今回は長崎県がまん延防止等重点措置に適用されたため、大都市との取引がなく、壱岐市内で事業を行われている方々も対象となりますので、広く御活用できるものと考えております。

給付対象は①対象月、これ8月と9月でございますが、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業または外出自粛の影響を受けていること。

2つ目として、令和3年の月間売上、本年の8月と9月が、令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少していることでございます。給付額につきましては、中小企業は月額上限20万円、個人事業主は月額上限10万円でございます。申請期間は8月分が10月31日まで、9月分が11月30日までとなっております。8月分は壱岐市事業継続支援金より早い締め切りとなっておりますので、御注意をお願いいたします。申請方法は、月次支援金ホームページでのオンライン申請となっております。オンライン申請が不得手な方につきましては、各団体と今後委託契約を締結しまして、申請支援を行う予定となっております。後日、市内回覧等で周知をいたしますので、御活用をいただきますようお願いをいたします。

説明は以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） コロナによってのいろんな支援金がこの間もあっているわけですが、ひとつ先日までの自粛の協力金のほうで、3回に分かれて支給されましたが、協力金の支給状況とか、それから何件支給されたのか分かりましたら教えてください。

それとの関係で、この612件支援金の準備されておりますが、商工業、漁業、農業、それぞれ分野ごとに予算も分かれておりますが、細かい件数がありましたら教えてください。

それから、とりわけ50%以上か未満かというところで市に申請するのか国に申請するのかというところの境界がありますが、このあたりの以上、未満というのは、厳密にされるのか、大体こうアバウトな線で切られるのか、このあたりの国と壱岐との申請の境目というのはどういうふうに扱いなにか、聞かせてください。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

協力金の営業時間短縮要請協力金の支給の状況でございますが、これは第1期、第2期、第3期と分かれております。まず第1期につきましては、昨日9月27日現在で店舗数が196件の申請がっております。第2期につきましては、店舗数で180件の申請がっております。そして第3期につきましては、159件の申請がっております。

次に、各商工業者、また漁業者、農業者での件数と612件の内訳というようなことの御質問でございますが、まず、商工業者等につきましては、430件、漁業者の方につきましては、100件、そして農業者の方につきましては82件を見込みの件数といたしております。

最後に、その50%以上と50%未満とか、そういった境のところの確認ということでございますが、実際申請を行うにあたっては、そういった幾ら減収になったというような書類を提出をいただいて、それをもとに確認をし、決定をすることになりますので、ですから、書類上でちゃんと審査をして、そこに対象になるか50%以上になるか、50%未満になるかというようなところをはっきりいたしまして、それぞれのところで支給を行うというようなことになっております。以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 協力金については、まだ申請して、これからというところもありました、昨日聞いたら。ぜひ最後まで協力金の支給をお願いしたいというふうに思いますが、今言われました50%、これは売上に対して厳密にされるという判断でいくわけですね。例えば53%だけでも壱岐市のほうに申請するということはエラーだということでしょうか、その点確認いいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げましたように、書類上でちゃんと確認をして50%以上であれば、国の月次支援金で30%以上50%未満であれば、ただいま予算の上程いたしております事業継続支援金で支給を行うというようなことになっております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ある業者の方が、以前に国に申請をしたら、その業者の方は12月にお母さんが亡くなっていて、店の名義が変更されたということで、そのことが原因で支援金が受けられないという、そういう状態があるという風に言われたんです。そういう状態で、月次に引き続き出したいけど、ちょっと国はまた同じように認められないんじゃないかというふうなことで、そういう状態だったら市の支援の受け方はできないのかなということでも伺ったわけですが、そういうふう以前に支援金の給付ではじかれたと、認定されなかったと、いろんな理由がありますので、そのあたり申請の委託のところ、きちんと相談をのっていただくことが必要じゃないかなという点と、あと今回月次の場合10月いっぱい1か月しかないですね。だからそういう意味では、早く対応をしっかりとしないと期限に間に合わない。とりわけ商工業430件ということで、かなり協力金よりも大きい対象者がいます。それから業種ごとでも、今までだったら飲食店ということで、ある程度ぱっと見て分かりますけれども、この場合、幅広

いですね、観光業からレンタル、いろんな、それから学習塾からいろんな職種にわたる可能性がありますので、そういう面では、申告のお手伝いが必要があるのですが、どのくらいの窓口を準備して申告の手伝いをするという準備されているのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） まず、山口議員の御質問にお答えをいたしますが、先ほどの50%以上の減少した事業者の方については、月次支援金のみが申請可能と、これは県からの指示でございます、これは県下共通事項でございますので、それに基づいて対応していくということでございます。

また、それぞれ内容によっては、いろいろな事案の方がおられるというふうに思っておりますので、そういった方につきましては、商工振興課なりに御相談をいただければというふうに思っております。

また、農業、漁業者の方につきましては、それぞれ農林水産部のほうにもお尋ねをいただければというふうに思っております。

また、今後周知等につきましては、速やかに対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

あと、窓口等でございますが、現在調整を行っておりますが、各商工会そして農協そして各漁協等での支援の申請について、現在調整を行っておりますので、そういったところで幅広く対応がいただけるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 4回目になりますから。3回で。ほかにありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 今、企画振興部長から答弁がありました、月次支援金等申請支援業務委託料ですね、これは今言われました関係から見ますと、商工会、農協、漁協に委託すると委託料になるわけですか。そしたら、これは、件数幾らで委託するわけですか。例えば、この648万円の委託料をどのように配分されようとお考えでおられるのか、簡単に説明をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 月次支援金の支援業務委託料の内訳ということになるかと思いますが、これにつきましては、ただいま申し上げましたように、現在調整を行っておりますが、商工会、そして農協、そして漁協での支援ということで、現在調整を行っているところでございます。

予算的などころでいきますと、今回1件当たり5,000円の支援業務の委託料の1件当たり5,000円ということで考えておりまして、まず、事務の委託料といたしましては、商工業者

等におきましては、全体で、これ月次支援金の申請対応も考えておりますので、商工業者等におきましては565件で、漁業者の方につきましては402件、そして農業者の方につきましては329件の、それぞれ予定をいたしております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 部長、今確認ですが、1件に5,000円といわれましたね。ということは、あなたたちが想定しているのは612件ですよ。5,000円としたら360万円になりますが、この648万円ちゅうのは、市も幾らか取るんですか、財源として、事務費としてもらおうという考えなんですか。そうじゃないと648万円という数字は出てきませんが。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げましたが、再度繰り返して御説明をいたします。

商工会、商工業者等につきましては565件で282万5,000円、漁業者につきましては402件で201万円、農業者の方につきましては329件で164万5,000円、合計で1,296件の648万円ということになっております。ただいま申し上げましたのは、先ほども御説明をいたしましたが、今回の事業継続支援金と合わせて、国の月次支援金のそういった支援についても予定をしております、その合計の件数が、ただいま申し上げました件数でございます。

それと、今回の分につきましては、8月と9月というようなこと、2か月にわたっておりますので、そういったところから非常に事務的には多くなるというようなことから、今回そういった対応をすることで予定をしております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私は非常に理解力がない男ですので、私が支給を受けるわけじゃないんですが、事業者とかこういう支給を申し込まれた方に、よく分かるようにしてください。ここに説明資料で出ているのは、612件の20万円で1億2,240万円と、そして国県から受け取る補助金としての総額、事務費したら、合うなという僕たちは単純な頭しか持たないんです。くれぐれも事業者の皆さん方に、分かりやすいように説明をしていただきたい、結構ですから。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、予定された議事は終了いたしました。

この際お諮りをします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和3年壱岐市議会定例会9月会議閉会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、9月7日から本日まで22日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る9月18日から20日にかけて、長崎県総合運動公園陸上競技場で行われた、令和3年度長崎県高等学校新人体育大会陸上競技において、壱岐高校1年生の竹下紘夢さんが、男子400メートルにおいて、見事優勝。また、芦辺中学校出身で諫早高校2年の田中咲蘭さんが、

女子3,000メートルにおいて優勝というすばらしい成績を収めました。本9月会議の行政報告でも申し上げましたスポーツ、文化等各分野における輝かしい成績も含め、壱岐の子供たちの活躍には目を見張るものがあります。現在のコロナ禍において、様々な活動が制限される中でも日頃の努力を重ねた結果であり、こうした壱岐っ子の活躍を大変うれしく思いますとともに、今後ますますの活躍に期待をいたしております。

次に、本定例会期中の予算特別委員会の冒頭に申し上げましたが、9月16日から17日にかけて、台風14号が本市に接近、通過をいたしました。本市では、幸いにして大きな被害はありませんでしたが、壱岐空港観測局で最大瞬間風速34.5メートルを記録し、柳田地区を中心に市内約190世帯の停電、光ケーブルの断線、倒木等の被害が発生をいたしました。被災した箇所につきましては、関係機関等との連携を図り、早期復旧に努めたところであり、既に復旧をいたしております。今後もいつ起こるか分からない自然災害等に対し、危機管理は行政の最大の責務を常に念頭に置き、引き続き関係機関等との連携を図り、防災対策の徹底を図ってまいります。市民皆様には、防災意識の向上に努めていただきますとともに、危険箇所の確認や備蓄品の準備など、平時からの備えをお願いいたします。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に減少傾向にあり、長崎県においては、9月22日、知事による記者会見が行われ、佐世保市を含め、県全体の感染段階を9月25日からステージ2に引き下げられたところでもあります。引き続きマスク着用、手指消毒など、基本的な感染予防対策の徹底を図った上で、経済活動の復興、活性化を目指し、長崎県民限定観光キャンペーンである第2弾ふるさとで深呼吸の旅キャンペーンが9月25日宿泊分から再開され、令和4年1月1日チェックアウトの分までの期間が対象となります。本キャンペーンは、宿泊料金の50%、最大5,000円割引、さらに地域限定クーポン2,000円が付与される大変お得な内容となっており、壱岐市民の方が市内参加施設に宿泊される場合も対象となりますので、宿泊施設支援のため、ぜひ市民皆様の御利用をお願いいたします。

また、対馬市との相互交流促進事業、対馬再発見の旅につきましては、10月1日宿泊分から再開いたします。現地で使用できるお得なクーポンが多数付与されておりますので、対馬市、壱岐市相互支援のため、併せて市民皆様の御利用をお願いいたします。

また、令和4年1月9日に開催予定でありました、第35回壱岐の島新春マラソン大会につきましては、大会実行委員会にて開催に向け、感染防止対策等の検討を進めておりましたが、協議の結果、出場される皆様、市民の皆様、大会スタッフやボランティア等の安全を最優先するため、再度延期することを大会実行委員会にて決定されております。2年連続しての延期となりましたが、次回開催できますよう、ワクチン接種の推進をはじめ、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、市としましても努めてまいります。

早いもので9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われますので、市民皆様、議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意され、日々御健勝にて過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和3年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 音嶋 正吾